# 福岡県公報

令和６年５月28日
第　499　号


## 目　次


**告　示**（第330号・第331号）

○道路の区域の変更　（道路維持課）……1

○道路の区域の変更　（道路維持課）……1

**公　告**

○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……2

○競争入札参加者の資格等　（総務事務厚生課）……2

○一般競争入札の実施　（税　務　課）……3

○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……7

○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……8

○県営土地改良事業の換地計画　（農村森林整備課）……8

○国土調査法に基づく地籍調査事業計画　（農山漁村振興課）……8

○落札者等の公示　（税　務　課）……8

○土地改良区の解散の認可　（農村森林整備課）……9

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等　（中小企業振興課）……9

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等　（中小企業振興課）……9

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等　（中小企業振興課）……10

**監査委員**

○令和５年度包括外部監査結果の公表　（監査委員事務局総務課）……10


## 告　示

**福岡県告示第330号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 飯塚 | 国道 | 200号 | 前 | 飯塚市佐與2585番１先から飯塚市佐與2603番１先まで | 26.4～70.5 | 223.0 |
| | | | 後 | 飯塚市佐與2585番１先から飯塚市佐與2603番１先まで | 22.3～70.5 | 223.0 |

**福岡県告示第331号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から２週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|---|---|



定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番１９号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 直　方 | 県　道 | 岡　垣<br>宮　田　線 | 前 | 宮若市四郎丸122番２先から<br>宮若市四郎丸123番２先まで | 20.0<br>～<br>27.0 | 17.5 |
| | | | 後 | 宮若市四郎丸122番２先から<br>宮若市四郎丸123番２先まで | 18.0<br>～<br>25.0 | 17.5 |

# 公　　告

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄二丁目4125番１、4125番３及び4125番４

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市高雄二丁目3781番地

学校法人御笠学園

理事長　前田　妙子

---

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県税務システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、システム構築業務、システム移行業務を含む。）

２　競争入札参加者の資格

(1)　競争入札に参加することができない者

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ　次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

オ　県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ　競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ　営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク　消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ　福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2)　競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア　従業員数

イ　年間売上高

ウ　自己資本金
エ　流動比率
オ　経営年数
カ　地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3　競争入札参加資格審査の申請方法等

⑴　申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）
イ　法人にあっては登記事項証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）
ウ　県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理に委任する場合は、委任状（様式第２号）
エ　県税に未納のないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）
オ　社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
カ　個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
キ　法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前２事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第３号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前２か年分）
ク　障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第４号）
ケ　営業概要表（様式第５号）
コ　事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第６号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
サ　印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第７号）
シ　ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第８号）
ス　暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第９号）
セ　営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
ソ　協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
タ　ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
チ　福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
ツ　返信用封筒（434円切手を貼付した長形３号封筒）

⑵　申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号
（電話番号）092－643－3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。

⑶　申請書の受付期間

この公告の日から令和６年６月17日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4　競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5　競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和７年10月末日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和７年７月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

---

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　競争入札に付する事項

⑴　契約事項の名称

福岡県税務システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、システム構築業務、システム移行業務を含む。）

⑵　調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

⑶　履行期限

賃貸借の開始日から72か月（６年間）

⑷　納入場所

入札説明書及び仕様書による。

2　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和６年４月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3　入札参加資格を得るための申請の方法

２に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、令和６年６月６日（木）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

電話番号　092－643－3092

申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。

4　入札参加条件（地方自治法施行令第167条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和６年７月８日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

⑴　地方自治法施行令第167条の４第１項各号に該当する者でないこと。

⑵　２の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|---|---|---|---|
| 05 | 02 | 機器器具（電気通信機器） | ＡＡ |
| 13 | 04 | サービス業種その他（調査統計） | ＡＡ |
| 13 | 08 | サービス業種その他（リース・レンタル） | ＡＡ |
| 13 | 11 | サービス業種その他（その他） | ＡＡ |

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

⑷　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年２月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

⑸　納入しようとする物品が１の⑵に示した物品であることを申し立てる仕様申立書を令和６年６月21日（金）までに５の部局に提出し、県から書面で承認を受けている者

5　当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課電算係（県庁行政北棟８階）

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

電話番号　092－643－3068

6　契約条項を示す場所

５の部局とする。

7　契約書作成の要否

要

8　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札説明書の交付期間及び交付場所

⑴　交付期間

この公告の日から令和６年６月11日（火）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分まで

⑵　交付場所

５の部局とする。

10　入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、競争入札参加申請書を提出しなければならない。

⑴　提出期限

令和６年６月21日（金）午後５時00分

⑵　提出部局

５の部局とする。

⑶　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）

⑷　その他

ア　入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

イ　本件入札において提出された資料等は返却しない。

ウ　入札参加申請後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を５の部局に提出すること。

11　仕様申立書の提出及び承認

納入しようとする物品が、１の⑵に示した物品であることの証明として、仕様申立書を以下のとおり提出しなければならない。

⑴　提出期限

令和６年６月21日（金）午後５時00分

⑵　提出部局

５の部局とする。

⑶　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

⑷　その他

ア　提出した仕様申立書について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

イ　令和６年６月28日（金）までに５の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

12　入札書

⑴　提出期限

令和６年７月８日（月）午後５時00分

⑵　提出部局

５の部局とする。

⑶　提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により、次のとおり提出しなければならない。電子メール、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

ア　持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「７月９日開封＜税務システム用機器等の賃貸借＞に係る入札書在中」と朱書きすること。

イ　郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮にも、「７月９日開封＜税務務システム用機器等の賃貸借＞の入札書在中」と朱書きすること。

⑷　注意事項

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課

税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ　入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の名前を記載すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の名前を記載すること。

ウ　入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ　入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ　入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

13　開札

⑴　日時

令和６年７月９日（火）午前11時00分

⑵　場所

福岡市博多区東公園７番７号

福岡県庁行政棟10階　税務課別室

⑶　開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

⑷　落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の８第４項の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

なお、再度の入札に付し落札者が無い場合は、再度入札で最低の価格をもって申し込みをした者と予定価格の制限の範囲内で随意契約を行うことができるものとする。

14　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

契約希望金額の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約希望金額の２割超に相当する金額）を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約（契約金額の２割超に相当する金額）を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13の⑷により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

⑴　入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

⑵　法令又は入札に関する条件に違反している入札

⑶　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

⑷　所定の場所及び日時に到着しない入札

⑸　入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札

⑹　入札保証金が上記14の⑴に規定する金額に達しない入札

⑺　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

⑻　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

⑼　入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16　落札者の決定

⑴　予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17　その他

⑴　落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

⑵　落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税（免税）事業者届出書を提出すること。

⑶　この調達契約は、世界貿易機構（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載している。

⑷　特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

⑸　入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

⑹　その他、詳細は入札説明書による。

18　Summary

⑴　Nature of the service

A Lease contract of the Prefecture Tax System of Fukuoka Prefecture

⑵　Period of Lease

It is 72 months from the lease start date that the period is reckoned

⑶　Delivery place

Please find attached information for public tender.

⑷　Time Limit of Tender

５:00 P. M. on July ８, 2024

⑸　Contact Point for the Notice

Tax Affairs Division,Fukuoka Prefectural Office

７－７, Higashikoen, Hakata－ku, Fukuoka City, 812－8577, Japan

TEL 092－643－3068

FAX 092－643－3051

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡須恵町大字植木字四王田502番４、502番９から502番24まで、505番１及び505番４から505番９まで並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区松島六丁目６番33号

株式会社よかタウン

代表取締役　野島　幸司

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

宗像市大井字三倉285番１、285番２、288番１から288番６まで、289番１から289番３まで、290番３及び319番14

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区警弥郷三丁目19番15号

東保　彰利

---

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和６年５月16日付けで定めたので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

| 換地計画を定めた地域 | 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|---|---|---|---|
| 沖田地区（糸島市） | 換地計画書の写し | 令和６年５月28日から<br>令和６年６月25日まで | 糸島市役所 |

---

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の３第２項の規定に基づき、北九州市ほか14市町村の令和６年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第５項の規定により次のように公示する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

| 調査を行う者の名称 | 調　査　地　域 | 調査期間 |
|---|---|---|
| 北　九　州　市 | 小倉南区<br>上吉田一丁目・二丁目・六丁目、中吉田一丁目・三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、下吉田三丁目・四丁目、大字吉田の各一部<br>八幡西区<br>本城一丁目・二丁目・三丁目、本城東二丁目・三丁目、力丸町、大字本城の各一部 | 令和６年４月１日から<br>令和７年３月31日まで |
| 福　岡　市 | 西区<br>愛宕三丁目・四丁目、姪の浜二丁目の各一部 | 〃 |
| 大　牟　田　市 | 藤田町の一部、浪花町、早米来町一丁目・二丁目、三川町五丁目、船津町、桜町、沖田町 | 〃 |
| 直　方　市 | 大字下新入、上新入、感田、知古の各一部 | 〃 |
| 田　川　市 | 大字夏吉の一部 | 〃 |
| 行　橋　市 | 行事六丁目・七丁目の各一部 | 〃 |
| 小　郡　市 | 三沢、大保、小郡の各一部 | 〃 |
| 春　日　市 | 若葉台東、原町、春日の各一部 | 〃 |
| 古　賀　市 | 小山田、薬王寺の各一部 | 〃 |
| 糟屋郡新宮町 | 原上の一部 | 〃 |
| 田川郡香春町 | 大字中津原の一部 | 〃 |
| 田川郡添田町 | 大字野田、大字英彦山の各一部 | 〃 |
| 田川郡大任町 | 今任原の一部 | 〃 |
| 田川郡赤村 | 大字赤の一部 | 〃 |
| 田川郡福智町 | 赤池の一部 | 〃 |

---

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　契約に係る特定役務の名称

地方税共通納税システムの税目拡大に係る税務システム改修業務

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称

福岡県総務部税務課

(2)　所在地

福岡市博多区東公園７番７号

3　契約の相手方を決定した日

令和６年３月29日

4　契約の相手方の氏名及び住所

(1)　氏名

株式会社ＢＣＣ

(2)　住所

福岡市中央区六本松二丁目12番19号

5　契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

69,179,000円

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条１(c)(i)に該当

---

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第１項第１号に掲げる事由により解散したので、同条第３項の規定により公告する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

| 土地改良区名 | 解散認可年月日 |
|---|---|
| 前田土地改良区 | 令和６年５月17日 |

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出について、法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から１月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(1)　名　称　イオン小郡ショッピングセンター

(2)　所在地　小郡市大保字弓場110

2　法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定による届出について、法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から１月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(1)　名　称　（仮称）コーナンPRO太宰府店

(2)　所在地　太宰府市大佐野五丁目４番外

2　法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見ありません。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による届出について、法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から１月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和６年５月28日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　イオン小郡ショッピングセンター

⑵　所在地　小郡市大保字弓場110

２　法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

⑴　歩行者の通行の利便の確保等

駐車場の自動車の出入口がある箇所については、現在、歩車道境界ブロックが無く歩行者が危険な状態である。出入口を閉鎖する箇所については、歩車道境界ブロックを設置し歩行者の安全を確保すること。

## 監査委員

**監査公表第17号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第５項の規定に基づき、包括外部監査人諏訪原功一郎から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第３項の規定により、次のとおり公表する。

令和６年５月28日

福岡県監査委員　　塩　川　正　一
同　　世　利　洋　介
同　　森　　行　一
同　　大　島　道　人

令和５年度

福岡県包括外部監査の結果報告書

令和６年３月

福岡県包括外部監査人

公認会計士　諏訪原　功一郎

# 目次

**第１　包括外部監査の概要 ..... 1**

１．外部監査の種類 ..... １

２．選定した特定の事件 ..... １

３．特定の事件として選定した理由 ..... １

４．監査の方法 ..... １

５．監査の実施期間 ..... ２

６．監査の実施者 ..... ２

７．利害関係 ..... ３

**第２　監査対象の概要 ..... 4**

１．福岡県における公社等外郭団体に係る政策の概要 ..... ４

２．公社等外郭団体の推移 ..... ８

３．監査対象団体 ..... ９

**第３　監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ..... １２**

１）監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要 ..... １２

（１）監査の結果及び意見の件数 ..... １２

（２）監査の結果及び意見の一覧 ..... １３

２）（総合意見）監査の結果及び意見 ..... １６

３）（各論）監査の結果及び意見 ..... １７

１．（公財）福岡県国際交流センター ..... １７

（１）外郭団体の概要 ..... １７

（２）監査の結果及び意見 ..... ２０

２．（公財）アクロス福岡 ..... ２６

（１）外郭団体の概要 ..... ２６

（２）監査の結果及び意見 ..... ２９

３．（公財）福岡県スポーツ推進基金 ..... ３２

（１）外郭団体の概要 ..... ３２

（２）監査の結果及び意見 ..... ３５

４．（公財）福岡県生活衛生営業指導センター ..... ３９

（１）外郭団体の概要 ..... ３９

（２）監査の結果及び意見 ..... ４３

５．（社福）福岡県厚生事業団 ..... ５０

（１）外郭団体の概要 ..... ５０

（２）監査の結果及び意見 ..... ５４

６．（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センター ..... ５６

（１）外郭団体の概要 ..... ５６

（２）監査の結果及び意見 ..... ６０

７．（公財）福岡県産業・科学技術振興財団 ..... ６７

（１）外郭団体の概要 ..... ６７

（２）監査の結果及び意見 ..... ７０

８．（公財）水素エネルギー製品研究試験センター ..... ７２

（１）外郭団体の概要 ..... ７２

（２）監査の結果及び意見 ..... ７５

９．（公財）福岡県農業振興推進機構 ..... ７９

（１）外郭団体の概要 ..... ７９

（２）監査の結果及び意見 ..... ８２

１０．（公財）福岡県水源の森基金 …… ８４
（１）外郭団体の概要 …… ８４
（２）監査の結果及び意見 …… ８６
１１．福岡北九州高速道路公社 …… ９２
（１）外郭団体の概要 …… ９２
（２）監査の結果及び意見 …… ９４
１２．（公財）福岡県下水道管理センター …… ９６
（１）外郭団体の概要 …… ９６
（２）監査の結果及び意見 …… ９９
１３．福岡県住宅供給公社 …… １０１
（１）外郭団体の概要 …… １０１
（２）監査の結果及び意見 …… １０３
１４．（公財）福岡県教育文化奨学財団 …… １０７
（１）外郭団体の概要 …… １０７
（２）監査の結果及び意見 …… １１４

## 第１　包括外部監査の概要

**１．外部監査の種類**

地方自治法第252条の37第１項に基づく包括外部監査

**２．選定した特定の事件**

**（１）監査のテーマ**

公社等外郭団体に係る財務事務の執行及び経営管理の状況について

**（２）監査の対象期間**

原則として令和４年度（令和４年４月１日から令和５年３月31日まで）を対象としている。必要に応じて、左記以外の期間も対象としている。

**３．特定の事件として選定した理由**

福岡県では、①県が基本財産の50%以上出資または出捐している団体、②25%以上の出資または出捐している団体で県の出資割合が最大でありかつ補助金等の財政支出を行う団体および③その他県の行政と密接な関連を有し、適切な指導が必要な団体を福岡県の公社等外郭団体と位置付けられている。県はこのような公社等外郭団体に人的または財政的支援を行い、一体となって施策を進めているものと推察される。

また、「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱（以下、「指導要綱」という。）」に基づき、必要な範囲において、公社等外郭団体より業務状況の報告を受け、または、実地調査を行うなどの運営指導が行われ一定の成果が挙がっていると考える。

「福岡県行政改革審議会答申」を踏まえたうえで、令和４年３月に策定された「福岡県行政改革大綱」には、公社等外郭団体の適正な運営の確保が謳われており、県政として関心のある事項の一つと考えられる。

一方で、「福岡県財政改革プラン2022」によれば、高齢化の進行による社会保障費の増大や新型コロナウイルス感染症対策による財政調整基金等三基金の取崩し等もあり県の財政は厳しさを増しており財政改革が必要であることが記載されている。

このような状況下で、大部分が、県からの出資、出捐、補助金および委託費等により運営が行われている公社等外郭団体について、財務事務の執行を検討し、また、効率的な運営や自立した運営を行うため、どのように経営管理を行っているのかを検討することは意義があるものと考え、特定の事件（テーマ）として選定を行った。

**４．監査の方法**

**（１）監査の視点について**

ア．県の指導、監督、助言等について

県（制度所管部署：行政経営企画課が行う担当課への指導等も含む）の公社等外郭

団体への指導、監督、助言等を行う体制は適切に整備され、有効に機能しているか。

イ．県の人的支援・財政支出等について

県の人的支援、財政支出等は妥当であるか。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

監査対象とした委託料、補助金及び貸付金の執行管理は適切に行われているか。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

公社等外郭団体におけるガバナンス体制は、適切に整備され運用されているか。

オ．会計処理及び資産管理等について

公社等外郭団体の会計処理は、一般に公正妥当な会計基準（各団体に沿った）に従っているか。資産管理等に関する規程等は適切に整備され運用されているか。

カ．過年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

（該当ある場合）

過年度に実施された包括外部監査の指摘事項や意見に対する措置等は適切に行われ改善されているか。

**（２）監査の方法について**

①　公社等外郭団体の概要について、所管課に対してヒアリングを行い、関係資料等も閲覧した。

②　公社等外郭団体への県の財政的な支出について、所管課保管の書類（実績報告書等）の閲覧を行い、その後ヒアリングを行った。

③　公社等外郭団体へ現地視察等を行い、施設の視察等を行った。

④　公社等外郭団体を訪問し、会計資料、固定資産台帳等を閲覧した。

⑤　過年度の包括外部監査等で指摘された項目等のその後の改善状況等に関して確認した。

**５．監査の実施期間**

令和５年６月21日から令和６年３月31日まで

**６．監査の実施者**

| | | |
|---|---|---|
| 包括外部監査人 | 諏訪原功一郎 | 公認会計士 |
| 補　助　者 | 堀　芳郎 | 公認会計士 |
| 補　助　者 | 外山啓太 | 公認会計士 |
| 補　助　者 | 塩塚正康 | 公認会計士、行政実務経験者 |
| 補　助　者 | 鈴木　聡 | 公認会計士 |
| 補　助　者 | 水城寛司 | 公認会計士 |
| 補　助　者 | 陣内　岳 | 公認会計士試験合格者 |
| 補　助　者 | 山口真彦 | 弁　護　士 |



**７．利害関係**

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

（本報告書の端数表記について）

本報告書の数値は、原則として、金額の単位未満及び比率の表示単位未満については、四捨五入している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と合致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用する場合には、原則としてそのまま使用している。

## 第２　監査対象の概要

１．福岡県における公社等外郭団体に係る政策の概要

**（１）福岡県総合計画（2022（令和４）年度→2026（令和８）年度）**

福岡県は、将来の目指すべき姿を示すとともに、県政の分野ごとに実施すべき施策の方向性を示すべく、県政の総合指針として５年単位で総合計画を策定している。現在は、令和４年度から令和８年度までの５年間の「福岡県総合計画」が実施されている。

**Ⅰ　策定の趣旨**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化・脱炭素社会への対応、グローバル化の進展、頻発化・激甚化する自然災害等、私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。

また、世界の持続可能性を見据え、あらゆる人々が活躍する社会やジェンダー平等の実現等、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したＳＤＧｓの考え方が一層重要となっています。

このような中、福岡県を元気に飛躍させ、日本の発展を支えていくためには、世界を視野に置き、未来を見据えて目指すべき福岡県の姿を明らかにし、施策の方向を示していく必要があります。

そこで、本県では、これからの県政を計画的に、そして着実に進めていくための指針として、「総合計画」を策定しました。

計画の目指す姿を実現するために、県民の皆様はもちろんのこと、県議会、市町村、そして商工、労働、農林水産業、医療、福祉をはじめとする様々な地域の関係者や団体の皆様と連携・協力しながら県政運営を行ってまいります。

**Ⅱ　計画の性格**

県の目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となるものです。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に規定する地方版総合戦略（福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略）としても位置づけ、一体で取り組んでまいります。

（出所：福岡県総合計画 2022（令和４）年度→2026（令和８）年度）

福岡県総合計画の中で、「第４章．展開する施策　Ⅵ．計画推進の基盤づくり」の箇所に公社等外郭団体に関する記載がある。

２　行政改革の推進

（１）現状と課題

・県では、これまでも累次にわたり行政改革大綱を策定し、職員数の削減や本庁・出先機関の機構改革、公社等外郭団体の見直し、アウトソーシング（外部への業務委託）、歳入確保・歳出削減等に取り組んできました。



・現下の環境・課題として、次のようなものが挙げられます。

①　社会経済情勢の変化（新型コロナウイルス感染症の感染拡大、少子高齢化の進行、社会のデジタル化、大規模災害の発生、ワンヘルスの重要性の高まり、ＳＤＧｓに基づく取組の推進）

②　厳しい財政状況

・「福岡県総合計画」に基づく取組を実現するためには、施策を効果的に実施していく生産性の高い業務推進体制と強固な財政基盤が必要です。

限られた予算・人員のなかで最大限の政策効果をあげていくため、行政改革に取り組み、行政運営の様々な分野における見直しを進めることで、県民ニーズにかなった行政サービスの提供と財政健全化を両立させていく必要があります。

（２）取組の方向

2022（令和４）年度から 2026（令和８）年度までを計画期間とする「行政改革大綱」により、行政改革に取り組みます。

（改革の内容）

○　生産性の高い業務推進体制の構築

複雑・多様化する行政ニーズのもと、新たな行政課題が次々に生じており、これらに的確に対応できるよう体制の強化を図っていく必要があります。一方で、県の組織・人員体制は、県民の目から見ても、常に効果的・効率的であることが求められています。

このため、限られた人材を「人財」として最大限活用できるよう、人材育成により個々の職員の能力向上を図り、効率的に配置していくことで、生産性の高い業務推進体制を構築します。

・最大限の成果を生み出す人材（人財）の育成・活用

・効果的・効率的な組織体制の整備

**・公社等外郭団体の適正な運営の確保**

（出所：福岡県総合計画 2022（令和４）年度→2026（令和８）年度）

**（２）福岡県行政改革大綱（令和４年度→令和８年度）**

さらに「福岡県行政改革大綱（令和４年度→令和８年度）」においては、４つの改革の柱のうち、「Ⅱ 生産性の高い業務推進体制の構築」の具体的な改革事項として、次のような記載がある。

１　改革の位置づけ

県では、目指すべき福岡県の姿と県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる新たな「福岡県総合計画」（計画期間：令和４年度からの５年間）を策定いたします。

この総合計画では、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指す

姿に掲げ、その実現のため、「世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する」、「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる」、「感染症や災害に負けない強靭な社会をつくる」、「将来の発展を支える基盤をつくる」の４つの基本方向のもと、施策を総合的に展開することとしています。

「福岡県総合計画」に基づく取組を実現するためには、施策を効果的に実施していく生産性の高い業務推進体制と強固な財政基盤が必要となります。

「福岡県行政改革大綱」は、限られた予算・人員のなかで最大限の政策効果をあげていくため、行政運営の様々な分野における見直しを進めることで、県民ニーズにかなった行政サービスの提供と財政健全化を両立させ、「福岡県総合計画」が目指す県づくりを支えます。

２　改革の４つの柱

次の４つを改革の柱（大項目）とし、その柱ごとに具体的な改革事項に取り組みます。

Ⅰ　県庁ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）と働き方改革の推進

**Ⅱ　生産性の高い業務推進体制の構築**

Ⅲ　歳入・歳出の改革とガバナンスの強化

Ⅳ　民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進

（出所：福岡県行政改革大綱（令和４年度→令和８年度））

**Ⅱ　生産性の高い業務推進体制の構築**

複雑・多様化する行政ニーズのもと、新たな行政課題が次々に生じており、これらに的確に対応できるよう体制の強化を図っていく必要があります。一方で、県の組織・人員体制は、県民の目から見ても、常に効果的・効率的であることが求められています。

このため、限られた人材を「人財」として最大限活用できるよう、人材育成により個々の職員の能力向上を図り、効率的に配置していくことで、生産性の高い業務推進体制を構築します。

基本的な考え方

**３　公社等外郭団体の適正な運営の確保**

公社等外郭団体は、県行政の機能を補完し、公共的な事務事業を実施させるために県が設立した団体であり、県と同様、引き続き組織や事業について不断の見直しに取り組むとともに、感染症や災害の発生、働き方の変化等を踏まえた管理運営体制の充実を図ります。

（出所：福岡県行政改革大綱（令和４年度→令和８年度））



**３　公社等外郭団体の適正な運営の確保**

| 改革事項 | 公社等外郭団体の組織・事業の見直し | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 内容 | ○　団体の主要事業が縮小しているもの、類似団体や民間事業者と機能が類似しているものについて、組織や事業のあり方を見直す。<br><br>（具体的取組）<br>①大牟田リサイクル発電（株）の外郭団体としての事業終了<br>令和４年度をもってＲＤＦ発電事業を民間事業者に事業承継することに伴い、外郭団体としての事業を終了する。<br>②福岡県道路公社の体制見直し<br>全国地方道路公社連絡協議会役員業務の終了に伴い、組織・人員体制の見直しを行う。<br>③福岡県住宅供給公社の賃貸住宅事業のあり方検討<br>県の住宅施策の方向性を踏まえ、民間賃貸住宅及び公営住宅との住み分けを明確にし、賃貸住宅事業のあり方を検討する。 | | | | |
| 実施時期 | Ｒ４ | Ｒ５ | Ｒ６ | Ｒ７ | Ｒ８ |
| 検討 | ---------- | ---------- | ----------→ | | |
| 実施 | | ----------→ | | | ----------→ |

| 改革事項 | 団体の管理運営体制の充実 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 内容 | ○　新興感染症や災害等の緊急事態発生に備え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）を策定する。<br>○　在宅勤務制度や時差通勤制度等のワーク・ライフ・バランスの向上に資する制度を、団体の状況に応じて導入する。 | | | | |
| 実施時期 | Ｒ４ | Ｒ５ | Ｒ６ | Ｒ７ | Ｒ８ |
| 検討 | ---------- | ---------- | ---------- | ----------→ | |
| 実施 | | ----------→ | | | ----------→ |

（出所：福岡県行政改革大綱（令和４年度→令和８年度））

上記のように、「公社等外郭団体の適正な運営の確保」は県の改革の一部として組み込まれており、その重要性、関心は高いものと思われる。

２．公社等外郭団体の推移

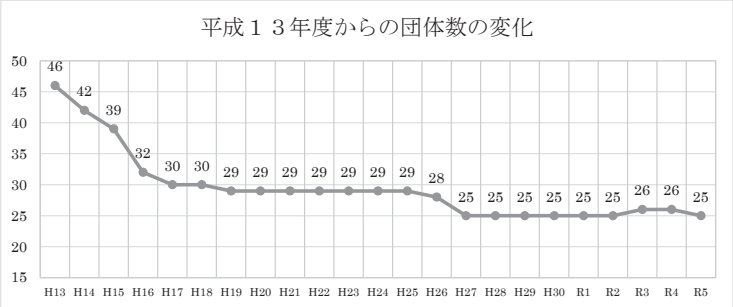


上記のグラフから、平成 13 年度には 46 あった団体数であるが、令和５年度には 21 団体減少している。

（財）福岡県水源の森基金など林業振興、緑化推進等関係４団体の統合、（財）福岡県奨学会など教育文化、人づくり関係３団体の統合、並びに（財）福岡県スポーツ振興公社などスポーツ振興関係３団体の統合や、（財）福岡県労働福祉公社、福岡筑豊都市鉄道開発（株）、（財）グリーンピア八女、福岡県土地開発公社、（公財）福岡県地域福祉財団の解散などによる。

（出所：公社等外郭団体の経営評価「公社等外郭団体の概況」）

直近の５年間の団体数の推移をみると 25 団体程度で安定しており、その増減も少ないものとなっている。

**（過去５年間の公社等外郭団体の推移）**

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公益財団法人 | 19 | 19 | 20 | 20 | 20 |
| 特別法人 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 社会福祉法人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 株式会社 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 合計 | 25 | 25 | 26 | 26 | 25 |
| | | | ＊① | | ＊② |

（出所：公社等外郭団体の経営評価「公社等外郭団体の概況」）



＊①について

過去５年の公社等外郭団体の推移をとると、令和元年度から 25 団体を推移しているが、令和３年度に公益財団法人が１団体増加している。この増加した団体は、令和２年９月に出資金 300 万円（県出資割合 100%）で設立された「一般財団法人福岡県スポーツ推進基金」である。（令和３年４月に公益財団法人に移行）

なお、当該財団法人は、監査対象「３．（公財）福岡県スポーツ推進基金」として抽出している。

＊②について

令和３年度から 26 団体で推移していた公社等外郭団体であるが令和５年度に株式会社が１団体減少している。この減少した団体は、令和４年度末に、第３セクターとしての事業を終了した大牟田リサイクル発電株式会社である。当社は、令和５年度からは、ＪＦＥエンジニアリング株式会社へ事業承継を行っている。

３．監査対象団体

**（１）監査対象団体の選定方法**

①「公社等外郭団体」とは

指導要綱によれば、公社等外郭団体とは、知事、公安委員会及び教育委員会の所管に属する団体で、以下の要件のいずれかに該当する団体である。

・県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の 50%以上の団体
・県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の 25%以上であり、県の出資割合が最も大きく、かつ県が補助金や委託費などの財政支出等を行う団体（国、特殊法人等（以下、「国等」という。）の関与が強く、国等の指導に委ねることが適当と認められる団体を除く。）
・前２号で定められるもののほか、県の行政との密接な関連を有しており、適切な指導が必要な団体

≪公社等外郭団体一覧≫

| 所管部署 | 団体名 | 出資（出えん）状況（千円） 出資総額 / うち県出資分 | 県出資比率 | 令和４年度予算（千円） 県財政支出総額 | 監査対象 |
|---|---|---|---|---|---|
| 企画・地域振興部 | 平成筑豊鉄道（株） | 273,000 / 75,000 | 27.5% | 38,602 | |
| | （公財）福岡県国際交流センター | 976,181 / 563,383 | 57.7% | 273,806 | ◎ |

| 所管部署 | 団体名 | 出資（出えん）状況（千円） 出資総額 うち県出資分 | 県出資比率 | 令和４年度予算（千円） 県財政支出総額 | 監査対象 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人づくり・県民生活部 | （公財）アクロス福岡 | 3,000<br>2,000 | 66.7% | 375,659 | ◎ |
| | （公財）福岡県女性財団 | 200,000<br>200,000 | 100.0% | 125,488 | |
| | （公財）福岡県スポーツ推進基金 | 3,000<br>3,000 | 100.0% | 64,828 | ◎ |
| 保健医療介護部 | （公財）福岡県動物愛護センター | 3,000<br>3,000 | 100.0% | 132,974 | |
| | （公財）福岡県生活衛生営業指導センター | 10,000<br>4,000 | 40.0% | 47,186 | ◎ |
| 福祉労働部 | （社福）福岡県厚生事業団 | 10,000<br>10,000 | 100.0% | 52,166 | ◎ |
| | （公財）福岡県人権啓発情報センター | 200,000<br>200,000 | 100.0% | 82,857 | |
| 環境部 | （公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センター | 100,000<br>100,000 | 100.0% | 241,320 | ◎ |
| 商工部 | （公財）福岡県中小企業振興センター | 2,073,705<br>2,037,711 | 98.3% | 431,527 | |
| | （公財）福岡県産業・科学技術振興財団 | 200,000<br>179,617 | 89.8% | 543,173 | ◎ |
| | （公財）飯塚研究開発機構 | 200,522<br>96,000 | 47.9% | 153,832 | |
| | （公財）水素エネルギー製品研究試験センター | 70,000<br>50,000 | 71.4% | 0 | ◎ |
| 農林水産部 | （公財）福岡県農業振興推進機構 | 100,000<br>50,000 | 50.0% | 393,949 | ◎ |
| | （公財）福岡県水源の森基金 | 1,203,000<br>1,202,250 | 99.9% | 70,350 | ◎ |
| | （公財）福岡県豊前海漁業振興基金 | 2,030,000<br>1,235,000 | 60.8% | 6,100 | |



| 所管部署 | 団体名 | 出資（出えん）状況（千円） 出資総額 うち県出資分 | 県出資比率 | 令和４年度予算（千円） 県財政支出総額 | 監査対象 |
|---|---|---|---|---|---|
| 県土整備部 | 福岡県道路公社 | 22,865,000<br>15,475,250 | 67.7% | 1,195 | |
| | 福岡北九州高速道路公社 | 224,732,600<br>112,366,300 | 50.0% | 558,666 | ◎ |
| | （公財）福岡県建設技術情報センター | 3,000<br>2,400 | 80.0% | 164,839 | |
| 建築都市部 | （公財）福岡県下水道管理センター | 81,600<br>40,800 | 50.0% | 8,441,582 | ◎ |
| | 福岡県住宅供給公社 | 4,600<br>3,800 | 82.6% | 3,630,078 | ◎ |
| 教育庁 | （公財）福岡県スポーツ振興センター | 16,239<br>11,239 | 69.2% | 434,012 | |
| | （公財）福岡県教育文化奨学財団 | 1,801,000<br>1,775,000 | 98.6% | 557,040 | ◎ |
| 警察本部 | （公財）福岡県暴力追放運動推進センター | 1,543,348<br>1,218,765 | 79.0% | 25,632 | |

**（２）監査対象の選定方法**

上記公社等外郭団体一覧から、県からの財政支出（出資金、補助金および委託費）の金額、人的支援（県からの派遣職員数等）および令和３年度経営評価シート（令和４年度版は作成中であり未公表のため令和３年度版を使用）の内容を勘案して14団体を抽出した。

抽出の際には、できるだけ各団体の所管課に偏りがないように満遍なく抽出を行った。また、令和３年度に増加した公益財団法人福岡県スポーツ推進基金は無条件に抽出の対象とした。

## 第３　監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

### １）監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

当報告書では、「指摘事項」と「意見」は、次のように定義している。

「指摘事項」現在の法令等（法律、条令、規則等）に照らして、合規制や正確性に大きな問題がある。または、それと同等の問題があると監査人が判断した事項。
「意　　見」経済性、効率性及び有効性等の観点から、監査の過程において、監査人が改善の提案として記載する事項。

**（１）監査の結果及び意見の件数**

| 監査の視点 | 指摘事項 | 意見 |
|---|---|---|
| 総合意見 | | |
| ア．県の指導、監督、助言等について | 0 | 1 |
| イ．県の人的支援・財政支出等について | 0 | 0 |
| ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について | 0 | 0 |
| エ．公社等におけるガバナンスについて | 0 | 0 |
| オ．会計処理及び資産管理等について | 0 | 0 |
| カ．過年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について | 0 | 0 |
| 小計 | 0 | 1 |
| 各論 | | |
| ア．県の指導、監督、助言等について | 0 | 5 |
| イ．県の人的支援・財政支出等について | 0 | 3 |
| ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について | 2 | 11 |
| エ．公社等におけるガバナンスについて | 3 | 9 |
| オ．会計処理及び資産管理等について | 1 | 22 |
| カ．過年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について | 0 | 0 |
| 小計 | 6 | 50 |
| 合計 | 6 | 51 |



**（２）監査の結果及び意見の一覧**

| 指摘事項及び意見の内容 | 指摘事項 | 意見 |
|---|---|---|
| 総合意見 | | |
| 【総合意見】公社等外郭団体等への県の関与状況について | | ○ |
| （公財）福岡県国際交流センター | | |
| 【意見１】中期経営目標について | | ○ |
| 【指摘事項１】決裁手続きについて | ○ | |
| 【意見２】福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱について | | ○ |
| 【意見３】固定資産の減価償却について | | ○ |
| 【意見４】固定資産の事業区分について | | ○ |
| 【意見５】固定資産の実地棚卸について | | ○ |
| （公財）アクロス福岡 | | |
| 【意見６】福岡シンフォニーホールリニューアルオープン記念特別広報に係る随意契約の決裁手続きについて | | ○ |
| （公財）福岡県スポーツ推進基金 | | |
| 【意見７】令和５年度トップアスリート育成助成金における係数の適用について | | ○ |
| 【指摘事項２】トップアスリート育成助成金の状況報告について | ○ | |
| 【意見８】トップアスリート育成助成金の助成活動等の公開について | | ○ |
| 【意見９】パラアスリート助成金の帯同者の経費内容について | | ○ |
| 【意見 10】パラアスリート助成金の経費の証拠書類について | | ○ |
| （公財）福岡県生活衛生営業指導センター | | |
| 【意見 11】中期経営計画に係る運営指導について | | ○ |
| 【意見 12】事業別収支の把握について | | ○ |
| 【指摘事項３】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出額の確認の強化について | ○ | |
| 【意見 13】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る間接補助について | | ○ |
| 【意見 14】福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る支出額の確認の強化について | | ○ |
| 【意見 15】株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託に係る支出額の確認の強化について | | ○ |
| 【意見 16】監事監査の有効性について | | ○ |
| 【意見 17】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容の妥当性について | | ○ |

| 指摘事項及び意見の内容 | 指摘事項 | 意見 |
|---|---|---|
| （公財）福岡県生活衛生営業指導センター | | |
| 【意見18】パソコン購入に係る資産計上について | | ○ |
| （社福）福岡県厚生事業団 | | |
| 【意見19】中期経営計画に考慮すべき事項について | | ○ |
| 【意見20】徴収不能引当金の財務諸表上の表示と規程の相違について | | ○ |
| （公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センター | | |
| 【意見21】中期経営計画に係る運営指導について | | ○ |
| 【意見22】事業別収支の把握について | | ○ |
| 【意見23】リサイクル総合研究事業化センターの実証試験地について | | ○ |
| 【意見24】プラスチック再資源化促進業務における仕様書について | | ○ |
| 【意見25】プラスチック再資源化促進業務の再委託に係る慎重な検討について | | ○ |
| 【意見26】プラスチック再資源化促進業務に係る支出額の検査方法の体制構築について | | ○ |
| 【意見27】福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務に係る支出額の検査方法の体制構築について | | ○ |
| 【意見28】固定資産の管理体制の強化について | | ○ |
| （公財）福岡県産業・科学技術振興財団 | | |
| 【意見29】消費税精算の会計処理について | | ○ |
| 【意見30】消費税計上の科目の統一について | | ○ |
| 【意見31】消費税計上に係る過年度損益修正について | | ○ |
| （公財）水素エネルギー製品研究試験センター | | |
| 【意見32】派遣職員に係る人選について | | ○ |
| 【意見33】監事体制の強化について | | ○ |
| （公財）福岡県農業振興推進機構 | | |
| 【意見34】未収入金の貸倒れリスクへの対応について | | ○ |
| （公財）福岡県水源の森基金 | | |
| 【指摘事項４】決裁手続きについて | ○ | |
| 【意見35】固定資産の現物照合について | | ○ |
| 【意見36】会計方針（棚卸資産の評価基準および評価方法）について | | ○ |
| 【意見37】貯蔵品の計上について | | ○ |



| 指摘事項及び意見の内容 | 指摘事項 | 意見 |
|---|---|---|
| （公財）福岡県下水道管理センター | | |
| 【意見38】決算書類の開示時期について | | ○ |
| 【意見39】満期保有目的の有価証券の注記表における時価表示について | | ○ |
| 福岡県住宅供給公社 | | |
| 【意見40】監事監査の重要性について | | ○ |
| 【意見41】評議員会運営について | | ○ |
| 【意見42】評議員会における諮問事項と開催状況について | | ○ |
| （公財）福岡県教育文化奨学財団 | | |
| 【意見43】高等学校奨学金（在学募集）の広報について | | ○ |
| 【指摘事項５】会計監査人の登記について | ○ | |
| 【意見44】会計監査人との監査契約について | | ○ |
| 【意見45】勘定科目の相違について | | ○ |
| 【意見46】改正後の公益法人会計基準を適用していないことについて | | ○ |
| 【意見47】共通に発生している経費等の配布について | | ○ |
| 【指摘事項６】本部における小口現金出納帳の記載について | ○ | |
| 【意見48】福岡支所における固定資産管理について | | ○ |
| 【意見49】本部における固定資産管理資料について | | ○ |
| 【意見50】本部における貯蔵品の現物確認について | | ○ |

**２）（総合意見）監査の結果及び意見**

ア．県の指導、監督、助言等について

①　【総合意見】公社等外郭団体等への県の関与状況について

県は、指導要綱第６条において、次のとおり、公社等外郭団体に対する運営指導に係る留意事項を定めている。

（運営指導に係る留意事項）

第６条　所管部長は、常に公社等外郭団体の運営状況を把握し、次の事項に留意して、公社等外郭団体の運営指導を行わなければならない。

(1)　公社等外郭団体の再編整備

(2)　公社等外郭団体の事業運営

(3)　公社等外郭団体の組織の簡素・効率化及び役職員の適正配置

(4)　中期経営計画等の策定

(5)　情報公開

（業務状況の報告及び実地調査）

第８条　所管部長は、必要があると認めるときは、公社等外郭団体に対し、報告や資料の提出を求め、又はその職員をして実地に調査させるものとする。

（出所：福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱）

上記のように、所管部長は、公社等外郭団体に対して常に運営状況を把握し、運営指導を行わなければならない。また、必要と認めるときは、公社等外郭団体に対する報告や資料の提出を求め、職員に実地調査を命令することもできる。このような対処を適時に行うには、情報の収集等が必要となる。県は職員が公社等外郭団体等の評議員等に就任していることも多く、年に数回開催される、評議員会等に出席するために訪問することで相談等の業務も行っている。そのため、特に第８条の報告等を求めたり、実地調査を行ったりすることは少ない。今回の報告書において記載している決裁文書の訂正の事案等は、実地調査等を行い、例えば、決裁文書を閲覧等するといったことを行えば、容易に決裁を完了した後の決裁文書を訂正していることが把握できた可能性は高いと考える。

そのため、より適正な団体運営を行っていくという観点から、報告・訪問等の頻度を上げる等の検討を行うことが望ましいと考える。



**３）（各論）監査の結果及び意見**

**１．（公財）福岡県国際交流センター**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人福岡県国際交流センター | | | |
| 所管部署 | 企画・地域振興部国際局国際政策課 | | | |
| 所在地 | 福岡市中央区天神１丁目１番１号 | | | |
| 設立年月日 | 平成元年６月27日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 976,181千円 | 県出資額（率） | 563,383千円（57.7%） |
| | 他の出資者及び出資額 | (財)ユニバーシアード福岡大会組織委員会 262,507千円 | | |
| 職員数 | 役員10名（うち非常勤９名）　職員26名（うち非常勤０名） | | | |
| 設立目的 | 福岡県のもつ地理的、歴史的特性を生かし、県下の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における福岡県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国・地域をはじめとして世界各国・地域との交流を深め、もって相互の繁栄と世界の平和に寄与する。 | | | |

イ．事業内容

【国際連携推進事業】

タイ・バンコク都との青少年交流をはじめ、アジア友好提携地域との交流や県民による国際交流活動への支援を展開する。

【高度人材活用事業】

留学生支援や海外福岡県人会担い手育成事業など、海外県人会の人材育成交流を図る事業を実施する。

【多文化交流促進事業】

福岡県外国人相談センターの運営による多言語での外国人相談事業や地域日本語教室支援事業、青少年国際理解教室の実施など、在住外国人の支援や国際理解の促進を図る事業を実施する。

【国際情報拠点整備事業】

広報誌、情報誌の発行、留学説明会の開催などの広報・情報提供や、海外県人会の支援など移住地ネットワークの強化を図る事業を実施する。

【収益事業】

パスポート申請用写真の撮影・販売業務を行い、自主財源の確保による運営基盤の拡充を図る。

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 17,286 | 18,711 | 43,662 |
| （うち随意契約） | 17,286 | 18,711 | 43,662 |
| 補助金 | 122,817 | 122,990 | 156,522 |
| 交付金・負担金・出資金 | 44,914 | 46,186 | 52,332 |
| 県借入金残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県職員人件費 | 36,042 | 36,446 | 35,168 |
| （うち県支給分） | 25,734 | 26,223 | 26,932 |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

| 財産種別 | 使用目的 | 使用面積（㎡） | 算定基準額（千円） | 減免額（千円） | 支払額（千円） | 減免理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通財産 | | | | | | |
| 行政財産 | 国際交流センターの運営 | 900.57 | 61,875 | 61,341 | 534 | ①収入における県からの補助金収入の割合が62%を占めており、職員26名中4名が県からの派遣職員であるなど、行政との関連が強い団体であること。②当該財団の主管課である企画・地域振興部国際政策課長からも、同趣旨の使用料免除依頼の副申が提出されていること。 |

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 非常勤 | 9 | 3 | 1 | 9 | 3 | 1 | 9 | 3 | 1 |
| 職員 | 常勤 | 25 | 4 | 0 | 25 | 4 | 0 | 26 | 4 | 0 |
| | 非常勤 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |



エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 115,432 | 108,352 | 116,716 |
| 固定資産 | 1,007,076 | 1,006,055 | 1,003,495 |
| 資産合計 | 1,122,509 | 1,114,407 | 1,120,211 |
| 流動負債 | 38,896 | 26,437 | 35,139 |
| 固定負債 | 0 | 504 | 0 |
| 負債合計 | 38,896 | 26,941 | 35,139 |
| 指定正味財産 | 839,136 | 839,136 | 839,136 |
| 一般正味財産 | 244,477 | 248,330 | 245,935 |
| 正味財産合計 | 1,083,613 | 1,087,466 | 1,085,072 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 280,117 | 274,451 | 353,176 |
| 経常費用 | 273,009 | 270,598 | 355,571 |
| 評価損益等 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | 7,108 | 3,853 | −2,395 |
| 経常外収益 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外費用 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 7,108 | 3,853 | −2,395 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 海外福岡県人会と連携した国際人財育成事業の参加者数 | 人数 | − | − | 10 | 10 |
| 国連ハビタットと連携した国際協力人財育成事業の参加者数 | 人数 | − | − | 10 | 6 |
| 友好提携地域と連携した高校生交流事業の参加者数 | 人数 | − | − | 10 | 10 |
| 県内企業への留学生就職者数 | 人数 | 1,000 | 1,118 | 1,038 | 1,289 |
| 日本語教室支援箇所数 | 件数 | 100 | 96 | 98 | 93 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 正味財産比率 | % | 97.5 | 97.6 | 97.5 | 96.9 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 正味財産合計/資産合計 | | | | |
| 県財政支出率 | % | 53.5 | 68.5 | 65 | 71.5 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 県財政支出額/経常収益 | | | | |
| 収益事業から公益目的事業への繰入額 | 千円 | 19,700 | 0 | 3,500 | 1,616 |
| 令和４年度の実績値の算式 | － | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。県より団体に対して、定期的に、「出資団体における財産の運用について」を通知し、県からの出資金は公金により支出されていることから運用の安全性確保が求められていることを周知している。

①　【意見１】中期経営目標について

中期経営目標シートの改善目標は、５年ごとに５か年分の目標を設定しており、直近では、令和４年度から令和８年度の経営目標を設定している。中期経営目標シートの改善目標のうち、少なくとも目標初年度である令和４年度の財務会計部分と法人の令和４年度の収支予算書の整合性が取れているべきだが、収支予算書策定の際に改善目標が考慮されていなかった。中期経営目標は、福岡県行政改革大綱（令和４年３月）に基づき、団体の効果的・効率的な運営を促進し、経営状況の一層の明確化、透明性の確保を図るために設定されており、中期経営目標の達成状況の点検を実施し、団体における改革のフォローアップを行っていくことになっている。そのため、中期経営目標として設定したものについては、各年度の計画にも反映させることが望ましいと考える。

イ．県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や財団職員へのヒアリングを実



施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

各種資料閲覧及び県や財団職員へのヒアリング等を実施した。

①　【指摘事項１】決裁手続きについて

以下のとおり、決裁手続きが完了した後に、起案者の押印を付して決裁日の訂正が行われている事案が２件あった。

（事例１）

当初、以下（A）及び（C）の決裁を行った後に、（B）の決裁が必要であったことが分かり、当該決裁を後日（１月 25 日）行っているが、その際、起案者が決裁日付を１月 16 日に訂正していた。

（A）

| | |
|---|---|
| 文書番号 | なし |
| 件名 | 国際理解教育推進事業報告パンフレット作成および発送について（事前伺い） |
| 起案日 | 令和４年 12 月 20 日 |
| 決裁日 | 令和５年１月５日 |
| 施行日 | 令和５年１月５日 |

（B）

| | | |
|---|---|---|
| 文書番号 | ４福国セ第 257 号 | |
| 件名 | 国際理解教育推進事業報告パンフレット作成および発送について | |
| 起案日 | 令和４年１月 16 日（正しくは、令和４年でなく５年である） | |
| 決裁日 | 当初）令和４年１月 25 日 | 訂正後）令和４年１月 16 日 |
| 施行日 | 当初）令和４年１月 25 日 | 訂正後）令和４年１月 16 日 |

（C）

| | |
|---|---|
| 文書番号 | なし |
| 件名 | 国際理解教育推進事業報告パンフレット作成および発送について（契約伺い） |
| 起案日 | 令和５年１月 16 日 |
| 決裁日 | 令和５年１月 16 日 |
| 施行日 | 令和４年２月１日（正しくは、令和４年でなく５年である） |

（事例２）

当初決裁を令和４年４月 26 日に行った後に、起案者が決裁日付を令和４年４月８

日に訂正していた。

| | | |
|---|---|---|
| 文書番号 | なし | |
| 件名 | 令和４年度　福岡県外国人相談センターによる出張相談会の派遣講師について | |
| 起案日 | 令和４年４月１日 | |
| 決裁日 | 当初）令和４年４月26日 | 訂正後）令和４年４月８日 |
| 施行日 | 当初）令和４年４月26日 | 訂正後）令和４年４月８日 |

※「令和４年度外国人のための無料相談会」の初回開催日は令和４年４月16日であった。

決裁とは、起案・申請された内容に関して、決裁権者により、最終的な判断を下すものであり、組織・団体の意思決定プロセスを表している。

団体は、以下の文書管理規程第13条第４項に従い訂正を行っているが、第４項の「起案文中」に、決裁後の文書も該当すると考えるのは、厳格であるはずの決裁手続きが意味のないものとなってしまう危険性がある。

また、第４項において訂正できる者が特定されていないため、本事案のように、起案者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことが可能であり、適切でないと考える。

（起案の要領）
第13条　起案文の文章は、平易簡明に、文字は正確に書くものとする。
２　起案用紙には、文書番号、分類番号、保存期間、起案年月日、起案者氏名等を所定欄に記載しなければならない。
３　電報案は、特に簡易を旨とし、電文を傍書し、末尾に総字数を記載するものとする。
４　起案文中の金額その他重要な箇所を訂正したときは、その箇所に押印するものとする。
５　当該起案が収受文書に基づくものであるときは、その収受文書を添付するものとする。

（出所：福岡県国際交流センター文書管理規程）

以上のような点から、決裁手続きを行った後に訂正の必要性が生じた場合には、修正を行うための決裁文書を起案し、当初の決裁権者まで改めて決裁を経るべきである。

また、上記の文書管理規程の訂正の箇所（第13条第４項）は、「決裁後の文書に関しては該当しない」等の除外規定を作成する等の改善を要するものと考える。



②　【意見２】福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱について

福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱別表（第２条関係）では、『ただし、「４」については上記対象経費に「交際費」を加える。』とし、交際費を『４.移住記念周年事業、県人会世界大会、友好提携記念周年事業等の不定期に実施する事業』に係るものに限定しており、手土産等の「その他の交際費」を消耗品費に含めて規定している。

別表（第２条関係）

| 区分 | 人件費 | | 人件費を除く事業費 | |
|---|---|---|---|---|
| | 補助対象経費 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助率 |
| １.新しい多文化共生の実現<br>２.世界を舞台に活躍する人材の輩出<br>３.ふるさと福岡県の絆の強化<br>４.移住記念周年事業、県人会世界大会、友好提携記念周年事業等の不定期に実施する事業<br>５.その他、交流センターの目的を達成するために必要な事業 | （略） | （略） | 報償費、旅費交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、租税公課、手数料、委託費、使用料・賃借料、負担金、助成金<br><br>ただし、「４」については上記対象経費に「交際費」を加える | ２分の１以内<br><br>ただし、「１」のうち国際化基盤整備事業にかかる助成金及び「４」については、10分の10以内 |

（出所：福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱）

会計上は、消耗品費に含めて処理している「その他の交際費」についても、交際費に含めて処理すべきである。そのため、「その他の交際費」については、当該交付要綱の記載文言を消耗品費ではなく、交際費として表示すべきである。その際、現在の文言『ただし、「４」については上記対象経費に「交際費」を加える』は、例えば『ただし、「４」については、交際費を移住記念周年事業、県人会世界大会、友好提携記念周年事業等に係るものに限定する』など、現在の取り扱いと同様になるようにすべきである。

交際費と消耗品費は、会計規程では、金額区分および決裁権限者が異なるため、明確に区分すべきである。

参考として、県における交際費についても、以下のように通知されており、手土産等に係る費用は交際費に計上している。

部（局）交際費執行基準

3　執行の範囲

部（局）交際費の執行の範囲を次のとおりとする。

○部（局）長と部（局）長が特に必要であると認めて指定した者との重複執行は原則として認めない。

○出先機関の執行は地元関係者に限るものとする。

○本県職員に対するものの執行は認めない。

（1）慶弔費

葬祭等における香典・献花、各種慶事に係る祝儀等

本人、配偶者及び一親等の血族に係るものに限る。

なお、献花については任命権者の交際費との重複は認めない。

（2）見舞金品

入院（一週間以上）、被災見舞等。

（3）手土産、贈答品等

社会通念上必要と認められる県産品など最小限度のもの。

（4）各種催事等に出席する場合の会費、負担金、寸志

催事等の趣旨、県行政との関連等を十分勘案し必要最小限の範囲で執行するものとする。

なお、宗教に係わる催し、政治資金規正法第８条の２に規定する催し、演劇券等の購入、各種カンパに対する執行は認めない。

（5）接遇、儀礼、交際等のための懇談会等経費

業務遂行上直接必要なものについては、食糧費で執行するものとし、交際費で執行する懇談会等と区分を明確にすること。

なお、懇談会の後に行ういわゆる二次会経費の執行は認めない。

（6）その他外部との交渉、交際に要する経費

ゴルフによる接遇、交際についての執行は認めない。

（出所：部（局）交際費の執行等について（通知）　平成９年４月１日総務部長通知）

オ．会計処理及び資産管理等について

①　【意見３】固定資産の減価償却について

固定資産の減価償却について、支払日を起点に算出しているため、減価償却費が足りていないケースがあった。固定資産の減価償却は、事業の用に供した日を起点に算出すべきである。「事業の用に供した日」とは、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日をいう。事業の用に供した日は、取得日や支払日と一致することもあるが、異なる場合も多いため、事業の用に供した日を必ず確認し、正確な減価償却費を計上することが望ましい。



②　【意見４】固定資産の事業区分について

| 物品名 | 規格・性能 | 取得日 | 取得価額（円） | 令和４年３月期の減価償却費 | 令和４年３月期の期末帳簿価額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 写真撮影機材一式 | | 2012 年３月 31 日 | 1,476,552 | 53,244 | 106,488 | |
| 写真撮影用照明器具（電源装置） | コメット CM-T1200 2台 | 2019 年３月 31 日 | 870,912 | 174,182 | 174,183 | |
| 写真撮影用照明器具（ライトヘッド） | コメット CAX-32 ヘッド | 2019 年３月 31 日 | 123,444 | 0 | 0 | 少額償却資産の特例 |
| 写真撮影用機器（カメラ） | キャノン EOS MARK2 ボディ | 2019 年 10 月 31 日 | 132,840 | 0 | 0 | 少額償却資産の特例 |

上記の固定資産（什器備品）が所属する事業会計について、適用誤りがあった。取得時は収益事業会計で使用していたが、その後、公益目的事業会計にて使用するように所属変更していたが、会計上、所属する事業会計を変更していなかった。

固定資産の所属する事業会計を変更する場合は、それに伴って計上される減価償却費は所属変更先の事業会計にて計上されるのが望ましいと考える。

③　【意見５】固定資産の実地棚卸について

固定資産の実地棚卸の状況を確認したところ、令和３年度は目視による実施、令和４年度は写真を撮影して固定資産台帳に貼っていたが、棚卸対象日、棚卸実施日、棚卸実施者等は記載されておらず、実施棚卸を行なった証跡の保存が不十分であった。

なお、固定資産には、管理シールが貼付されており、固定資産台帳にて管理されていた。今後は、固定資産台帳に実地棚卸をした記録（棚卸実施日、棚卸実施者等）を残し証跡を保存することが望ましいと考える。

**2．（公財）アクロス福岡**

（1）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人アクロス福岡 | | | |
| 所管部署 | 人づくり・県民生活部文化振興課 | | | |
| 所在地 | 福岡市中央区天神１丁目１番１号 | | | |
| 設立年月日 | 平成６年８月 10 日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 3,000 千円 | 県出資額（率） | 2,000 千円（66.7%） |
| | 他の出資者及び出資額 | 福岡市：1,000 千円 | | |
| 職員数 | 役員１名（うち非常勤０名）　職員 30 名（うち非常勤０名） | | | |
| 設立目的 | 国際・文化・情報の交流拠点施設であるアクロス福岡の有する機能を一層高めるよう支援するとともに、総合的な文化 ・情報の交流ネットワークを推進し、福岡県における文化の振興並びに文化に関する情報の提供及び交流の促進を図り、もって県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与する。 | | | |

イ．事業内容

【施設サービス事業】

各種ホールや会議室などの貸出しを行う。

【文化振興事業】

芸術性の高い良質な音楽・舞台芸術の鑑賞機会を提供している。また、演奏者や文化振興の担い手等の育成も行なっている。加えて、市町村・企業・大学・文化団体等と連携して事業を実施することもある。

【情報提供事業】

文化観光情報を提供したり、伝統工芸品を紹介したりする。また、文化イベントや各種セミナーや作品展を実施したりする。加えて、市町村・企業・大学・文化団体等と連携して事業を実施することもある。

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 512,643 | 492,108 | 636,623 |
| （うち随意契約） | 0 | 0 | 0 |
| 補助金 | 0 | 0 | 16,582 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 交付金・負担金・出資金 | 0 | 0 | 0 |
| 県借入金残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県職員人件費 | 0 | 0 | 0 |
| （うち県支給分） | | | |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

該当なし

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 非常勤 | 8 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 30 | 3 | 0 | 29 | 3 | 0 | 30 | 3 | 0 |
| | 非常勤 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 256,426 | 286,214 | 561,361 |
| 固定資産 | 561,656 | 569,702 | 558,702 |
| 資産合計 | 818,082 | 855,916 | 1,120,063 |
| 流動負債 | 145,091 | 174,216 | 494,210 |
| 固定負債 | 0 | 0 | 0 |
| 負債合計 | 145,091 | 174,216 | 494,210 |
| 指定正味財産 | 558,702 | 558,702 | 558,702 |
| 一般正味財産 | 114,289 | 122,998 | 67,151 |
| 正味財産合計 | 672,991 | 681,700 | 625,853 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 773,817 | 780,522 | 1,137,732 |
| 経常費用 | 736,367 | 771,813 | 1,193,579 |
| 評価損益等 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | 37,450 | 8,709 | −55,847 |
| 経常外収益 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外費用 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 37,450 | 8,709 | −55,847 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 文化振興事業来場者数 | （公財）アクロス福岡が実施しているコンサートやアウトリーチ事業等文化振興事業の来場者数（人） | 120,000 | 34,049 | 120,000 | 77,898 |
| 社会包摂の視点に立った事業数 | （公財）アクロス福岡が実施している社会包摂事業（年齢、性別、障がいの有無、経済状況などに左右されることなく、あらゆる人が等しく文化を享受できることを目的とした事業）の数（事業） | − | − | 7 | 10 |
| 匠ギャラリー来場者数 | 県内伝統工芸品の魅力を発信する「匠ギャラリー」の来場者数（人） | 100,000 | 59,983 | 100,000 | 24,480 |
| 福岡シンフォニーホール稼働率 | 利用日数／利用可能日（%） | 85.0 | 60.7 | 85.0 | 83.2 |
| 国際会議場稼働率 | 利用日数／利用可能日（%） | 70.0 | 23.2 | 70.0 | 54.2 |
| 大会議室稼働率 | 利用日数／利用可能日（%） | 80.0 | 61.5 | 80.0 | 66.9 |
| おでかけナビアクセス数 | （公財）アクロス福岡が運営している観光情報サイトのアクセス数（件） | 120,000 | 59,877 | 120,000 | 51,349 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 正味財産比率 | 正味財産計／負債及び正味財産計（%） | 69.0 | 79.6 | 69.0 | 55.9 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 625,852,900円／1,120,062,989円＝55.9% | | | | |
| 県財政支出率（※１） | 指定管理受託収入／経常収益計（%） | 38.0 | 61.4 | 38.0 | 42.6 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 371,413,400円／872,521,717円＝42.6% | | | | |
| 自主財源比率（※１） | 100%－県財政支出率（%） | 62.0 | 38.6 | 62.0 | 57.4 |



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和４年度の実績値の算式 | 100%－42.6%＝57.4% | | | | |
| 利用料金収入 | 収支計算書の「施設サービス事業収入」の額（百万円） | 501 | 255 | 501 | 403 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |
| 入場料収入率（※２） | チケット販売収入／事業経費（%） | 65.0 | 26.1 | 65.0 | 45.0 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 56,829,600円／126,291,764円＝45.0% | | | | |
| 人件費率（※１） | 人件費計／経常支出計（%） | 15.8 | 18.8 | 15.8 | 15.4 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 134,573,589円／872,521,717円＝15.4% | | | | |
| 指標の設定に関する留意事項 | ※１　県が依頼する施設改修費に係る収入・支出は除外して算出<br>※２　評価対象は団体主催のチケット収入のみ | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

指導、監督、助言等について問題となる記載すべき事項はなかった。

イ．県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員による人的支援について、３名の派遣職員が存在するが、問題となる記載すべき事項はなかった。

業務執行理事として県からの退職者が就任しているが、ヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。財政支出についても、問題となる記載すべき事項はなかった。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

受取補助金等として国庫補助金の他、県から原油価格高騰対策補助金を受領している。

県有部分のシンフォニーホール並びに会議室等の指定管理者としての受託事業収入は受領しているが、各種資料閲覧及び職員へのヒアリングを実施したが問題となる記載すべき事項はなかった。

貸付金は、該当する事項がない。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

理事会及び評議員会の議事録を閲覧して法令及び定款に従い開催され議事録も適切に作成されていることを確認した。また、監事による監事監査も適切に行われていることを確認した。

①　【意見６】福岡シンフォニーホールリニューアルオープン記念特別広報に係る随意契約の決裁手続きについて

アクロス福岡は、福岡シンフォニーホールリニューアルオープンの際に、新聞広

告を媒体とした記念特別広報に関する業務委託について、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして一者による随意契約を行っており、記念特別広報の契約金額として受託事業者に385万円を支払っていた。

アクロス福岡会計規則には契約の方法について、次のとおり規定されている。

（契約の方法）
第４２条　この法人の業務に関する、売買、賃貸借、請負その他の契約は、指名競争入札によるものとする。この場合において、あらかじめ予定価格を定めるとともに、入札に参加する者を３名以上指名しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合については、随意契約によることができるものとする。この場合において、あらかじめ予定価格を定めるとともに、２名以上の者から見積書を徴さなければならない。
一　その予定価格が次表に定める額を超えないとき。

| | |
|---|---|
| 一　工事又は製造の請負 | 250万円 |
| 二　財産の買入れ | 160万円 |
| 三　前各号に掲げる以外のもの | 100万円 |

二　契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
三　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
四　競争入札に付することが不利と認められるとき。
五　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
六　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し入札者がないとき。
七　落札者が契約を締結しないとき。
（予定価格の作成の省略）
第43条　前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、予定価格の設定を要しないと認め、これを省略することができる。
（１）新聞その他の定期刊行物
（２）例規等の追録
（３）価格、送料等が表示されている書籍類
（４）同一の品質及び価格で販売店により価格が異ならない物品
（５）取引の実例価格を考慮して、価格が適正と認められる一件の購入代金が５万円未満の物品を購入しようとするとき
（６）前各号に掲げるもののほか、これに類するもの
（見積書の徴収の省略）
第44条　前条の規定は、見積書の徴収の省略の場合に準用する。
２　次の各号に該当する場合は、理由を付して決裁を受けることにより、第４２条に規定する２名以上の者から見積書を徴さないことができる。



（１）一人又は一会社の専有する物品を購入しようとするとき
（２）急務を要し見積書をとる暇のないとき
（３）食料品を購入しようとするとき
（４）分析して検査をしなければ見積もれない固定資産の修繕を行うとき
（５）契約の内容等により、２名以上の者からは、見積書を提出させることができないか、又は提出させる必要がないと認められるとき

（出所：公益財団法人アクロス福岡会計規則）

随意契約を行うには、会計規則第42条第２項各号のいずれか理由を付して二者以上から見積書を徴し、決裁を受ける必要がある。また、二者以上からの見積書の徴収を省略する際には、会計規則第44条第２項各号のいずれかの理由を付して決裁を受ける必要がある。すなわち、契約に際して本業務委託を実施可能な事業者が一者しかいないことを示す必要がある。

受託事業者は本業務委託の実施に際して、九州でのシェアも広く記念特別広報の新聞広告として効果的であると考えられるが、受託事業者の実績を一者による随意契約を行う理由としており、検討が不十分であると考えられる。

したがって、財団は、指名競争入札による契約を行わずに随意契約による際の理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、契約の性質又は目的が競争入札に適さないかを慎重に検討する必要があると思われる。

オ．会計処理及び資産管理等について

事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表に対する注記・附属明細書、財産目録及び収支予算書は一般に公正妥当と認められる会計基準に従い作成されていることを確認した。特に記載すべき事項は無かった。

### ３．（公財）福岡県スポーツ推進基金

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人福岡県スポーツ推進基金 | | | |
| 所管部署 | 人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課 | | | |
| 所在地 | 福岡市博多区吉塚本町13-50　福岡県吉塚合同庁舎１階 | | | |
| 設立年月日 | 令和２年９月１日（令和３年４月１日公益財団法人へ移行） | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 3,000千円 | 県出資額（率） | 3,000千円（100.0%） |
| | 他の出資者及び出資額 | | | |
| 職員数 | 役員14名（うち非常勤13名）　職員３名（うち非常勤０名） | | | |
| 設立目的 | 福岡県におけるスポーツの推進及びスポーツを通じた地域の活性化に寄与することを目的とする。 | | | |

イ．事業内容

【トップアスリートの活動支援事業】

福岡県の優秀なアスリートの競技活動を支援する。

・トップアスリート育成助成
・パラアスリート助成
・スポーツ関連セミナー
・デュアルキャリア・アスリート活用セミナー
・アスリート・キャリア形成支援研修

【ファンエンゲージメントの促進事業】

福岡県ゆかりのアスリート及びチームの意欲的な活動や県内で開催される競技大会の開催の実現をファンと共に支える環境を形成する。

・クラウドファンディング運営
・ウェブサイト・ＳＮＳ「FUKUOKA SPORTS」運営

【スポーツの魅力発信事業】

活躍する福岡県のアスリート及びチームの魅力を発信することで、注目を集めファンを増やし、県内スポーツの価値向上を図る。

・試合動画配信
・スポーツ関連セミナー(再掲)
・ウェブサイト・ＳＮＳ「FUKUOKA SPORTS」運営(再掲)

【大規模スポーツ等の誘致・開催事業】

福岡県及び県内自治体等による大規模スポーツ大会等の誘致・開催を支援

・福岡国際マラソン2022に対する開催支援



ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 摘要（主な内容） |
|---|---|---|---|---|
| 委託料 | 0 | 0 | 21,697 | パラアスリート助成 |
| （うち随意契約） | 0 | 0 | 21,697 | |
| 補助金 | 18,892 | 21,110 | 21,540 | 運営費関係補助金 |
| 交付金・負担金・出資金 | 2,603,000 | 0 | 0 | 県からの出捐金 |
| 県借入金残高 | 0 | 0 | 0 | |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 0 | 0 | 0 | |
| 県職員人件費 | 16,941 | 18,310 | 18,148 | |
| （うち県支給分） | 16,085 | 13,727 | 13,774 | |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

| 財産種別 | 使用目的 | 使用面積（㎡） | 算定基準額（千円） | 減免額（千円） | 支払額（千円） | 減免理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通財産 | | | | | | |
| 行政財産 | 事務局の設置 | 56.44 | 399 | 0 | 399 | 県の事務に関連のある公益目的とした事務に共するため。（令和４年の管理経費の合計額） |
| 行政財産使用料 | | 56.44 | 924 | 924 | 0 | 100%減免 |

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 非常勤 | 0 | 0 | 0 | 13 | 2 | 0 | 13 | 2 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 |
| | 非常勤 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 8,101 | 20,888 | 40,248 |
| 固定資産 | 2,017,498 | 4,804,128 | 4,743,629 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 資産合計 | 2,025,599 | 4,825,016 | 4,783,877 |
| 流動負債 | 7,624 | 20,487 | 40,572 |
| 固定負債 | 0 | 0 | 0 |
| 負債合計 | 7,624 | 20,487 | 40,572 |
| 指定正味財産 | 2,003,000 | 4,789,554 | 4,728,330 |
| 一般正味財産 | 14,975 | 14,975 | 14,975 |
| 正味財産合計 | 2,017,975 | 4,804,529 | 4,743,305 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 627,403 | 54,919 | 115,284 |
| 経常費用 | 612,427 | 54,919 | 115,284 |
| 評価損益等 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | 14,975 | 0 | 0 |
| 経常外収益 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外費用 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 14,975 | 0 | 0 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 試合動画配信大会数 | 大会 | － | 65 | 70 | 94 |
| 試合動画配信視聴回数 | 回 | － | 1,450,392 | 1,500,000 | 1,801,655 |
| ｳｪﾌﾞｻｲﾄ閲覧件数 | PV | － | 643,893 | 700,000 | 883,167 |
| ｱｽﾘｰﾄ・ﾁｰﾑ・ｲﾍﾞﾝﾄ掲載件数 | 件 | － | 193 | 200 | 262 |
| ｱｽﾘｰﾄ・ﾁｰﾑ助成件数 | 件 | － | 15 | 30 | 64 |
| 主催ｾﾐﾅｰ参加者数 | 人 | － | － | 100 | 30 |
| 支援する大規模ｽﾎﾟｰﾂ大会数 | 大会 | － | 1 | 1 | 1 |
| 指標の設定に関する留意事項 | 当財団の中期経営目標はＲ４年度に策定しており、Ｒ３年度の目標値は「－」を記載 | | | | |



カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 事業収入（県受託事業除く） | 千円 | － | 304 | 500 | 553 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |
| 人件費率 | % | － | 27.1 | 25.0以下 | 13.3 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |
| 正味財産比率 | % | － | 99.6 | 95.0以上 | 99.2 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |
| 県財政支出率 | % | － | 38.4 | 35.0以下 | 37.5 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。

イ．県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料、補助金及び貸付金につき、各種資料閲覧及び県や外郭団体職員へのヒアリングを実施した。

①　【意見７】令和５年度トップアスリート育成助成金における係数の適用について

令和４年度までは上限額を支給していたが、申請者数と予算額との関係から令和５年度より評価基準を設けて助成金額を申請者ごとに算定している。

【評価基準（その２）】

条件（１）について、申請書に記載の活動拠点に基づき以下の係数を適用する

| 係数 | |
|---|---|
| 県内で活動している | 1 |
| 県内では活動していない | 0.8 |

（出所：令和５年度トップアスリート育成助成金評価基準）

県内では活動していないアスリートへの助成が前提となっている記載があるが、これはトップアスリート活動助成実施要綱記載の助成対象者の要件である、「原則として、主に福岡県内で競技活動をしていること」から大幅に外れるものである。

（助成対象者）
第２条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者(以下、トップアスリートという。)とする。
（１）原則として、主に福岡県内で競技活動を継続していること
（２）・（３）　（略）
２（略）

（出所: トップアスリート活動助成実施要綱）

令和５年度において、この係数を乗ずる必要のある申請者は２名であった。しかしながら、令和５年度トップアスリート育成助成金審査委員会において、事務局は①申請内容等のヒアリングを実施し、基準を満たしていることを確認していること及び②県外活動期間に応じて係数を乗じて決定額に差をつけていることの２点を説明しているが、議事録を閲覧したところ、この２名についても特に触れることなく満場一致をもって事務局原案のとおり承認されている。

要件の原則から大幅に外れる場合には、審査委員会での入念な審査を促すため、審査委員会への注意喚起が必要と考える。

また、競技の特殊性から活動拠点が県外にも関わらず、係数を乗じていない申請者は１名であった。この場合も同様の措置が必要と考える。

②　【指摘事項２】トップアスリート育成助成金の状況報告について

（状況報告及び調査）
第 11 条　（略）
２　別記１の助成決定者は、９月 30 日までの助成活動の遂行状況について、10 月 10 日までに状況報告書を理事長に提出しなければならない。

（出所: トップアスリート育成助成金交付要綱）

状況報告書を確認したところ、期限後に提出されている報告書が２通あった。状況報告書の期限内の提出は助成決定者の義務であることから、当財団としては期限前に提出期限の連絡を行っているが、助成決定者が要綱を遵守するようより強く指導することが望まれる。なお、トップアスリート育成助成金交付要綱に違反した場合には、当財団理事長は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、



又は変更することができる（トップアスリート育成助成金交付要綱第 17 条第１項第５号）。

③　【意見８】トップアスリート育成助成金の助成活動等の公開について

（助成活動等の公開等）
第 24 条　助成決定者は、助成活動の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開するものとする。
２　（略）

（出所: トップアスリート育成助成金交付要綱）

当財団は、助成決定者が要綱第 24 条第１項に従った情報公開を行っていることを、網羅的には確認していない。本条文に基づく情報公開は助成決定者の義務であることから、助成決定者が要綱を遵守するよう指導することが必要かどうかを把握するため、公開状況を網羅的に確認することが必要である。さらに、情報の公開が不十分である助成決定者に対しては、適切な情報公開を促すことで助成決定者が要綱を遵守するよう、指導することが必要である。なお、トップアスリート育成助成金交付要綱に違反した場合には、当財団理事長は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる（トップアスリート育成助成金交付要綱第 17 条第１項第５号）。

そのため、情報公開について網羅的に確認するのが望ましいと考える。

④　【意見９】パラアスリート助成金の帯同者の経費内容について

| 助成対象経費 | 説明 |
|---|---|
| 需用費 | 下記、①～④のいずれかに該当するものを対象とする。なお、需用品一件につき、５万円未満とする。<br>①水分補給のために必要な飲料、コンディショニング維持のために必要な食糧。具体的は、飲料水、弁当、サプリメントがある。<br>②各競技において必要な競技用具等の物品 |
| 使用料及び賃借料 | 機器器具等の賃借、有料道路の通行料・施設入場料等、レンタカー |

（出所: 福岡県パラアスリート助成金の手引き）

需用費助成として、１名の帯同者に昼食代や夕食代の交付を行っている。手引きにおいて弁当などを具体例として挙げているが、コンディショニング維持は、帯同内容によっては帯同者への助成として適切な場合もあるものの、原則として

は選手にとってのものではないだろうか。当該帯同者の食事代をコンディショニング維持のためとして交付することには疑問が生じる。

また、需用費助成として、複数の帯同者にボール等の消耗品費の交付を行っている。ボール等の消耗品費は、選手がコーチと伴に練習する際に必要な需用費であって、選手が主体となり使用することから選手のみが交付を受けるべき費用であると考える。このように考えることが、内訳としては需用費のみに上限を設けている（原則として助成額の３割）趣旨にも合致するのではないか。なお、帯同者がコーチではなく、ボール等を使用することが通常考えられない帯同者に対し、ボール等の需用費を交付している例もあった。

同様に、使用料及び賃借料助成として、帯同者に練習場の使用料の交付を行っている。練習場は選手が主体として使用するものであることから、選手のみが交付を受けるべき費用であると考える。使用料及び賃借料については内訳としては上限を設けていないものの、総額としては上限を設けている。選手でも帯同者でも、どちらでも助成を行うのであれば、総額としての上限が２倍となってしまう。

このように、帯同者に対する助成は、選手と同一の内容であれば必ずしも交付が適切であるとは言えない場合があることから、より慎重な判断を行うことが望ましいと考える。

⑤　【意見 10】パラアスリート助成金の経費の証拠書類について

福岡県パラアスリート助成金の手引においては、旅費の証拠書類として、旅費支給額の根拠となる書類（運賃検索システムのコピー等）としたうえで、宿泊や航空運賃の場合には例外として領収書等が必要であるとしている。しかしながら、新幹線に乗車した場合はこのような例外の扱いとはなっておらず、領収書の確認を行っていない。

新幹線に乗車する場合、高額になる可能性もあり、宿泊費を超える支出となることもあることから、領収書の確認をすることが望ましい。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

ガバナンスにつき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリング等を実施した結果、特に記載する事項は無かった。

オ．会計処理及び資産管理等について

県に対する質問及び関連資料の閲覧及び団体に対する質問及び関連資料の閲覧を行ったが、特に記載すべき事項はなかった。



**４．（公財）福岡県生活衛生営業指導センター**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター | | | |
| 所管部署 | 保健医療介護部生活衛生課 | | | |
| 所在地 | 福岡市博多区千代１丁目２番４号 | | | |
| 設立年月日 | 平成 25 年４月１日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 10,000 千円 | 県出資額（率） | 4,000 千円（40.0%） |
| | 他の出資者及び出資額 | 各生活衛生同業組合（6,000 千円（60%）） | | |
| 職員数 | 役員 17 名（うち非常勤 16 名）　職員５名（うち非常勤１名） | | | |
| 設立目的 | 福岡県内の生活衛生営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び消費者利益の擁護を図るため相談事業、指導事業及び助成事業を行う | | | |

イ．事業内容

１　生活衛生営業指導事業

（１）相談室運営事業

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター内に相談室を常設し、３名の生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）により、生活衛生関係営業者に対する経営、金融、税務、衛生、後継者対策等に関する相談・指導を行った。

（２）税務相談等事業

生活衛生関係営業者に対し、消費税をはじめとする税制全般について理解を深め、税務事務が適正・円滑に行えるようにするため、専門の税理士及び経営指導員による税務講習会及び税務相談、指導を行った。

（３）地区生活衛生営業相談指導事業

保健所の管轄区域を単位とする地区ごとに、移動相談室を設け、経営指導員及び生活衛生営業経営特別相談員（以下「経営特別相談員」という。）により、生活衛生関係営業者に対する相談・指導を行った。

（４）経営指導員による巡回指導事業

経営指導員が生活衛生関係営業者、生活衛生同業組合事務所等を巡回し、相談・指導を行った。

（５）生活衛生関係営業経営改善資金融資事業

①　生活衛生関係営業経営改善資金融資事業

小規模事業者等が、経営指導員又は経営特別相談員の指導に基づく経営改善を行うために株式会社日本政策金融公庫から小口資金の融資を受けるに当たり、経営指導員又は経営特別相談員が指導・審査を行った。

② 生衛業特別指導事業
経営特別相談員、経営指導員による巡回特別相談を行い、事業者に対し相談・指導を行った。
③ 生活衛生営業経営特別相談員研修会
経営特別相談員の資質向上のため、令和４年11月に研修会を実施した。

（６）分野調整等協議会等事業
大企業等の進出に伴う紛争について、当事者間の自主的解決の促進を図るため、地域の営業者の事業活動等の状況について情報収集を行う事業活動調整員を配置している。また、令和５年３月３日（金）に、紛争に関する相談指導や調査を行うため設置している「福岡県分野調整事業協議会」を開催した。なお、令和４年度は調整を求められた紛争事例はなかった。

（７）情報化整備事業
生活衛生関係営業に関する情報収集を行い、公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センターのホームページに掲載して生活衛生関係営業者や消費者に情報提供を行った。また、ネットワーク環境のメンテナンス等を行い、情報提供のための環境整備を行った。

2　株式会社日本政策金融公庫の融資に係る推薦書交付事業
株式会社日本政策金融公庫から生活衛生資金貸付を受けるために必要な推薦書の交付事務を、県から受託して実施した。併せて同貸付の利用に関する相談・指導を行った。

3　後継者育成支援事業
① インターンシップ
生活衛生同業組合及び学校との連携により、中学生等を対象に就業体験事業を実施した。
② 後継者育成のためのスマホ教室
生活衛生関係営業の後継者に対し、「SNS とハッシュタグ・絵文字の活用でお店の印象と認知度をあげる」の講座を開催した。

4　標準営業約款登録推進事業
理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食及び一般飲食業について、「安全、安心、清潔」を表すＳマーク（標準営業約款に従って営業を行う営業者を登録）への登録推進を図るため、アドマスク及びポスター等の配布を行った。

5　調査受託事業
公益財団法人全国生活衛生営業指導センターより委託を受けて、生活衛生経営状況



等調査を実施した。

6　クリーニング師等研修事業
クリーニング師等の資質向上を目的としてクリーニング業法で定められた研修であるクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習を新型コロナウイルス感染症の動向を考慮し、第１型（座学形式）、第２型（通信形式）で実施した。

7　生活衛生営業振興事業
生活衛生関係営業における消費者サービスの向上、営業者及び従事者の資質の向上等のために、14 生活衛生同業組合が実施する需要開拓、技術向上等のための事業に対する助成を行った。

ウ．県の財政的・人的支援の状況
①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 912 | 886 | 908 |
| （うち随意契約） | 912 | 886 | 908 |
| 補助金 | 46,100 | 46,199 | 46,278 |
| 交付金・負担金・出資金 | 0 | 0 | 0 |
| 県借入金残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県職員人件費 | 0 | 0 | 0 |
| （うち県支給分） | 0 | 0 | 0 |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）
該当なし

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 非常勤 | 16 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 4 | 0 | 2 | 4 | 0 | 2 | 4 | 0 | 2 |
| | 非常勤 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 7,631 | 6,380 | 6,561 |
| 固定資産 | 13,915 | 10,359 | 10,340 |
| 資産合計 | 21,546 | 16,739 | 16,901 |
| 流動負債 | 2,196 | 621 | 516 |
| 固定負債 | 3,609 | 0 | 0 |
| 負債合計 | 5,805 | 621 | 516 |
| 指定正味財産 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 一般正味財産 | 5,741 | 6,118 | 6,386 |
| 正味財産合計 | 15,741 | 16,118 | 16,386 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 50,488 | 50,609 | 50,359 |
| 経常費用 | 50,393 | 50,233 | 50,090 |
| 評価損益等 | － | － | － |
| 当期経常増減額 | 95 | 376 | 268 |
| 経常外収益 | － | － | － |
| 経常外費用 | － | － | － |
| 当期経常外増減額 | － | － | － |
| 当期一般正味財産増減額 | 95 | 376 | 268 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 窓口相談件数（Ｒ３） | 件 | 1,500 | 1,409 | － | － |
| 経営特別相談員研修会参加者数 | 人 | 45 | 22 | － | － |
| 推薦書交付件数 | 件 | 110 | 102 | 110 | 147 |
| クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習の受講者数 | 人 | 220 | 256 | － | － |
| 事務局長会議等での個人情報保護関係の研修 | 回 | 2 | 2 | － | － |
| 窓口相談件数（Ｒ４） | 件 | － | 893 | 1,200 | 915 |



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談室開設指導件数 | 件 | － | 1,141 | 1,100 | 883 |
| 推薦書交付相談件数 | 件 | － | 618 | 500 | 755 |
| クリーニング師研修の受講率 | 率（%） | － | 18.1 | 18.5 | 16.6 |
| 広報誌発行回数 | 回/年 | － | 1 | 2 | 3 |
| 年次休暇取得平均日数 | 日/年 | － | 15.8 | 16.0 | 17.5 |
| 指標の設定に関する留意事項 | Ｒ３年度とＲ４年度で活動の指標が異なるため、集計されていない部分については「-」を入力している。<br>窓口相談件数（Ｒ３）は、「来所等」「推薦書相談」「推薦書発行」の総計、窓口相談件数（Ｒ４）は「来所等」のみの件数となっている。<br>※令和４年度より評価シートにおける改善目標が変更となったため、集計方法がＲ３と異なる。 | | | | |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 研修受託収入 | 千円 | 800 | 0 | 700 | 619 |
| 県財政支出額 | 千円 | 46,500 | 47,085 | 47,000 | 47,186 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |
| 指標の設定に関する留意事項 | 研修受託収入については、新型コロナウイルス感染症の影響で会場参加型の研修が中止になったため、Ｒ３は集計上０となっているが、実際は通信型の研修受託収入で435（千円）収入している。Ｒ４は座学式と通信式の合計を実績値として集計しているため、619（千円）の収入となった。 | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

①　【意見11】中期経営計画に係る運営指導について

県は、指導要綱において、次のとおり、中期経営計画の作成について運営指導を行うこととしている。

（運営指導に係る留意事項）

第６条　所管部長は、常に公社等外郭団体の運営状況を把握し、次の事項に留意して、公社等外郭団体の運営指導を行わなければならない。

（中略）

（４）中期経営計画等の策定

①　おおむね３年から５年程度の中期経営計画を策定すること。

②　経営状況が悪化した場合等においては、抜本的な見直しを内容とした経営

改善計画を策定すること。
③　策定した中期経営計画等については、公表を行うこと。

（出所：福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱）

県に対して、生活衛生営業指導センターが策定した中期経営計画の提出を依頼したところ、中期経営目標シートの提出を受けた。この中期経営目標シートは、公社等外郭団体の経営評価シートと様式が類似しており、「改善に向けた取り組みの方向性」「改善目標としての指標」等の様式は、経営評価シートと同一となっている。

このため、生活衛生営業指導センターに対して、中期経営計画について質問したところ、中期経営目標シート以外に独自で定めた中期経営計画は無く、また、中期経営目標シートについては、理事会で審議の上決定しているものではない、とのことである。

一般的に、中期経営計画とは、団体が経営方針等を定め、中期的に目指す達成すべき目標、その目標のために取り組むべき実施事項等を記載した重要な計画である。このため、団体の最高意思決定機関で中期経営計画の内容を審議し決定することは言うまでもない。

しかし、生活衛生営業指導センターでは独自の中期経営計画は策定されておらず、中期経営計画に相当する中期経営目標シートは理事会で審議の上決定されたわけではない。結果として、中期経営目標シートは形式的に作成されているのではないか、中期経営計画として妥当なのか、県は中期経営計画の策定について適切な運営指導を行ったのかについて疑念が生じかねない。

よって、県は、中期経営計画の策定について、団体の最高意思決定機関である理事会の審議を経ること等の策定方法について運営指導を強化することが望ましいと考える。

イ．県の人的支援・財政支出等について

①　【意見12】事業別収支の把握について

生活衛生営業指導センターは、（１）外郭団体の概要、イ．事業内容に記載のとおり、生活衛生営業指導事業等様々な事業を実施している。

当該事業の実施に係る財源の多くは県からの補助金及び委託料である。令和４年度においては、県は生活衛生営業指導センターへ次のとおり、補助金及び委託料を支出している。

＜令和４年度における補助金及び委託料の概要＞　（単位：千円）

| No | 名称 | 支出額 |
|---|---|---|
| 1 | 生活衛生営業指導事業費補助金 | 22,268 |
| 2 | 生活衛生営業振興事業補助金 | 24,010 |
| 3 | 株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託 | 908 |

（出所：「県資料」を基に監査人作成）



県に対して、令和４年度の経営状況において、生活衛生営業指導センターが行っている各事業における勘定科目毎の収支状況、すなわち各事業で人件費や委託料等の各勘定科目別の支出がどの程度発生しているかについて質問したところ、当該事業別の収支は把握していないとのことであった。

生活衛生営業指導センターは様々な事業を実施しており、その内容は経営状況報告等に記載されている。しかし、事業毎の収支状況は経営状況報告等には記載されておらず、また、県は事業毎の詳細な収支状況の把握を生活衛生営業指導センターに求めていない。

このため、特定の事業のコストが過剰に生じていないかといった事業別収支の観点からの問題点の把握はされていなかった。

よって、県は、生活衛生営業指導センターに対して事業別の収支の報告を求め、事業報告の内容と照らし合わせることにより、事業別収支の観点から問題等が生じていないか検討することが望ましいと考える。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

①　【指摘事項３】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出額の確認の強化について

福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る実績報告書を閲覧したところ、補助金額定額は24,010,000円であった。このうち人件費7,762,000円、各生活衛生同業組合に対する助成14,680,000円、分野調整事業200,000円等の金額について、県に対して、具体的な内容確認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、提出された書類の内容確認は行っているが、原始証憑や賃金台帳等との整合性確認までは実施していないとのことであった。

また、生活衛生営業指導センターに対して、分野調整事業200,000円の内容確認を行ったところ、当該金額は予算見積額であり、誤って県へ実績額として報告していたとのことであった。

補助金は実施された事業の実績に基づき交付されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑念が生じかねない。実際に、本監査では分野調整事業200,000円が誤りであることが発見された。

よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的に

は、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。なお、誤りが発見された分野調整事業200,000円については、改めて内容把握を行い、必要に応じて補助金額の返還等を検討する必要がある。

②　【意見13】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る間接補助について

前述のとおり、福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る実績報告書を閲覧したところ、各生活衛生同業組合に対する助成14,680,000円が交付されている。当該助成は、県から生活衛生営業指導センターに対して補助金が交付され、その後、生活衛生営業指導センターは、当該補助金を財源に、理容生活衛生同業組合、美容生活衛生同業組合等の合計14の生活衛生同業組合に対して助成を行っている。すなわち、福岡県生活衛生営業振興事業補助金は、生活衛生営業指導センターを介して各生活衛生同業組合に対して助成が行われる間接補助の性質を有している。

このため、県に対して、間接補助を行う場合の生活衛生営業指導センターが従うべき助成に関する規程等を質問したところ、具体的な助成規程等は生活衛生営業指導センターに任せており、県は詳細には把握していないとのことである。

間接補助が実施される場合、１次的に補助を行う県からは最終的に助成を受けた団体における資金の管理、事業の実施状況が把握し辛く、また、不正等が生じる可能性を否定できない。

また、後述の「オ．会計処理及び資産管理等について①【意見17】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容の妥当性について」に記載のとおり、生活衛生営業指導センターでは、福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容の妥当性について課題が発見されている。

よって、県は、生活衛生営業指導センターが助成を実施する際に従うべき規程等について現状把握を行うとともに、適切な補助事業が実施されるように、同規程等の策定について指導を行うことが望ましいと考える。

③　【意見14】福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る支出額の確認の強化について

福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る実績報告書を閲覧したところ、補助金額確額は22,268,000円であった。このうち人件費16,933,892円、事業費5,335,000円の金額について、県に対して、具体的な内容確認、原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したところ、提出された書類の内容確認は行っているが、原始証憑や賃金台帳等との整合性確認までは実施していないとのことであった。

補助金は実施された事業の実績に基づき交付されるものであり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確性に疑念が生じかねない。



よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。

④　【意見15】株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託に係る支出額の確認の強化について

株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託は、業務委託契約書第10条に「実績報告書について審査」を行い「委託料の額を確定」する旨、及び同契約書第12条に「第10条に基づく確定額」に応じて過払金を返還する旨の規定があり、委託料の確定額に係る検査が重要であると考えられる。令和４年度の実績では、契約額及び委託料の確定額は907,899円である。

本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したところ、提出された書類の内容確認は行っているが、原始証憑や賃金台帳等との整合性確認までは実施していないとのことであった。

前述のとおり、委託料の確定額に係る検査が重要であり、支出額について具体的な確認等を実施していない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じかねない。

よって、県は、特に、本事業のように委託料に係る過払金の返還があるような場合は、委託料の確定のため、支出額の確認の強化を図る必要がある。具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

①　【意見16】監事監査の有効性について

生活衛生営業指導センターでは、決算及び会計業務の相談について、特定の税理士事務所に会計顧問業務を委託している。しかし、当該税理士事務所の代表者は生活衛生営業指導センターの監事も兼ねている。

すなわち、会計顧問業務の実施者と監事が同一である。この場合、監事は自身が助言した決算書に対して監査を行うこととなり、事実上、自己監査となってしまう可能性を否定できず、監査の有効性に疑念が生じかねない。

よって、生活衛生営業指導センターは、監事監査の有効性を強化するため、会計顧問業務の受託者と監事を明確に分けることが望ましいと考える。

また、「ア．県の指導、監督、助言等について①中期経営計画に係る運営指導について」にも記載したとおり、中期経営計画の策定については、団体の最高意思決定機関である理事会の審議を経て決定することが望ましい。

オ．会計処理及び資産管理等について

①　【意見 17】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容の妥当性について

前述のとおり、福岡県生活衛生営業振興事業補助金は、生活衛生営業指導センターを介して各生活衛生同業組合に対して助成が行われる間接補助の性質を有している。

生活衛生営業指導センターを介して各生活衛生同業組合に対して行った助成について、実績に係る資料を閲覧したところ、次のとおりの支出が計上されていた。

＜生活衛生同業組合に対する助成の対象となる支出＞　（単位：千円）

| 生活衛生同業組合名称 | 支出内容 | 金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 福岡県クリーニング生活衛生同業組合 | 不織布マスク | 550 | 25円×20,000枚×1.10 |
| 福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合 | 宿泊代 | 314 | 北九州市地区19名<br>福岡地区22名 |
| | 食糧費 | 507 | |

（出所：「所要額調書」を基に監査人作成）

生活衛生営業指導センターに対し、福岡県クリーニング生活衛生同業組合で計上されている不織布マスクについては２万枚のマスクの配布及び使用状況を確認しているか質問したところ、そこまでは確認していないとのことである。また、同様に、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合で計上されている宿泊代と食糧費について、助成の支出対象として妥当なのか質問したところ、ホテルにおけるマナー等を研修で学ぶものであり問題ないと判断したとのことである。しかし、宿泊代と食糧費がどのような場合に問題ないと判断されるか等を整理した助成に関する規程等は策定されていない。

本補助金は間接補助であり、１次的に補助を行う県からは最終的に助成を受けた団体における資金の管理、事業の実施状況が把握し辛い。また、上記のとおり、生活衛生営業指導センターでは、不織布マスクの使用状況は把握されておらず、さらに宿泊代と食糧費の支出についての助成に関する規程等は策定されていないことから、助成内容の有効性や妥当性に疑念が生じかねない。

よって、生活衛生営業指導センターは、助成の対象となる支出内容について内容把握を強化するとともに、宿泊代や食糧費等の支出に留意した助成に関する規程等を策定することが望ましいと考える。

②　【意見 18】パソコン購入に係る資産計上について

令和４年度における物品等の購入実績を把握したところ、令和５年２月にパソコン１台が購入されている。ただし、当該パソコンについては備品台帳には計上されていない。

この件について生活衛生営業指導センターへ質問したところ、実質的には、当該パソコンは公益財団法人全国生活衛生営業指導センターで購入されたものであり、生活衛生営業指導センターは譲渡を受けたものである。このため、当該パソコンについては、特段の会計処理はしておらず、備品台帳にも計上していないとのことである。また、譲渡に関する書類は特段無いとのことである。

生活衛生営業指導センターで購入していない場合であっても、現状の所有権は同センターにある以上、パソコンに関する管理は必要である。

よって、生活衛生営業指導センターは、当該パソコンについて資産計上に係る会計処理を行うとともに、備品台帳に計上し、現物管理も行うことが望ましいと考える。

**５．（社福）福岡県厚生事業団**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 社会福祉法人福岡県厚生事業団 | | | |
| 所管部署 | 福祉労働部障がい福祉課 | | | |
| 所在地 | 古賀市千鳥３－１－１ | | | |
| 設立年月日 | 昭和 55 年 11 月１日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 10,000 千円 | 県出資額（率） | 10,000 千円（100%） |
| | 他の出資者及び出資額 | | | |
| 職員数 | 役員８名（うち非常勤６名）　職員 30 名（うち非常勤１名） | | | |
| 設立目的 | 県が設置する障がい者支援施設等の運営を適切かつ効率的に行うことにより、福岡県における社会福祉の増進に寄与する。 | | | |

イ．事業内容

【福岡県障がい者リハビリテーションセンターの管理運営事業】

障がいがある方が自立できるように社会生活への参加を想定したプログラムの提供を行っている。また、高次脳機能障がい者への支援相談や訓練施設として様々なプログラムを提供している。

当センターは、社会参加を想定した実践的なプログラムを提供している。このプログラムはセンター退所後、円滑に社会生活に移行できるよう組み立てられている。セルフケアが自立した方から独居生活や就労が目前に控えた方まで、その残存能力や目標、QOL に合わせて基本プログラム ・ 選択プログラム ・ 目標志向型プログラムと段階的に提供を行っている。

①基本プログラム

利用者全員を対象として、理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語療法（ST）、心理療法の医療リハビリテーションを行っている。 PT・OT は自主訓練が主体で、ST はグループで行っているのが特徴であり、心理療法は個別カウンセリングや神経心理学的評価を行っている。さらに、この基本プログラムでは自室や日頃利用するトイレ・洗面所の清掃、ベッドメイキングなどを自身で行い家庭復帰後も家族としての役割が果たせるように実施している。

②選択プログラム

10 種類の選択プログラムは、復職、障がいのためにあきらめていた趣味の再開、新しい趣味や社会活動の開拓、QOL の向上を目的としたもので、 職員だけではなく、ボランティア・地元企業・地域の施設や団体と協力して実践している。 選択プログラムはグループで行い、グループリーダーはメンバーの中から選ばれ、職員等と協議してプログラムを進めている。 職員等はオブザーバーとして対応し、メンバー同士で企画・立案・実践し、メンバーのエンパワメントを高めている。

③目標志向型プログラム

障がいのある方が残された能力を生かして、地域社会において、自分らしく充実した生活ができるように、課題やゴールに向けたリハビリテーションを行いながら、社会生活を高めていく。

（高次脳機能障がい者支援）

当センターとともに、他の３機関（産業医科大学病院、久留米大学病院及び福岡市心身障がい福祉センター）とともに、高次脳機能障がい者支援拠点機関として支援ネットワークを構成している。

・定期的な家族支援相談会の実施

・行政機関、医療機関及び教育関係者等対象の支援セミナー、講演会の開催

【診療所】

①相談・外来診療

②個別評価

臨床心理士による神経心理学的評価や日常生活状況をもとに総合的に診断する。

③リハビリテーションおよびハビリテーション（通所・入所可）

個別に認知機能特性を評価し、日常生活動作やコミュニケーション場面、就労を想定したプログラムなど、リハビリテーションおよびハビリテーションを実施し、就労・就学支援を行っている。

④就労・就学支援

ご本人の認知特性を学校や職場が適切に理解できるよう、わかりやすく説明し対応している。新規就労に関しては、就労関係機関と連携し進めていく。

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 委託料 | 62,475 | 72,804 | 55,391 | |
| （うち随意契約） | 3,047 | 3,115 | 3,225 | |
| 補助金 | 16,047 | 0 | 3,000 | 退職金補助(R2)<br>物価高騰対策補助(R4) |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 交付金・負担金・出資金 | － | － | － | － |
| 県借入金残高 | － | － | － | － |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | － | － | － | － |
| 県職員人件費 | － | － | － | － |
| （うち県支給分） | | | | |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

該当なし

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 |
| | 非常勤 | 6 | 0 | 0 | 6 | 0 | 3 | 6 | 0 | 3 |
| 職員 | 常勤 | 31 | 0 | 2 | 30 | 0 | 2 | 29 | 0 | 2 |
| | 非常勤 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 123,362 | 108,541 | 110,928 |
| 固定資産 | 40,223 | 34,787 | 30,865 |
| 資産合計 | 163,585 | 143,327 | 141,793 |
| 流動負債 | 41,146 | 24,451 | 25,944 |
| 固定負債 | 19,052 | 13,601 | 12,786 |
| 負債合計 | 60,198 | 38,052 | 38,730 |
| 基本金 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 積立金等 | 0 | 0 | 0 |
| 次期繰越活動増減差額 | 93,386 | 95,275 | 93,062 |
| 純資産合計 | 103,386 | 105,275 | 103,062 |



②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| サービス活動収益 | 303,722 | 279,352 | 279,094 |
| サービス活動費用 | 304,356 | 279,575 | 287,512 |
| サービス活動増減差額 | -633 | -224 | -8,418 |
| サービス活動外収益 | 1,375 | 958 | 6,148 |
| サービス活動外費用 | 0 | 0 | 0 |
| サービス活動外増減差額 | 1,375 | 958 | 6,148 |
| 経常増減差額 | 741 | 734 | -2,270 |
| 特別収益 | 0 | 1,155 | 1,095 |
| 特別費用 | 7,275 | 1 | 1,038 |
| 特別増減差額 | -7,275 | 1,155 | 57 |
| 当期活動増減差額 | -6,534 | 1,889 | -2,213 |
| 前期繰越活動増減差額 | 99,920 | 93,386 | 95,275 |
| 次期繰越活動増減差額 | 93,386 | 95,275 | 93,062 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 自立訓練　機能訓練（人／日） | 人 | 75 | 50.1 | 63 | 51.5 |
| 自立訓練　生活訓練（人／日） | 人 | 24 | 24 | 25 | 27.7 |
| リハセンター施設入所支援（人／日） | 人 | 83 | 60.2 | 76 | 62.9 |
| 高次脳機能障害支援事業（相談件数） | 件 | 600 | 523 | 530 | 704 |
| 退所者の地域生活移行率 | % | 80 | 79.6 | 80 | 81.8 |
| 高次脳機能障がい者新規受入人数 | 人 | － | 15 | 17 | 35 |
| 就業率（雇用） | % | － | 26.5 | 27 | 18.2 |
| 職員に対する人事評価制度の導入 | － | 実施 | 未実施 | － | 検討 |
| 指標の設定に関する留意事項 | 令和４年度新設指標については令和３年度目標値なし。人事評価制度導入はＲ８導入に向けた指標であるため中途での目標なし。 | | | | |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 県財政支出率 | % | 18.3 | 25.3 | 25 | 20.5 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 外来診療件数 | 件 | － | 321 | 330 | 304 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |
| 指標の設定に関する留意事項 | 外来診療件数については、歳入に直結するため、団体として財務指標に設定しているもの。また、令和４年度から実績の算定方法を変更したため、令和３年度目標値を不記載。（従前の算定方法　令和３年度：目標値 200、実績値 121） | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

①　【意見 19】中期経営計画に考慮すべき事項について

当社会福祉法人は、平成 18 年４月１日から福岡県と福岡県障がい者リハビリテーションセンター管理業務に関して、指定管理者協定を締結し、現状では第５期（令和３年４月１日から５年間）の協定が進行中である。各年度の委託料は、平均すると毎年約 5,000 万円である。令和４年度の事業活動計算書の社会福祉事業の事業活動内訳表を参考にすると次の通りである。

| （単位：千円） | 法人本部 | 福岡県障がい者リハビリセンター | 診療所 | 内部取引消去 | 全体 |
|---|---|---|---|---|---|
| 収益 | 52,166 | 217,744 | 9,183 | | 279,094 |
| 費用（人件費、事業費、事務費等） | 10,357 | 272,650 | 4,504 | | 287,512 |
| サービス活動増減差額 | 41,808 | −54,905 | 4,679 | | −8,418 |
| サービス活動外増減差額 | 4 | 6,141 | 2 | | 6,418 |
| 特別増減差額 | −40,575 | 46,495 | −5,864 | | 56 |
| （うち）事業区分間繰入金収益 | | 5,864 | | −5,864 | − |
| （うち）事業区分間繰入金費用 | | | −5,864 | 5,864 | − |
| （うち）拠点区分間繰入金収益 | | 40,575 | | −40,575 | − |
| （うち）拠点区分間繰入金費用 | −40,575 | | | 40,575 | − |
| 当期増減差額 | 1,237 | −2,268 | −1,182 | − | −2,213 |

（出所：令和４年度事業活動内訳表、社会福祉事業事業活動内訳表、法人単位事業活動計算書）

令和２年度から令和４年度まで事業活動内訳表を閲覧したが、毎年約 5,000 万円～6,000 万円の指定管理料が収入の一部として計上されており、結果として法人全体では数百万単位での増減差額（黒字、赤字）を計上している。また、法人本部の収益に計上されている 52,166 千円が指定管理者協定に基づく管理業務料である。この管理業務料を受けて法人全体での収支は何とか均衡に近い状態に保てていると考えられる。

しかしながら、指定管理者制度は公募を原則としており、将来においても指定管理者協定を締結できるとは限らないため、締結できない可能性も考慮して将来の中期経営計画等も考えていくのが望ましいと考える。



イ．県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

団体のガバナンスにつき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

オ．会計処理及び資産管理等について

①　【意見 20】徴収不能引当金の財務諸表上の表示と規程の相違について

当社会福祉法人では、令和２年度（令和３年３月期）から、事業未収金に関して、回収が困難である債権に関して、徴収不能引当金を計上する方針となった。その際に、経理規程には、「前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。」と記載されている。しかし、財務諸表上は、債権額は全額計上し、かつ、徴収不能引当金をマイナス計上するといういわゆる間接控除方式をとっている。基本的には、財務諸表の表示は、経理規程に従うべきである。

**６．（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センター**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター | | | |
| 所管部署 | 環境部循環型社会推進課 | | | |
| 所在地 | 北九州市若松区ひびきの２－１ | | | |
| 設立年月日 | 平成４年１月10日（平成25年４月１日に公益法人に移行） | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 100,000千円 | 県出資額（率） | 100,000千円（100%） |
| | 他の出資者及び出資額 | | | |
| 職員数 | 役員９名（うち非常勤８名）　職員20名（うち非常勤８名） | | | |
| 設立目的 | 循環型社会の構築に関する事業を行い、もって県民の快適で住みよい生活環境づくりと産業経済の健全な発展に資すること。 | | | |

イ．事業内容

１　研究開発事業

廃棄物ごとの再資源化技術や社会システムの研究開発を通じて循環型社会の形成を推進するために、産学官民による研究会９テーマ及び事業化に向けた研究を行う共同研究プロジェクト２テーマを編成し、研究開発事業に取り組んだ。

（１）研究会テーマ

・プラスチック再生材の市場・利用可能性に関する研究会
・SDGｓ２「飢餓をゼロに」に向けて製鐵所副産物から製造する新規農業資材の活用技術開発研究会
・使用済みサーメットチップによる光熱変換材料研究会
・硅砂副生成物を活用した高取焼用粘土の開発研究会
・糖含有廃棄物を活用した農業用土壌還元消毒技術の開発研究会
・大豆の増収を目指した剪定枝・草チップを原料とする堆肥の調製・施用サービス事業化研究会
・産業廃棄物を出発原料とした二酸化炭素の固体捕捉剤の開発研究会
・浮遊選鉱法によって改質した燃焼灰を使用したｼﾞｵﾎﾟﾘﾏｰｺﾝｸﾘｰﾄによる実建物の実証研究会
・消化汚泥からの緩効性肥料生産に関する研究会

（２）共同研究プロジェクトテーマ

・濃縮バイオ液肥製造に関する事業化プロジェクト
・バイオマス発電所焼却灰有効利用プロジェクト



２　環境情報事業

環境リサイクル技術や社会システムに係る情報を収集し、リサイクル技術や県内企業の紹介並びにセンターの共同研究や活動についての情報をインターネットにより発信した。

３　環境人材育成・ネットワーク事業

センターの研究成果について発表会を行うとともに、各種展示会等に出展し情報を発信した。

（１）研究成果発表会（令和４年７月７日）

令和３年度で終了した共同研究プロジェクト及び研究会について、研究成果発表会を会場とオンラインで同時開催した。

（発表テーマ）

・廃棄キノコ抽出物による植物由来ヒト型セラミド製造プロジェクト
・廃電池仕分け作業の自動化システムの開発プロジェクト
・乾留技術を利用したタイヤ部材リサイクルの事業化研究会
・未利用アカモクからの化粧品・食品原料等の製品化を目指す研究会
・木質バイオマスを母材とする成形材料の開発研究会

（２）展示会

環境リサイクル技術等の展示会に出展し、センターの事業成果の情報発信を行った。

・県庁ロビー展（環境月間）　令和４年６月１日～30日（福岡県庁）
・エコテクノ2022 令和４年７月６日～８日（北九州市）

４　プロジェクト事業

リサイクルシステムの構築や本県リサイクル産業の振興を図るため、以下の事業を行った。

（１）食品ロス削減推進事業

製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロス（食べられるのに食用にせず廃棄する食品）の削減を推進するため、フードバンク活動の普及・促進事業を実施した。

（２）リサイクル拠点化促進事業

ア　研究成果の全国への普及を図るため、ホームページ上で常時アクセスできる研究成果紹介動画を作成した。

イ　事業化に至った共同研究テーマ等の循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰の受賞（３件）

ウ　事業化に至った共同研究テーマ等の福岡県循環型社会形成推進功労者知事表彰（１件）

エ　福岡県食品ロス削減優良取組知事表彰（１件）
オ　事業化に至った共同研究等について記者発表
カ　パンフレットの改訂　・センターの紹介と取組事例に関するパンフレットを改訂

（３）県産リサイクル製品認定事業

県産リサイクル製品認定制度の認定製品の利用促進を図るために、リサイクル製品製造業者への実態調査、認定品目素案・認定基準案の作成、認定申請に係る現地調査等を実施した。

（４）廃棄太陽光パネルスマート回収システム構築事業

廃棄太陽光パネルをコスト効率的に回収・リサイクルできる仕組みと体制を福岡県に構築するための事業を実施した。

（５）３Ｒネットワーク構築事業

センターを中心とした従来のネットワークを拡大・強化し、異業種間交流の促進による共同研究や新ビジネスの創出を目的として、「ふくおか３Ｒメンバーズ」を運営し、特別講演、ニーズ・シーズ発表会、交流会、展示会出展支援、メールマガジン配信を行った。

（６）プラスチック資源循環促進事業

プラスチックの排出者、処理業者、再生・利用事業者等と連携することで自動車部品プラスチックを効率的に回収・リサイクルできる仕組と体制を構築した。

（７）使用済プラスチック回収・再資源化実証事業

クリーニングの衣類用カバー及び医薬品のボトルを対象品目として新たな自主回収・再資源化スキームを構築するための実証事業を実施した。

（８）車載リチウムイオン電池のリユース・リサイクル実証事業

北九州市で廃自動車のリチウムイオン電池（LIB）の取り外し（ロボット）から、劣化診断、放電、解体・選別（ロボット）、コバルト・ニッケル回収までの一貫処理について、CO2 削減に資する全体最適リユース・リサイクル技術・システムの実証を共同で行った（センターはリユース／リサイクルシステム全体の事業性評価及び LCA 評価を担当）。

（９）使用済太陽電池モジュールスマート回収モデル調査事業

廃棄太陽光パネルの回収スキーム、適正処理を検証するための調査研究事業を実施した（NEDO の「太陽光発電主力電源化推進技術開発/研究開発項目（Ⅳ）動向調査等」を受託）。

（出所「リサイクル総合研究事業化センター令和４年度事業報告書」を基に監査人作成）



ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 148,117 | 142,175 | 141,866 |
| （うち随意契約） | 148,117 | 142,175 | 141,866 |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 |
| 交付金・負担金・出資金 | 0 | 0 | 0 |
| 県借入金残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県職員人件費 | 96,831 | 91,324 | 85,872 |
| （うち県支給分） | 66,471 | 62,792 | 58,093 |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

該当なし

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 非常勤 | 8 | 1 | 0 | 8 | 1 | 0 | 8 | 1 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 12 | 10 | 0 | 13 | 10 | 0 | 12 | 10 | 0 |
| | 非常勤 | 9 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 35,953 | 51,363 | 46,840 |
| 固定資産 | 213,320 | 109,824 | 105,719 |
| 資産合計 | 249,273 | 161,187 | 152,559 |
| 流動負債 | 39,709 | 55,169 | 50,775 |
| 固定負債 | 9,564 | 5,518 | 1,393 |
| 負債合計 | 49,273 | 60,687 | 52,168 |
| 指定正味財産 | 200,000 | 100,500 | 100,391 |
| 一般正味財産 | 0 | 0 | 0 |
| 正味財産合計 | 200,000 | 100,500 | 100,391 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 157,324 | 157,018 | 152,367 |
| 経常費用 | 157,324 | 157,018 | 152,367 |
| 評価損益等 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外収益 | 0 | 100,000 | 0 |
| 経常外費用 | 0 | 100,000 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 研究会編成数 | 件数 | 10 | 8 | 10 | 9 |
| 共同研究プロジェクト編成数 | 件数 | 5 | 4 | 4 | 2 |
| 実用化件数 | 件数 | 2 | 3 | 2 | 2 |
| HP 更新数 | 件数 | | 48 | 50 | 39 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 国庫補助事業等への申請件数 | 件 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| 国庫補助事業等の採択件数 | 件 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 県財政支出率 | % | 98.3 | 90.5 | 90 | 93.1 |
| 人件費率 | % | 49.5 | 49.1 | 49 | 48 |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

①　【意見 21】中期経営計画に係る運営指導について

県は、指導要綱において、次のとおり、中期経営計画の作成について運営指導を行うこととしている。

（運営指導に係る留意事項）
第６条 所管部長は、常に公社等外郭団体の運営状況を把握し、次の事項に留意して、公社等外郭団体の運営指導を行わなければならない。



（中略）
（４）中期経営計画等の策定
①　おおむね３年から５年程度の中期経営計画を策定すること。
②　経営状況が悪化した場合等においては、抜本的な見直しを内容とした経営改善計画を策定すること。
③　策定した中期経営計画等については、公表を行うこと。

（出所：福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱）

県に対して、リサイクル総合研究事業化センターが策定した中期経営計画の提出を依頼したところ、中期経営目標シートの提出を受けた。この中期経営目標シートは、公社等外郭団体の経営評価シートと様式が類似しており、「改善に向けた取り組みの方向性」「改善目標としての指標」等の様式は、経営評価シートと同一となっている。

このため、リサイクル総合研究事業化センターに対して、中期経営計画について質問したところ、中期経営目標シート以外に独自で定めた中期経営計画は無く、また、中期経営目標シートについては、理事会で審議の上決定しているものではない、とのことである。

一般的に、中期経営計画とは、団体が経営方針等を定め、中期的に目指す達成すべき目標、その目標のために取り組むべき実施事項等を記載した重要な計画である。このため、団体の最高意思決定機関で中期経営計画の内容を審議し決定することは言うまでもない。

しかし、リサイクル総合研究事業化センターでは独自の中期経営計画は策定されておらず、中期経営計画に相当する中期経営目標シートは理事会で審議の上決定されたわけではない。結果として、中期経営目標シートは形式的に作成されているのではないか、中期経営計画として妥当なのか、県は中期経営計画の策定について適切な運営指導を行ったのかについて疑念が生じかねない。

よって、県は中期経営計画の策定について、団体の最高意思決定機関である理事会の審議を経ること等の策定方法について運営指導を強化することが望ましいと考える。

イ．県の人的支援・財政支出等について

①　【意見 22】事業別収支の把握について

リサイクル総合研究事業化センターは、（１）公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センターの概要、イ．事業概要に記載のとおり、研究開発事業等様々な事業を実施している。

当該事業の実施に係る財源の多くは県からの委託料である。令和４年度においては、県はリサイクル総合研究事業化センターと２件の委託契約を締結している。県が支出した委託料の概要は次のとおりである。

＜令和４年度における委託料の概要＞　（単位：千円）

| No | 契約名称 | 当初契約額 | 精算額 |
|---|---|---|---|
| 1 | 令和４年度福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務委託契約 | 142,799 | 128,671 |
| 2 | 令和４年度プラスチック再資源化促進業務 | 13,323 | 13,196 |

（出所：「県資料」を基に監査人作成）

県に対して、令和４年度の経営状況において、リサイクル総合研究事業化センターが行っている各事業における勘定科目毎の収支状況、すなわち各事業で人件費や委託料等の各勘定科目別の支出がどの程度発生しているかについて質問したところ、当該事業別の収支は把握していないとのことであった。

リサイクル総合研究事業化センターは様々な事業を実施しており、その内容は経営状況報告等に記載されている。しかし、事業毎の収支状況は経営状況報告等には記載されておらず、また、県は事業毎の詳細な収支状況の把握をリサイクル総合研究事業化センターに求めていない。

このため、特定の事業のコストが過剰に生じていないかといった事業別収支の観点からの問題点の把握はされていなかった。

よって、県は、リサイクル総合研究事業化センターに対して事業別の収支の報告を求め、事業報告の内容と照らし合わせることにより、事業別収支の観点から問題等が生じていないか検討することが望ましいと考える。

②　【意見23】リサイクル総合研究事業化センターの実証試験地について

リサイクル総合研究事業化センターは、北九州エコタウン実証研究エリア内にある県有地を管理している。リサイクル総合研究事業化センターの研究会、共同研究プロジェクトに採択された研究テーマは、当該土地を実証試験地として無償で使用できることとされている。

＜リサイクル総合研究事業化センターの実証試験地の概況＞

| 所在 | 地目 | 面積 |
|---|---|---|
| 北九州市若松区向洋町10番26 | 雑種地 | 4,502㎡ |

（出所：登記嘱託書）

リサイクル総合研究事業化センターへ、当該土地の活用状況について質問したところ、数年間は活用していないとのことである。よって、当該土地の未利用が継続している状況に鑑み、当該土地を実証試験地として保有するに、有効活用できないか否か等の検討を行うことが望ましいと考える。



ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

①　【意見24】プラスチック再資源化促進業務における仕様書について

県は、リサイクル総合研究事業化センターに対してプラスチック再資源化促進業務を特命随意契約により委託している。

当該業務の県予算額は18,985千円に対して、リサイクル総合研究事業化センターからの見積額及び契約額は18,871千円であり、金額が近似している。

県が業務委託するに当たり作成した仕様書の内容は次のとおりである。リサイクル総合研究事業化センターは、仕様書の内容に基づき見積額を積算したと考えられるが、仕様書の業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項（プラスチック再資源化促進業務関係者会議における謝金及び旅費の単価、実証実験の具体的な回数や内容等）は不明瞭である。

令和４年度プラスチック再資源化促進業務　仕様書

1 事業の目的

プラスチックの排出者、再生・利用事業者等と連携することでプラスチックを効率的に回収・リサイクルできる仕組みと体制を構築する。これにより、プラスチック類の地域循環圏を構築するとともに、地域産業の育成を促進する。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和５年３月31日まで

3 業務内容

(1)　プラスチック再資源化促進業務関係者会議の運営

県内のプラスチック類の処理業者、再生・利用事業者等から構成される関係者会議を開催し、実証実験の実施方法など、プラスチックを効率的に回収・リサイクルできる体制の整備のために必要な事項について協議すること。

(2)　リサイクルの各段階における実証実験の実施

自動車の整備・解体業者、処理業者、プラスチックの再生・利用事業者などが連携して、自動車内装材及びバンパー等のプラスチック類の効率的な回収・マテリアルリサイクルスキームの構築に向け、次に掲げる事項を目的とした実証実験をそれぞれ実施すること。

ア 自動車部品プラスチック類の回収の効率化

イ 再生プラスチックの利用用途の拡大

(3) 実績報告書の提出

事業終了後、実績報告善を福岡県環境部循環型社会推進課に提出すること。

4 留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、福岡県の条例等を遵守すること。

(2) 業務上知り得た企業情報等は適切に取扱い、他の目的に使用しないこと。

(3) 事業の実施にあたっては、適宜、福岡県環境部循環型社会推進課と十分な協議を行うこと。
(4) その他、本仕様書に定めのない事項については、福岡県環境部循環型社会推進課と別途協議すること。

（出所：令和４年度プラスチック再資源化促進業務仕様書）

以上から、契約時点において、事業者による具体的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセスが不明瞭である。

特命随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約額の妥当性、経済性等には特に留意が必要である。

このため、県は、本業務委託については、プラスチック再資源化促進業務の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、リサイクル総合研究事業化センターへ見積書の作成を依頼すべきである。また、リサイクル総合研究事業化センターから提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を検討した上で、契約手続きを実施すべきである。

② 【意見 25】プラスチック再資源化促進業務に係る再委託に係る慎重な検討について

プラスチック再資源化促進業務の業務委託契約書には再委託に関して次のとおり規定されている。

（再委託等の禁止）
第４条　受託者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することについてあらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（出所：業務委託契約書）

リサイクル総合研究事業化センターは同業務の実施に当たり、外部の事業者へ業務を再委託している。再委託の状況は次のとおりである。

＜プラスチック再資源化促進業務における再委託の状況＞　（単位：千円）

| 区分 | 総額 | 再委託額 | 再委託割合 |
|---|---|---|---|
| 見積書徴収時点における再委託の状況 | 18,871 | 15,842 | 83.9% |
| 業務終了時点における再委託の状況 | 13,196 | 8,520 | 64.6% |

（出所：「県資料」を基に監査人作成）

県は、再委託に関して書面で再委託の承認を行っている。しかし、業務委託契約書で認めているのは業務の一部を第三者へ委託することである。上表のとおり、見



積書を徴収した時点では８割を超える金額が再委託で予定されており、業務の一部と言えるのかが問題である。

この点、県に対して再委託の割合及び金額について、契約書で認められる業務の一部に該当し、問題ないことを検討しているか質問したところ、具体的な検討や整理を行ったわけではないとのことである。

業務の全部や大半が再委託となった場合、適切に業務が実施されるのかといった品質の確保に問題が生じかねない。また、そもそも県はリサイクル総合研究事業化センターではなく再委託先へ直接委託できたのではないかといった疑念も生じかねない。

よって、県は、外部への再委託に当たり、その割合及び金額が大きくなる場合には、業務の一部の処理に係る再委託であるか慎重に検討するとともに、検討した結果を文書として保存することが望ましいと考える。

③ 【意見 26】プラスチック再資源化促進業務に係る支出額の検査方法の体制構築について

プラスチック再資源化促進業務は、業務委託契約約款第 14 条に業務委託費の精算の規定があるため、委託料の確定額に係る検査が重要であると考えられる。令和４年度の実績では、当初契約額は 18,871,000 円、委託料の確定額は 13,195,510 円である。

本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したところ、各金額の根拠資料まで確認しているとのことである。しかし、資料を閲覧する限り、どの程度の資料まで遡って確認したのか、例えば、賃金台帳や領収書等をどの程度確認したのか、確認した内容までは把握できなかった。

前述のとおり、委託料の確定額に係る検査が重要であるため、具体的に確認した内容等が把握できない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じかねない。

よって、県は、特に、本事業のように業務委託費の精算があるような場合は、委託料の確定のため、支出額の検査方法の体制構築を図ることが望ましい。

具体的には、支出額の確認方法について、重要な科目については原始証憑との整合性を確かめる等を記載したチェックシート等を作成した上で、検査実施することが考えられる。

④ 【意見 27】福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務に係る支出額の検査方法の体制構築について

福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務は、業務委託契約約款第 15 条に業務委託費の精算の規定があるため、委託料の確定額に係る検査が重要であると考えられる。令和４年度の実績では、当初契約額は 151,078,000 円、委託料の確定額は 128,670,810 円である。

本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したところ、各金額の根拠資料まで確認しているとのことである。しかし、資料を閲覧する限り、どの程度の資料まで遡って確認したのか、例えば、賃金台帳や領収書等をどの程度確認したのか、確認した内容までは把握できなかった。

前述のとおり、委託料の確定額に係る検査が重要であるため、具体的に確認した内容等が把握できない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じかねない。

よって、県は、特に、本事業のように業務委託費の精算があるような場合は、委託料の確定のため、支出額の検査方法の体制構築を図ることが望ましい。

具体的には、支出額の確認方法について、重要な科目については原始証憑との整合性を確かめる等を記載したチェックシート等を作成した上で、検査実施することが考えられる。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

「ア．県の指導、監督、助言等について①中期経営計画に係る運営指導について」にも記載したとおり、中期経営計画の策定については、団体の最高意思決定機関である理事会の審議を経て決定することが望ましい。

オ．会計処理及び資産管理等について

①　【意見 28】固定資産の管理体制の強化について

リサイクル総合研究事業化センターでは、同センターが管理及び保有する備品等について、年に１度等で定期的に現物確認を行っている。現物確認の方法は、備品等の種類によって、同センターの職員が確認する場合と研究会が確認する場合があるとのことである。

このため、令和４年度及び令和５年度に実施された備品等の確認結果が分かる書類の閲覧を依頼したところ、確認結果に関する書類は特段保管されていなかった。当該書類が保管されていない場合、実施者、実施時期、実施方法、実施結果等について内容を把握できず、適切な現物確認が実施されたのか不明瞭となる。

よって、リサイクル総合研究事業化センターは、備品等の現物確認を実施した場合は、実施者、実施時期、実施方法、実施結果等を記載した文書を保存することが望ましいと考える。



**７．（公財）福岡県産業・科学技術振興財団**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 | | | |
| 所管部署 | 商工部新産業振興課 | | | |
| 所在地 | 福岡市早良区百道浜三丁目８－33 | | | |
| 設立年月日 | 平成元年 11 月 1 日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 200,000 千円 | 県出資額（率） | 179,617 千円（89.8%） |
| | 他の出資者及び出資額 | 北九州市 2,343 千円<br>福岡市 2,343 千円<br>本県市町村 4,685 千円<br>民間企業 34 社 11,012 千円 | | |
| 職員数 | 役員 14 名（うち非常勤 13 名）　職員 60 名（うち非常勤５名） | | | |
| 設立目的 | 産学官の共同研究による創造的研究開発を推進する等により、科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献し、もって福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上に寄与する。 | | | |

イ．事業内容

【産学官連携・研究開発事業】

本県産業構造の転換を促進し、新事業を創出するための産学官共同研究事業をはじめ、国等からの受託事業を実施する。

【ロボット・システム開発事業】

世界レベルの先端半導体開発拠点の構築を目指す「シリコンシーベルト（SSB）福岡プロジェクト」により培ってきた半導体関連技術に情報通信技術・ロボット分野の先進的な技術を融合し、ＩｏＴなど新分野の製品やシステム開発による新産業の創出を目指す。

「ロボット・システム開発センター」「三次元半導体研究センター」及び「社会システム実証センター」を管理運営し、人材育成から研究開発、事業展開までを一元的に支援し、ロボット・システム関連技術開発及び新産業の創出を図る。

【有機光エレクトロニクス関連事業】

「有機光エレクトロニクス実用化開発センター」において、研究シーズと地域のポテンシャルを連携・結集した共同研究をはじめ、企業等からの受託事業を実施する。

【Ruby・コンテンツ関連事業】

「Ruby・コンテンツ産業振興センター」を運営し、Ruby 関連企業やコンテンツ産業振興の集積促進を図る。

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 適用 |
|---|---|---|---|---|
| 委託料 | 0 | 0 | 0 | |
| （うち随意契約） | | | | |
| 補助金 | 253,724 | 263,079 | 399,841 | 福岡県産業・科学技術振興事業費補助金 |
| 交付金・負担金・出資金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県借入金残高 | 0 | 0 | 0 | |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 0 | 0 | 0 | |
| 県職員人件費 | 111,650 | 111,557 | 112,441 | |
| （うち県支給分） | 111,650 | 111,557 | 112,441 | |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

| 財産種別 | 使用目的 | 使用面積（㎡） | 算定基準額（千円） | 減免額（千円） | 支払額（千円） | 減免理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 行政財産 | 福岡県Ruby・コンテンツ産業振興センターが事業を行うため | 871.36 | | | 2,922 | 財政状況の悪化を防止し、県に寄与する事業を継続して実施するため |
| 行政財産 | 福岡県Ruby・コンテンツ産業振興センターが事業を行うため | 95.2 | | | 80 | |

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 非常勤 | 13 | 2 | 2 | 13 | 2 | 2 | 13 | 2 | 2 |
| 職員 | 常勤 | 61 | 18 | 2 | 60 | 18 | 2 | 55 | 18 | 2 |
| | 非常勤 | 6 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 |



エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 382,644 | 426,997 | 334,228 |
| 固定資産 | 1,713,063 | 1,527,442 | 1,521,967 |
| 資産合計 | 2,095,707 | 1,954,439 | 1,856,195 |
| 流動負債 | 315,987 | 302,637 | 162,065 |
| 固定負債 | 26,006 | 26,427 | 27,324 |
| 負債合計 | 341,993 | 329,064 | 189,389 |
| 指定正味財産 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 一般正味財産 | 1,553,714 | 1,425,375 | 1,466,806 |
| 正味財産合計 | 1,753,714 | 1,625,375 | 1,666,806 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 1,208,308 | 1,124,265 | 1,205,160 |
| 経常費用 | 1,354,066 | 1,266,913 | 1,183,976 |
| 評価損益等 | － | － | － |
| 当期経常増減額 | −145,758 | −142,648 | 21,184 |
| 経常外収益 | 2,361 | 14,458 | 21,684 |
| 経常外費用 | 88,844 | 149 | 1,436 |
| 当期経常外増減額 | −86,483 | 14,309 | 20,248 |
| 当期一般正味財産増減額 | −232,241 | −128,339 | 41,432 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| コーディネーター派遣件数 | 派遣件数累計（件） | 5,432 | 5,847 | 6,247 | 6,211 |
| 製品化件数 | 製品化件数累計（件） | 267 | 287 | 300 | 304 |
| 入居企業数 | 入居企業数累計（社） | 200 | 196 | 204 | 198 |
| システム開発技術カレッジの受講者数 | R3:受講者数累計<br>R4:当年度の受講者数(人) | 21,208 | 21,713 | 1,200 | 1,549 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 人件費率 | % | 24%以内 | 28.3 | 28%以内 | 25.6 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 人件費総額／経常収益×100（%） | | | | |
| 正味財産比率 | % | 50%以上 | 83.2 | 80%以上 | 89.8 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 正味財産合計／資産合計×100（%） | | | | |
| 県財政支出比率 | % | 21%以内 | 23.4 | 23%以内 | 33.2 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 県財政支出額／経常収益×100（%） | | | | |
| 実証センター利用料収入 | 千円 | 31,000 | 14,980 | 21,060 | 13,429 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 賃貸収入+利用料収入 | | | | |
| 三次元センター機器利用料収入 | 千円 | 148,000 | 193,053 | 174,220 | 201,156 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 利用料収入 | | | | |
| 有機ELセンター受託収入 | 千円 | 147,000 | 171,352 | 168,071 | 196,825 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 受託収入 | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。

イ．県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や財団職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

理事会議事録等を閲覧した結果、理事会及び評議員会ともに適時に開催しており、団体のガバナンスについて、特に記載すべき事項はなかった。

オ．会計処理及び資産管理について

①　【意見29】消費税精算の会計処理について

当財団では、以前より、消費税の中間支払いを行った際に「前払金」に計上している。また、期末には、中間払分も含めて「未払金」に計上している。しかし、令和４年度（令和５年３月期）は、精算処理が行われておらず、中間で支払った消費税の金額が、「前払金」および「未払金」に同額、過大に計上されている。資産と負債が同額過大計上されている状態であり、損益等に影響はしない。しかし、決算期末には、失念しないように精算処理を行うのが望ましいと考える。



②　【意見30】消費税計上の科目の統一について

当財団では、消費税を計上する際に、費用項目である租税公課を使用している部門（実証センター等）と売上のマイナスとしている部門（Ruby 事業等）が混在している。混在している理由は、部門の会計上、科目が設定されていないからとの理由である。基本的には、租税公課で統一するのが望ましいと考える。

③　【意見31】消費税計上に係る過年度損益修正について

当財団では、部門数が多く、算定に時間を要するため、概算により消費税計算を行っており、翌期に算出が確定してから、前期の未払計上額と翌期の確定額との差額を過年度修正損益で処理している。原則的には、その期で確定すべきであるが、状況的に困難であれば、やむを得ないことも考えられる。

ただし、毎年度、数百万円の差額が生じており、特に令和３年３月決算期には、1,200万円もの差額が発生しており、翌年度の損益に影響を与える過年度損益修正の金額としては大きいものと考える。できる限り、差額を生じさせないように検討することが望ましいと考える。

**８．（公財）水素エネルギー製品研究試験センター**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター | | | |
| 所管部署 | 商工部自動車・水素産業振興課 | | | |
| 所在地 | 糸島市富 915－１ | | | |
| 設立年月日 | 平成 21 年３月６日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 70,000 千円 | 県出資額（率） | 50,000 千円(71.4%) |
| | 他の出資者及び出資額 | 岩谷産業株式会社：10,000 千円<br>ENEOS 株式会社：10,000 千円 | | |
| 職員数 | 役員４名（うち非常勤２名）　職員 23 名（うち非常勤０名） | | | |
| 設立目的 | 水素エネルギーの開発促進、水素エネルギー新産業の育成、集積により、福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上を目的とする。 | | | |

イ．事業内容

当センターは、福岡県の取り組みである Hy-Life プロジェクトの五本柱の一つ「水素エネルギー新産業の育成・集積」を推進するための中核的施設である。中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入を支援するため、主に次の事業を行っている。

【水素エネルギー関連製品の製品試験事業】

水素エネルギー関連製品の耐久性試験（環境、振動、圧力サイクルなど）や性能試験（耐圧、機密、ガス透過など）の共同実施

高圧の水素を使用できる試験設備を持たない企業に代わり、第三者機関として水素関連製品やそれらの材料について耐久性試験、性能試験、振動試験、気密試験、圧力サイクル試験、ガス透過試験、材料評価試験などを受託している。

当センターで実施する主な試験方法は次のとおりである。

①高圧水素ガスを使用した主な試験内容

| 試験名 | 内　容 |
|---|---|
| ガスサイクル試験 | 水素を使って容器等へ指定した上限/下限圧力を繰り返し加減圧し、試験体への影響を確認する。<br>その際、環境温度を－40℃～＋85℃に設定することも可能。 |
| ガス透過試験 | 試験体へ指定した圧力で水素を充てんし、透過量を測定する。 |
| 急速充てん試験 | 水素ステーションと同様の条件で繰り返し充てんを行い、試験体への影響を確認する。 |
| 気密試験 | 試験体へ指定した圧力で水素を充てんし、一定時間保持することで、気密性を確認する。 |
| 振動試験 | 振動中に、加湿・性状調整された水素を流通させ、その際、環境温度を－73℃～＋180℃に設定することも可能。 |



②不凍液等の液体を使用した主な試験内容

| 試験名 | 内　容 |
|---|---|
| 液圧サイクル試験 | 不凍液等の液体を使って試験体へ指定した温度条件で上限/下限圧力を繰り返し加減圧し、その影響を確認する。<br>また、環境温度を－40℃～＋85℃に設定することも可能である。 |
| 高温クリープ試験 | 指定した温度及び圧力を一定時間保持し、試験体への影響を確認する。 |
| 破裂試験 | 試験体へ設計された圧力以上の圧力を加え、破裂する時の圧力を計測し、破裂時の状態を確認する。 |
| 膨張量測定試験 | 試験体へ指定された水圧を加圧し、膨張量を測定する。 |
| 外水圧試験 | 高圧水素を封入した試験体の外側を、水圧で加圧/脱圧することで、ガスでは長時間必要な圧力サイクル試験を短時間で模擬する。 |

【水素エネルギー関連製品の試験方法の研究開発事業】

水素エネルギー関連製品の実使用環境を模擬した試験方法を開発し、国内外標準化、基準適正化に反映。

水素関連製品に対する製品試験方法は、国際的にも国内的にも十分に整備されているとは言い難い状況である。

当センターでは実際の使用環境を模擬した試験方法を開発・提案し、製品試験へ反映している。そして、将来的に国内外基準の標準化、基準の見直しに関するデータ収集や提案を行う計画である。

【水素エネルギー関連製品の開発】

民間企業とのバルブ、継手等の製品や材料の共同研究開発。

当センターから高圧水素の取扱い技術や水素に関する各種情報、水素関連製品の試験方法に関する提案を行い、民間企業と共同でバルブや継手等の水素関連製品や材料の研究開発を行っている。

完成した試作品については法で定める認証取得のための支援も行っている。

【水素エネルギーに関する研究交流事業(セミナー開催・施設見学等)】

水素エネルギーに関する技術セミナーや安全講習等の開催及び施設見学会の実施セミナー・講習会の開催。

水素エネルギーと水素関連製品の普及、及び水素の利用に対する社会的な認知度向上を目指して、水素エネルギーに関する最新技術セミナーや安全講習等を開催している。

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 0 | 0 | 0 |
| （うち随意契約） | 0 | 0 | 0 |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 |
| 交付金・負担金・出資金 | 0 | 0 | 0 |
| 県借入金残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県職員人件費 | 16,167 | 7,603 | 2,683 |
| （うち県支給分） | 13,075 | 6,226 | 2,111 |
| その他県からの支援等 | 水素関連の展示会にて共同出展等を実施。 | | |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

該当なし。

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 非常勤 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 24 | 1 | 0 | 23 | 1 | 0 | 23 | 1 | 0 |
| | 非常勤 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※職員については令和４年度途中で帰庁

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 211,416 | 232,598 | 233,794 |
| 固定資産 | 2,011,106 | 1,979,474 | 2,010,272 |
| 資産合計 | 2,222,522 | 2,212,072 | 2,244,066 |
| 流動負債 | 75,152 | 56,239 | 66,949 |
| 固定負債 | 36,211 | 43,720 | 46,196 |
| 負債合計 | 111,363 | 99,959 | 113,145 |
| 指定正味財産 | 1,224,878 | 1,138,760 | 1,060,573 |
| 一般正味財産 | 886,281 | 973,353 | 1,070,347 |
| 正味財産合計 | 2,111,159 | 2,112,113 | 2,130,920 |



②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 950,057 | 826,319 | 822,628 |
| 経常費用 | 1,023,910 | 739,145 | 725,634 |
| 評価損益等 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | −73,853 | 87,174 | 96,994 |
| 経常外収益 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外費用 | 0 | 102 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | −102 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | −73,853 | 87,072 | 96,994 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 試験受注件数 | 件 | 240 | 279 | 260 | 315 |
| 新規企業からの受注件数 | 件 | − | 6 | 1 | 29 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 県財政支出率 | % | 1 | 1.2 | 1.2 | 1.2 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 県財政支出額/経常収益 | | | | |
| 試験受注金額 | 千円 | 850,000 | 740,102 | 740,000 | 743,286 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 製品受託試験の試験受注金額 | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

①モニタリングにかかる事項

水素エネルギー製品研究試験センターは、県からの補助金を平成28年度以降受けておらず、県からの派遣職員の受入れも令和４年８月31日で終了しており、県が設立して運営を指導する団体としては数少ない独立性を保って運営が行われている法人である。

経営評価シートにおいても、高い評価を受けている団体である。

団体で閲覧した資料によれば、県から非常勤の理事、評議員が選出されており、定期的に開催される理事会、評議員会に出席しており活発に意見を述べている。

監査を実施した結果、特に記載すべき事項は発見されなかった。

イ．県の人的支援・財政支出等について

（財政的関与について）

平成 26 年度から令和５年度までの 10 年間の補助金の受取額については次の通りである。

（単位：千円）

| | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 受取国庫補助金振替額 | 386,362 | 389,335 | 386,925 | 331,555 | 328,376 |
| 受取地方公共団体補助金振替額 | 70,501 | 53,785 | 53,451 | 23,917 | 19,977 |
| 福岡県補助金等 | 75,401 | 75,401 | 0 | 0 | 0 |
| 補助金振替額合計 | 532,264 | 518,521 | 440,376 | 355,472 | 348,353 |
| | Ｒ１年度 | Ｒ２年度 | Ｒ３年度 | Ｒ４年度 | Ｒ５年度 |
| 受取国庫補助金振替額 | 327,418 | 315,382 | 75,882 | 67,950 | 67,950 |
| 受取地方公共団体補助金振替額 | 18,314 | 10,236 | 10,236 | 10,236 | 10,236 |
| 福岡県補助金等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補助金振替額合計 | 345,732 | 325,618 | 86,118 | 78,186 | 78,186 |

平成 21 年３月の法人設立の際に、出資金として県から１億 5,000 万円、土地取得、建物の建築等で国から国庫補助金を、また、福岡県から補助金も受給している。これらの補助金については、貸借対照表において、正味財産の部の指定正味財産の内訳科目で国庫補助金及び地方公共団体補助金として計上される。その後、毎期、減価償却費計上額と同額を、正味財産増減計算書の経常収益の部において受取補助金等の内訳科目として受取国庫補助金振替額及び受取地方公共団体補助金振替額として計上されている。

また、上記補助金とは別に毎年度、県から経常的な補助金を受給していたが、平成 28 年度以降については、経常的な補助金等は受給していない。

県からの出資金についても当初の１億 5,000 万円のうち１億円は県へ返還しており、現在は 5,000 万円となっていることから、財政的な面での自立化が進んでいると判断される。

監査を実施した結果、財政的関与に係る事項については、特段の結果ないし意見として記載すべき事項は発見されなかった。



（人的支援について）

①　【意見 32】派遣職員に係る人選について

令和５年４月１日現在、役員４名（うち非常勤役員２名）、職員 24 名という体制である。

常勤役員である理事長兼センター長兼事務局長、理事兼副センター長は民間企業で経験を積んだのちに当団体に入社している。非常勤役員については、福岡県職員が任命されており報酬は無報酬である。

令和３年３月 25 日に、当団体と県が締結した「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センターへ派遣する派遣職員に関する取決め書」に基づき、県は、令和３年４月１日から令和６年３月 31 日まで福岡県から職員を派遣させていた。しかし、当団体と県は、令和４年８月 25 日に「公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センターへ派遣する派遣職員の変更に関する取決め書」を改めて締結しており、派遣期間を令和３年４月１日から令和４年８月 31 日までと期間短縮の変更を行ったことにより、現在は福岡県からの派遣職員の受け入れは行われていない。

県職員の派遣については、財団が策定し県が承認している財団の中期経営計画（計画期間Ｒ４～Ｒ８年度）」にて、適正な職員配置による効率的な組織運営を目的に、県派遣職員を計画期間中に０人にすることを目標としており、経営計画との整合性の観点から、現時点では県職員派遣再開の予定は無い。

財団ガバナンスの確保については、今後、財団内で新たな事務局長を選任し、理事長と事務局長の兼任を解除することでガバナンスの確保を図るよう、必要に応じて財団に働きかけていくとのこと。

よって、県はガバナンスの観点から、できるだけ早く、事務局長の適正な人選を支援していくことが望ましいと考える。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料、補助金及び貸付金につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

評議員会の運営状況について、令和４年度における評議員会の議事録のレビュー、各参加評議員の発言内容の確認、関係書類の確認及びヒアリングをおこなった結果、必要とされる決議事項が適正に上程され決議されていると判断される。

監査を実施した結果、評議員会の運営状況については、特段の結果ないし意見として記載すべき事項は発見されなかった。

①　【意見33】監事体制の強化について

当団体は公益財団法人会計に準拠して事業報告を作成しており、次の財務諸表等を作成している。

１．事業報告
２．貸借対照表
３．正味財産増減計算書
４．正味財産増減内訳表
５．附属明細書
６．財産目録

収益、負債等の基準が会計監査人設置基準を満たしていないことより、会計監査人は設置されていない。また、定款第10条により事業報告については、監事が監査することになっており公認会計士の資格を持つ非常勤の監事が監査を実施担当している。

監事は、会計監査のほか定款第27条において理事の職務の執行を監査することも要求されている。会計監査人の設置義務がないことにより非常勤監事１名に会計監査と業務監査を担当させることについて時間的に制約があると思われる。

令和４年度の７回の理事会のうち監事の出席が４回となっていることを考慮するとともに、定款第24条においてもでは監事は２名以内と規定されていることからも、当法人は、監事を２名に増員して監査体制を充実させることが望ましいと考える。

オ．会計処理及び資産管理について

県及び団体に対する質問、関連資料の閲覧を行ったが、特に記載すべき事項はなかった。



**９．（公財）福岡県農業振興推進機構**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人福岡県農業振興推進機構 | | | |
| 所管部署 | 農林水産部水田農業振興課 | | | |
| 所在地 | 福岡市中央区天神４-10-12　JA福岡県会館２階 | | | |
| 設立年月日 | 昭和46年３月15日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 100,000千円 | 県出資額（率） | 50,000千円（50%） |
| | 他の出資者及び出資額 | 福岡県農業協同組合中央会：40,000千円<br>福岡県土地改良事業団体連合会：1,000千円<br>市町村：9,000千円 | | |
| 職員数 | 役員11名（うち非常勤９名）　職員29名（うち非常勤１名） | | | |
| 設立目的 | 農地の集約化による経営規模拡大と生産性の向上、新規就農促進等の農業担い手への支援に関する事業等を行い、本県農業の活性化と豊かな県民生活の向上に寄与することを目的とする。 | | | |

イ．事業内容

農業者の高齢化や担い手の減少等、農業・農村を取り巻く情勢の変化を踏まえ、県では「福岡県農林水産振興基本計画」において、「稼げる農林水産業の実現、食と暮らしを支える農山漁村づくり」を目標に掲げ、その取組が進められている。

当推進機構は、平成26年度に県から「農地中間管理機構」の指定を受け、県、市町村、農業委員会及び農業団体などと連携し、「農地中間管理事業」による担い手への農地の集積に取り組んでいる。

令和４年５月には、農業経営基盤強化促進法等の改正が行われ、地域における農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた、「地域計画」が法定化されたことから、農地利用調整戦略室が中心となり、地域での話合いを進めるための「農地利用調整システム」整備を行い、担い手への農地の集積・集約化の取組を強化した。

新規就農支援についても、関係機関との連携のもと、就農希望者に対する個別相談等に取り組んだ。

【農地中間管理事業】

農地所有者から借り受けた農地を、担い手がまとまりある形で農地を利用できるよう、配慮して貸付けることにより農業経営の規模拡大、農業への参入促進等を図る。

【農地売買等事業（特例事業）】

農業委員会の斡旋や市町村からの申し出により、離農者・規模縮小農家の農地を農地所有者から買い入れ、担い手農家に売り渡しを行い農業経営の規模拡大、農地の集団化

の促進を図る。

【就農支援対策事業】

就農相談窓口の設置や新規就業セミナーへの参画により、新規就農希望者に対して、就農に関する助言や各種情報の提供、関係機関への紹介・斡旋などの就農支援を行う。

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 0 | 0 | 1,698 |
| （うち随意契約） | | | 1,698 |
| 補助金 | 159,830 | 209,854 | 235,197 |
| 交付金・負担金・出資金 | 0 | 0 | 0 |
| 県借入金残高 | 1,818 | 22,000 | 0 |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 137,431 | 117,179 | 106,868 |
| 県職員人件費 | 0 | 12,061 | 25,515 |
| （うち県支給分） | 0 | 12,061 | 25,515 |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

| 財産種別 | 使用目的 | 使用面積（㎡） | 算定基準額（千円） | 減免額（千円） | 支払額（千円） | 減免理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通財産 | | | | | | |
| 行政財産 | 法人職員の配置（福岡農林） | 3.3 | 52 | 25 | 27 | 公益性 |
| 行政財産 | 法人職員の配置（朝倉農林） | 6.6 | 59 | 27 | 32 | 〃 |
| 行政財産 | 法人職員の配置（八幡農林） | 3.3 | 35 | 16 | 19 | 〃 |
| 行政財産 | 法人職員の配置（飯塚農林） | 3.3 | 26 | 12 | 14 | 〃 |
| 行政財産 | 法人職員の配置（筑後農林） | 4.0 | 46 | 21 | 25 | 〃 |
| 行政財産 | 法人職員の配置（行橋農林） | 3.3 | 32 | 14 | 18 | 〃 |



③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | うち県職員 | うち県退職者 | 令和３年度 | うち県職員 | うち県退職者 | 令和４年度 | うち県職員 | うち県退職者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員 | 常勤 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| | 非常勤 | 8 | 3 | 0 | 9 | 2 | 1 | 9 | 3 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 22 | 0 | 9 | 22 | 0 | 9 | 28 | 5 | 11 |
| | 非常勤 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 287,093 | 306,859 | 289,544 |
| 固定資産 | 260,905 | 260,733 | 260,649 |
| 資産合計 | 547,998 | 567,592 | 550,192 |
| 流動負債 | 201,192 | 219,995 | 202,632 |
| 固定負債 | 0 | 0 | 0 |
| 負債合計 | 201,192 | 219,995 | 202,632 |
| 指定正味財産 | 259,200 | 259,200 | 259,200 |
| 一般正味財産 | 87,607 | 88,397 | 88,360 |
| 正味財産合計 | 346,807 | 347,597 | 347,560 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 1,681,238 | 1,827,934 | 1,733,313 |
| 経常費用 | 1,682,711 | 1,827,143 | 1,733,379 |
| 評価損益等 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | −1,473 | 791 | −67 |
| 経常外収益 | 5,095 | 4,542 | 1,158 |
| 経常外費用 | 4,448 | 4,542 | 1,128 |
| 当期経常外増減額 | 647 | 0 | 29 |
| 当期一般正味財産増減額 | −825 | 791 | −37 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 農地中間管理事業(農地貸借面積) | ha | 1,500 | 576 | 1,100 | 794 |
| 特例事業（農地買入面積） | ha | 92 | 146 | 140 | 130 |
| 就農相談件数(県外開催フェアを含む) | 件 | 150 | 204 | 180 | 268 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 自主財源額 | 千円 | 33,000 | 42,119 | 38,000 | 36,405 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 農地売買手数料：36,405千円 | | | | |
| 県財政支出率 | % | 8 | 11.2 | 17 | 13.4 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 補助金等232,695千円÷経常収益1,733,313千円≒13.4% | | | | |
| 農地中間管理事業賃料の延滞額 | 千円 | 0 | 405 | 0 | 1,040 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 農地中間管理事業未収金：1,040千円 | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

イ．県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

団体のガバナンスにつき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。



オ．会計処理及び資産管理等について

水田農業振興課に対する質問及び関連資料の閲覧や福岡県農業振興推進機構に対する質問及び関連資料の閲覧を行い、監査を行った。

①　【意見34】未収入金の貸倒れリスクへの対応について

農地中間管理事業で、現在未収入金の管理を適切に行われており、現状で１年超の未回収案件は発生していないが、令和７年４月以降、農業経営基盤強化促進法改正で、農地の貸借をすべて機構で管理する必要があり、取引量が増加し、未収入金が増加することで貸倒れのリスクが非常に高くなることが予想されている。

現在、福岡県農業振興推進機構が中心に九州各県の同機構とともに、国に対して、未収入金の貸倒れが発生した場合その対応目的の基金を設立してもらえるよう進言をしている状況と伺っている。国の動向を踏まえ、必要に応じて未回収リスクを低減するための施策パターンを検討することが望ましいと考える。

**10.（公財）福岡県水源の森基金**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人福岡県水源の森基金 | | | |
| 所管部署 | 農林水産部林業振興課 | | | |
| 所在地 | 福岡市中央区天神３丁目14番31号　天神リンデンビル３階 | | | |
| 設立年月日 | 昭和54年10月１日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 1,203,000千円 | 県出資額(率) | 1,202,250千円(99.9%) |
| | 他の出資者及び出資額 | 北九州市 375千円<br>福岡市　375千円 | | |
| 職員数 | 役員９名（うち非常勤７名）　職員11名（うち非常勤０名） | | | |
| 設立目的 | 森林の水源かん養機能の向上、県土の保全及び県民の緑化意識の高揚並びに林業の振興及び水資源の開発と確保に寄与する。 | | | |

イ．事業内容

【水源の森基金事業】

森林の持っている水源かん養機能の向上に必要な植栽、間伐等の森林整備を促進するために、一定の森林の整備を行う所有者に対し、整備費用の一部を助成します。

また、森林の大切さや森林整備の必要性等について、いろいろな普及啓発活動を行っている。

加えて、大学等の研究機関や行政機関など多くの関係者の協力を得て作成されたこれまでの研究報告を取りまとめ、総集編を作成した。

【緑の募金】

当基金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、福岡県知事から「緑化推進委員会」の指定を受けて募金活動及び森林整備等の促進を行っている。

【林業労働力対策事業】

森林整備に必要な林業就業者の高齢化や減少に対応するため、平成５年度に「森林の担い手対策基金」を設け、平成６年度から林業就業者の労働環境の改善に向けた各種事業を行っている。

また、林業の担い手の育成、新規就業者の確保など林業労働力確保対策事業を行っている。

【水源地域振興事業】

将来の地域環境を担う青少年の自然環境への認識を深め、水源地域の保全に資することを目的とし、県内の小中学校で行われる水源地域を対象とした環境保全に関する授業、体験学習等に対し助成を行っている。



ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 16,149 | 18,119 | 18,016 |
| （うち随意契約） | 16,149 | 18,119 | 18,016 |
| 補助金 | 18,095 | 47,648 | 47,967 |
| 交付金・負担金・出資金 | － | － | － |
| 県借入金残高 | － | － | － |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | － | － | － |
| 県職員人件費 | － | － | － |
| （うち県支給分） | | | |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

該当なし

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| | 非常勤 | 7 | 2 | 0 | 7 | 2 | 0 | 7 | 2 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 9 | 0 | 6 | 11 | 0 | 8 | 11 | 0 | 8 |
| | 非常勤 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 97,066 | 98,924 | 52,574 |
| 固定資産 | 3,652,039 | 3,565,535 | 3,459,514 |
| 資産合計 | 3,749,105 | 3,664,459 | 3,512,088 |
| 流動負債 | 88,747 | 91,645 | 44,650 |
| 固定負債 | 0 | 825 | 1,127 |
| 負債合計 | 88,747 | 92,470 | 45,777 |
| 指定正味財産 | 3,643,557 | 3,556,227 | 3,449,859 |
| 一般正味財産 | 16,802 | 15,761 | 16,451 |
| 正味財産合計 | 3,660,359 | 3,571,988 | 3,466,310 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 287,726 | 280,321 | 304,572 |
| 経常費用 | 284,988 | 281,362 | 307,488 |
| 評価損益等 | － | － | － |
| 当期経常増減額 | 2,738 | −1,041 | −2,916 |
| 経常外収益 | 164 | － | 3,605 |
| 経常外費用 | － | － | － |
| 当期経常外増減額 | 164 | 0 | 3,605 |
| 当期一般正味財産増減額 | 2,902 | −1,041 | 689 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 「緑の雇用」現場技能者育成研修修了者数 | 人数 | | 61 | 61 | 58 |
| 総合育成研修受講者数 | 人数 | | 109 | 110 | 82 |
| 緑の募金による緑化活動支援事業の助成団体数 | 団体数 | | 20 | 19 | 19 |
| 計画に掲げる森林造成整備に係る事業内容の着実な実施 | | | 実施 | 実施 | 実施 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 運用利率 | % | | 1.25 | 1.25 | 1.34 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |
| 職場及び企業募金額 | 千円 | | 14,189 | 14,331 | 15,076 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |
| 正味財産（自己資本）比率 | % | | 97.5 | 97.5 | 98.7 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧及びヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。



イ．県の人的支援・財政支出等について

県からの退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。財政支出についても、記載すべき事項はなかった。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や基金職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

①　【指摘事項４】決裁手続きについて

業務プロセスについて取引の開始、承認、記録、処理、報告という流れが一般的であるが、決裁書を閲覧した結果、記録に関して、形式的な不備があった。

（目的）
第１条　この規程は、公益財団法人福岡県水源の森基金定款第 59 条の規定に基づき、理事長等の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定め、もって事務処理の適正及び権限と責任の明確化を図ることを目的とする。

（出所：公益財団法人福岡県水源の森基金事務決裁規程）

決裁書における決裁過程の記録に関する主な記載事項は、起案日、決裁日、施行予定日、施行日、決裁者名、照合者名、施行者名である。

形式的な不備の主な内容は、以下のとおりである。

| | |
|---|---|
| (a) | 決裁書には、起案、決裁、施行予定、施行について日付記載することになっているが、日付の記載がない決裁書 |
| (b) | 照合者、施行者の記載（押印）がない決裁書 |
| (c) | 押印者不在のため、後閲予定のものについて、最終決裁後も、後閲されていない決裁書 |

不備のあった決裁書は、以下の５件である。

| 件名 | 公益財団法人福岡県水源の森基金　令和４年度第３回理事会の開催について |
|---|---|
| 文書番号 | ４福水基 121 号 |
| Ⅰ | 決裁日、施行日の記載無し |
| Ⅱ | 後閲予定者の押印無し |

| 件名 | 令和４年度定時評議員会の運営について |
|---|---|
| 文書番号 | ４福水基　　号 |
| Ⅰ | 文書番号の記載なし |

| | |
|---|---|
| Ⅱ | 起案日、決裁日、施行日の記載無し |
| Ⅲ | 照合者、施行者の押印無し |
| Ⅳ | 後閲予定者の押印無し |

| | |
|---|---|
| 件名 | 公益財団法人福岡県水源の森基金　令和４年度第３回理事会の資料について |
| 文書番号 | ４福水基133号 |
| Ⅰ | 決裁日、施行日の記載無し |

| | |
|---|---|
| 件名 | 評議員及び理事を選任する評議員会に係る御同意について |
| 文書番号 | ４福水基164号 |
| Ⅰ | 決裁日、施行日の記載無し |
| Ⅱ | 照合者、施行者の記載無し |

| | |
|---|---|
| 件名 | 令和４年度第４回理事会議事録について |
| 文書番号 | ４福水基165号 |
| Ⅰ | 決裁日、施行日の記載無し |
| Ⅱ | 照合者、施行者の押印無し |

日付の記載がないものは、適正に決裁手続きが実施されたかどうかの確認が取れないため、事後決裁や検討不十分の可能性もあり、また、責任の所在が曖昧になる。

今後は、事務処理の適正及び権限と責任の明確化をより一層図るため、決裁に関して、決裁過程の日付を確実に記載すべきである。

オ．会計処理及び資産管理等について

①　【意見35】固定資産の現物照合について

固定資産に関しては、本社と森林の担い手対策事業で使用している固定資産については研修実施会場である農林業総合試験場資源活用研究センター（久留米市山本町）にて保管管理されている。

（固定資産の管理）
第54条　出納員は、固定資産の管理台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価格、簿価等の必要事項を記録しなければならない。
２　出納員は、固定資産の保全状況及び異動状況等を常に把握し適正に管理しなければならない。
３　出納員は、毎事業年度１回以上固定資産の管理台帳と現物を照合確認し、固定資産に異動、滅失等があった場合には、出納命令者に報告し、その処置について指示を仰がなければならない。

（出所：公益財団法人福岡県水源の森基金財務規程）

固定資産の管理台帳として、固定資産台帳は作成、記録されていたが、固定資産の実地棚卸の証跡が確認できなかった。

固定資産を購入した際や固定資産を売却又は除却した際に適時に固定資産台帳に反映させることも重要だが、期中に起きた固定資産の増減の固定資産台帳への反映漏れを発見し修正するために、固定資産の実地棚卸を定期的に実施すべきである。その際、農林業総合試験場資源活用研究センターにて保管管理している固定資産についても、本社同様に実地棚卸をすべきである。実施した記録として、固定資産の管理台帳と現物を照合した書類に、実地棚卸対象日（３月31日）、実施日、実施者、承認者を記載するのが望ましいと考える。

なお、令和４年度に計上されている固定資産に関しては、現地調査時点において、農林業総合試験場資源活用研究センターにて保管管理している固定資産を含め、全て実在していることを確認している。

また、実地棚卸実施時に、固定資産台帳と貸借対照表上の固定資産が一致していることも確認するのが望ましいと考える。

（固定資産の定義）
第５２条　固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資資産とする。
２　「有形固定資産」とは、次に掲げる種類の資産をいう。
（１）非償却資産
　　土地
（２）償却資産
　　建物、車輌及び運搬具、器具及び機械等（耐用年数１年以上で取得価格100,000円以上のもの）、その他構築物
３　「無形固定資産」とは、特許権、借地権、営業権、電話加入権その他これに準ずるものをいう。
４　「投資資産」とは投資有価証券、定期預貯金、出資金その他これに準ずるものをいう。

（出所：公益財団法人福岡県水源の森基金財務規程）

②　【意見36】会計方針（棚卸資産の評価基準および評価方法）について

当法人の保有する棚卸資産は、緑の募金の資材として活用する貯蔵品であり、財務諸表の注記表の「（４）棚卸資産の評価基準及び評価方法」箇所は、少なくとも平成23年度の財務諸表に対する注記から令和４年度まで、個別原価法を採用していることが記載されている。

個別法とは、取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法である。貯蔵品であるQUOカードの管理については、出納表（受け払い管理表）を作成し、受入枚数（購入枚数）と払出枚数、残（在庫枚数）を記載している。購入時に事業費消耗品費として処理し、期末時点の残（在庫枚数）に券面額500円を掛けた金額を消耗品費勘定から貯蔵品勘定に振替処理をしているため、注記表にある個別法による評価になっていない。また、QUOカードのような同質性が高い品目の評価方法に個別法は適していない。現在の在庫管理方法及び評価方法と整合しているのは、平均原価法であると思われる。

したがって、品目の性質と管理の実態に合った評価基準及び評価方法を採用するのが望ましいと考える。

（参考）
棚卸資産の評価方法
6-2. 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。
（1）個別法
取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し、その個々の実際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法とされています。
個別法は、個別性が強い棚卸資産の評価に適した方法である。
（2）先入先出法
最も古く取得されたものから順次払出しが行われ、期末棚卸資産は最も新しく取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法
（3）平均原価法
取得した棚卸資産の平均原価を算出し、この平均原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法。なお、平均原価は、総平均法又は移動平均法によって算出する。
（4）売価還元法
値入率等の類似性に基づく棚卸資産のグループごとの期末の売価合計額に、原価率を乗じて求めた金額を期末棚卸資産の価額とする方法
売価還元法は、取扱品種の極めて多い小売業等の業種における棚卸資産の評価に適用される。
6-3. 棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質及びその使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、継続して適用しなければならない。

（出所：企業会計基準第９号「棚卸資産の評価に関する会計基準」）



③　【意見37】貯蔵品の計上について

現在、図書カードおよびQUOカードのうち、期末時点で未使用のものについては、額面金額500円に在庫枚数を掛けた金額を消耗品費勘定から貯蔵品勘定に振替処理をしている。

QUOカードの購入に関しては、発注の都度、QUOカードの券面へのデザイン印刷代が発生しているが、当該印刷代については、事業費需用費として処理されており、期末枚数に対応する印刷代は貯蔵品勘定に振替処理がなされていなかった。翌期以降の費用については、期間損益の正確性の観点から、貯蔵品に振り替えるのが望ましい。

令和４年度は、QUOカード3,000枚に対し、印刷代379,400円、QUOカード4,000枚に対し、印刷代482,400円が発生している。このうち、QUOカード6,375枚が期末在庫として貯蔵品勘定に振り替え処理されている。

棚卸資産の評価方法として、総平均法を前提とすると、印刷代のうち、（379,400円＋482,400円）÷（3,000枚＋4,000枚）×6,375枚＝784,853円を貯蔵品勘定に振り替えるのが望ましいと考える。

11. **福岡北九州高速道路公社**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 福岡北九州高速道路公社 | | | |
| 所管部署 | 県土整備部道路建設課 | | | |
| 所在地 | 福岡市東区東浜２丁目７番５３号 | | | |
| 設立年月日 | 昭和 46 年 11 月 1 日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 224,732,600 千円 | 県出資額(率) | 112,366,300 千円(50.0%) |
| | 他の出資者及び出資額 | 福岡市　83,618,500 千円<br>北九州市　28,747,800 千円 | | |
| 職員数 | 役員７名（うち非常勤２名）　職員 178 名（うち非常勤２名） | | | |
| 設立目的 | 福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を行うことにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業の発展に寄与する。 | | | |

イ．事業内容

【福岡高速道路事業】

福岡高速３号線の建設及び供用中の路線の維持、修繕、その他の管理を行っている。

【北九州高速道路事業】

北九州高速道路の維持、修繕、その他の管理を行っている。

・通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持修繕、その他の管理及び災害復旧工事を行う。
・国、地方公共団体、西日本高速道路㈱又は他の道路公社の委託に基づき、指定都市高速道路の建設と工事施工上密接な関連のある他の道路の建設または管理を行う。
・有料の自動車駐車場の建設及び管理を行う。
・その他国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行う。
・指定都市高速道路の新設または改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理を行う。

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 0 | 0 | 0 |
| （うち随意契約） | | | |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 |
| 交付金・負担金・出資金 | 501,481 | 66,643 | 178,839 |
| 県借入金残高 | 31,103,761 | 28,161,706 | 25,950,769 |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 203,491,681 | 191,089,608 | 179,435,339 |
| 県職員人件費 | 182,292 | 180,651 | 201,288 |
| （うち県支給分） | | | |
| その他県からの支援等（貸付金） | 1,134,000 千円 | 119,000 千円 | 152,600 千円 |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

該当なし

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 5 | 0 | 2 | 5 | 0 | 2 | 5 | 0 | 2 |
| | 非常勤 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 171 | 20 | 2 | 168 | 20 | 2 | 176 | 24 | 1 |
| | 非常勤 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 14,714,896 | 13,028,967 | 12,826,938 |
| 固定資産 | 1,283,719,295 | 1,287,835,779 | 1,295,304,850 |
| 資産合計 | 1,298,434,190 | 1,300,864,746 | 1,308,131,788 |
| 流動負債 | 44,869,927 | 44,730,125 | 36,732,332 |
| 固定負債 | 1,027,809,282 | 1,030,247,125 | 1,045,164,828 |
| 負債合計 | 1,072,679,209 | 1,074,977,250 | 1,081,897,160 |
| 指定正味財産 | 224,630,600 | 224,732,600 | 225,056,600 |
| 一般正味財産 | 1,124,381 | 1,154,896 | 1,178,028 |
| 正味財産合計 | 225,754,981 | 225,887,496 | 226,234,628 |

※１：固定資産には、繰延資産も含まれている。
※２：固定負債には、特別法上の引当金等も含まれている。

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 51,688,369 | 56,004,410 | 59,867,148 |
| 経常費用 | 51,663,715 | 55,973,894 | 59,844,016 |
| 評価損益等 | － | － | － |
| 当期経常増減額 | 24,654 | 30,515 | 23,132 |
| 経常外収益 | － | 12,000,000 | － |
| 経常外費用 | － | 12,000,000 | － |
| 当期経常外増減額 | － | － | － |
| 当期一般正味財産増減額 | 24,654 | 30,515 | 23,132 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 交通量（福岡・北九州合計） | 台/日 | － | 254,205 | 266,100 | 271,365 |
| 料金収入（福岡・北九州合計） | 百万円/年 | － | 55,321 | 57,254 | 59,022 |
| 緊急措置段階発生件数 | 件数 | － | 0 | 0 | 0 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 県財政支出額 | 千円 | － | 185,643 | 558,666 | 331,439 |
| 長期借入金残高 | 百万円 | － | 438,282 | 420,824 | 410,551 |
| 県債務（損失）補償額 | 百万円 | － | 191,090 | 184,346 | 179,435 |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

福岡北九州高速道路公社は、福岡県・福岡市・北九州市が設立団体となり、団体としては独立して運営が行われている法人である。

県から役員の派遣は無く、県OBの役員就任にとどまる。定期的に県の監査委員の監査を受けており、直近では、令和５年２月の報告書において、１点留意すべき事項があったが、経営評価シートにおける評価においても、高い評価を受けている。

県からの監査も適切に受けており、特に問題ないと判断する。



イ．県の人的支援・財政支出等について

常勤職員として20名を超える県職員の派遣がなされている。財政的には、毎年の出資金の追加、貸付金の定期的な追加が行われている。

各所属に求められる能力を把握したうえで、人員配置を行うとともに、管理職が職員の業務目標について定期的に進捗管理を行い、人事評価することで職員の能力を適正に把握しており、償還は順調に進んでおり、特に記載する事項は無いと判断した。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や公社職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

福岡北九州高速道路公社の理事長及び監事については、福岡県知事等が任命することとなっており、副理事長及び理事は、理事長が福岡県知事等の認可を受けて任命する。収益、負債等の基準が会計監査人設置基準を満たしていないことより、会計監査人は設置されていない。定款第20条により監事が監査を行っており、特に記載すべき事項はなかった。

オ．会計処理及び資産管理等について

県土整備部道路建設課に対する質問及び関連資料の閲覧及び福岡北九州高速道路公社に対する質問及び関連資料の閲覧を行ったが、特に記載すべき事項はなかった。

12.（公財）福岡県下水道管理センター

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人福岡県下水道管理センター | | | |
| 所管部署 | 建築都市部下水道課 | | | |
| 所在地 | 福岡市博多区那珂四丁目５番１号 | | | |
| 設立年月日 | 昭和 63 年３月 25 日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 81,600 千円 | 県出資額（率） | 40,800 千円（50.0%） |
| | 他の出資者及び出資額 | 各流域関連市町合計　40,800 千円 | | |
| 職員数 | 役員 41 名（うち非常勤 39 名）　職員 53 名（うち非常勤０名）<br>※役員には、評議員９名、理事 30 名、監事２名を含む | | | |
| 設立目的 | 流域下水道施設の維持管理の受託を行うとともに、広く県民に対し下水道に関する知識の普及・啓発を図り、また、下水道管理に関する調査研究を行い、もって広く県民の健康で快適な居住環境の創出及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。 | | | |

イ．事業内容

【流域下水道施設の維持管理受託事業】

流域下水道施設の維持及び保守に関する業務について、福岡県と委託契約を締結し、事業を実施している。福岡県の流域下水道の終末処理場７箇所、ポンプ場 14 箇所を業務の対象施設として、維持及び補修業務を行っている。

①流域下水道施設の維持管理（点検・修繕を含む。）
②流入下水・放流水及び汚泥の検査分析
③流域下水道維持管理年報の作成
④御笠川浄化センター屋上広場の維持管理
⑤その他

【調査研究事業】

下水汚泥等の処理及び有効利用に関して調査研究を実施
①日本下水道協会等の各種研修会、講習会に参加、情報収集
②全国下水道公社連絡協議会に参加(共通課題の調査検討)

【普及啓発事業】

下水道に関する知識の普及啓発を実施
①浄化センター施設の見学
　小学生の社会科見学をはじめ、毎年 2,000 人以上の浄化センター見学の実績がある。



②下水道展の実施

「下水道の日」にあわせて、福岡県や関係市町と協力し、下水道の普及促進及び下水道に対する理解を目的とした「下水道展」を平成３年度から開催している。

下水道展では、実際に生活排水が浄化される仕組みを見学し、家庭から排出された水が川に戻される「水の循環のしくみ」を理解してもらうなど、下水道の普及促進を図っている。

③小学生作文コンクールの実施

下水道の大切さを広く理解し考えてもらうため、小学４年生を対象とした作文コンクールを、毎年実施している。

作文は、浄化センターを見学した際、又は出前講座を受講した際の感想や水の大切さをテーマとした内容となっている。

優秀な作品については、表彰を行うとともに、入賞作品集を作成し、参加小学校に配布するなど、下水道への理解が深まるよう取り組んでいる。

④下水道出前講座の実施

平成 26 年度より下水道管理センターの職員が小学校に直接出向いて下水道の学習の手伝いを行う「出前講座」を行っている。

【収益事業】

その他管理センターの目的を達成するために必要な事業を実施

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 7,618,755 | 7,615,947 | 8,052,193 |
| （うち随意契約） | 7,618,755 | 7,615,947 | 8,052,193 |
| 補助金 | 0 | 0 | 0 |
| 交付金・負担金・出資金 | 0 | 0 | 0 |
| 県借入金残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 0 | 0 | 0 |
| 県職員人件費 | 324,123 | 314,947 | 321,247 |
| （うち県支給分） | 221,402 | 215,454 | 218,672 |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

| 財産種別 | 使用目的 | 使用面積（㎡） | 算定基準額（千円） | 減免額（千円） | 支払額（千円） | 減免理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通財産 | | | | | | |
| 行政財産 | 汚水処理事業等の公益目的事業への使用 | 各浄化センタ（7か所） | | 100%減免 | | 県事業である流域下水道事業を委託しているため。 |

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| | 非常勤 | 39 | 0 | 0 | 39 | 0 | 0 | 39 | 0 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 53 | 36 | 9 | 53 | 36 | 9 | 53 | 36 | 9 |
| | 非常勤 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,424,381 | 1,592,434 | 1,844,064 |
| 固定資産 | 92,863 | 92,862 | 92,986 |
| 資産合計 | 1,517,243 | 1,685,296 | 1,937,051 |
| 流動負債 | 1,414,031 | 1,580,998 | 1,832,367 |
| 固定負債 | 0 | 0 | 0 |
| 負債合計 | 1,414,031 | 1,580,998 | 1,832,367 |
| 指定正味財産 | 81,764 | 81,763 | 81,888 |
| 一般正味財産 | 21,448 | 22,535 | 22,796 |
| 正味財産合計 | 103,213 | 104,298 | 104,684 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 7,594,205 | 7,600,967 | 8,029,201 |
| 経常費用 | 7,593,073 | 7,599,881 | 8,028,940 |
| 評価損益等 | － | － | － |
| 当期経常増減額 | 1,132 | 1,086 | 261 |
| 経常外収益 | － | － | － |
| 経常外費用 | － | － | － |
| 当期経常外増減額 | － | － | － |
| 当期一般正味財産増減額 | 1,132 | 1,086 | 261 |

オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 放流水質の推移 | mg／L | 5～15以下 | 1.6 | 5～15以下 | 2.1 |
| 施設見学者参加者数 | 人 | 6,700 | 48 | 800 | 550 |
| 出前講座実施回数 | 回 | 15 | 0 | | |
| 御笠川処理単価 | 円／㎥ | 41 | 44 | 46 | 47 |
| 宝満川処理単価 | 円／㎥ | 97 | 93 | 97 | 100 |
| 多々良川処理単価 | 円／㎥ | 78 | 77 | 80 | 83 |
| 遠賀川下流処理単価 | 円／㎥ | 94 | 96 | 100 | 110 |
| 遠賀川中流処理単価 | 円／㎥ | 223 | 230 | 212 | 226 |
| 矢部川処理単価 | 円／㎥ | 127 | 122 | 120 | 127 |
| 福童処理単価 | 円／㎥ | 100 | 103 | 106 | 107 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 正味財産比率 | % | 5.9 | 6.2 | 5.7 | 5.4 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 正味財産／総資産×100 | | | | |
| 収益事業収入 | 千円 | 1,200 | 1,273 | 1,260 | 1,291 |
| 令和４年度の実績値の算式 | | | | | |
| 人件費比率 | % | 2.5 | 2.7 | 2.6 | 2.6 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 人件費／経常収益×100 | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

モニタリングの実施も十分におこなわれており、委託費の精算報告も受けている。課題についても把握しており指導、監督、助言等について問題となる記載すべき事項はなかった。

イ．県の人的支援・財政支出等について

役員のうち理事長は県庁OB、常務理事兼務事務局長は県派遣及び技術管理監は県庁OBが就任している。職員については県派遣職員と県庁OBの嘱託職員は職種に応じて配置されている。

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

団体のガバナンスにつき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

オ．会計処理及び資産管理等について

①　【意見38】決算書類の開示時期について

令和４年度の決算書類公開が令和５年９月８日に行われている。当財団は、６月下旬に評議員会の承認を得ているため、７月上旬から中旬までには開示することで素早い情報公開を行うことが望ましい。

実際に、監査対象とした他の団体の公表時期について、県に確認したところ、各機関で承認されてから、早い団体では数日、遅くとも１ヶ月以内には情報公開していた。そのため、当財団も同様に早期の情報公開を行うことが望ましいと考える。

②　【意見39】満期保有目的の有価証券の注記表における時価表示について

財務諸表の注記において、満期保有有価証券の注記において、時価を記載すべき箇所に各債券の額面が記載されている。注記表においては、満期保有有価証券の時価を把握しその時価を表示するのが望ましいと考える。



**13．福岡県住宅供給公社**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 福岡県住宅供給公社 | | | |
| 所管部署 | 建築都市部住宅計画課 | | | |
| 所在地 | 福岡市中央区天神５丁目３番１号 | | | |
| 設立年月日 | 昭和40年12月１日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 4,600千円 | 県出資額（率） | 3,800千円（82.6%） |
| | 他の出資者及び出資額 | 北九州市：200千円、福岡市：200千円、久留米市：100千円、大牟田市：100千円、直方市：100千円、飯塚市：100千円 | | |
| 職員数 | 役員３名（うち非常勤０名）　職員102名（うち非常勤０名） | | | |
| 設立目的 | 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 | | | |

イ．事業内容

【公社賃貸住宅等管理事業】
・公社賃貸住宅及び関連施設の管理・募集等
【公社賃貸住宅建設等事業】
・老朽化した公社賃貸住宅の建替え等
【県営住宅管理事業】
・管理代行者としての福岡県営住宅の管理・募集等

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 適用 |
|---|---|---|---|---|
| 委託料 | 3,148,509 | 3,211,909 | 3,260,712 | 県営住宅管理代行 |
| （うち随意契約） | 3,148,509 | 3,211,909 | 3,260,712 | |
| 補助金 | 8,094 | 8,448 | 8,631 | 共済負担金 |
| 交付金・負担金・出資金 | 0 | 0 | 0 | |
| 県借入金残高 | 0 | 0 | 0 | |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 0 | 0 | 0 | |
| 県職員人件費※ | 149,681 | 141,112 | 137,862 | ※法定福利費を除く |
| （うち役員分） | 10,465 | 10,362 | 10,385 | |
| （うち県支給分） | 44,008 | 38,534 | 31,261 | |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

該当なし

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 |
| | 非常勤 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職員 | 常勤 | 100 | 18 | 1 | 101 | 17 | 1 | 102 | 17 | 1 |
| | 非常勤 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 3,925,646 | 6,079,224 | 4,855,580 |
| 固定資産 | 52,603,434 | 51,502,969 | 51,736,737 |
| 資産合計 | 56,529,080 | 57,582,193 | 56,592,317 |
| 流動負債 | 2,603,116 | 2,661,294 | 2,640,589 |
| 固定負債 | 32,193,121 | 32,613,181 | 30,780,282 |
| 負債合計 | 34,796,237 | 35,274,475 | 33,420,871 |
| 指定正味財産 | 4,600 | 4,600 | 4,600 |
| 一般正味財産 | 21,728,244 | 22,303,118 | 23,166,845 |
| 正味財産合計 | 21,732,844 | 22,307,718 | 23,171,445 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 7,659,382 | 7,807,982 | 7,792,245 |
| 経常費用 | 7,116,692 | 7,296,875 | 7,253,512 |
| 評価損益等 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | 542,690 | 511,107 | 538,733 |
| 経常外収益 | 631,056 | 160,988 | 416,984 |
| 経常外費用 | 212,078 | 97,211 | 91,990 |
| 当期経常外増減額 | 418,978 | 63,767 | 324,994 |
| 当期一般正味財産増減額 | 961,668 | 574,874 | 863,727 |



オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 公社賃貸住宅管理戸数 | 戸数 | 9,295 | 9,188 | 9,056 | 9,096 |
| バリアフリー化率 | バリアフリー戸数/総戸数(%) | 24.5 | 25.0 | 25.5 | 25.4 |
| 公社住宅（クラシオンシリーズ等）空家率 | 空き戸数/総戸数(クラシオンシリーズ)（%） | 4.6 | 3.8 | 3.76 | 4.11 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 自己資本比率 | 純資産/資産合計（%） | 36.2 | 38.7 | 40.8 | 40.9 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 純資産(23,171,444,986)÷資産合計(56,592,316,353)＝0.409445 | | | | |
| 経常利益率 | 経常利益/事業収益(%) | 4.4 | 6.6 | 6.8 | 6.9 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 経常利益（538,733,042）/事業収益（7,758,032,752）＝0.069442 | | | | |
| 長期借入金残高 | 百万円 | 27,277 | 27,041 | 25,651 | 25,651 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 長期借入金残高の実績 | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。

イ．県の人的支援・財政支出等について

職員数については、県との取り決めにおける定数は、令和４年４月１日現在、プロパー職員31名、県派遣職員18名、契約職員53名の合計102名である。プロパー職員の定数については、平成28年度に公社賃貸住宅の入居者移転業務の業務量増加に対応するため28名から30名に変更され、更に令和３年度に県営住宅の管理代行移行に伴う業務量増加の対応要員を県派遣職員からプロパー職員に振り替えたため31名に変更されている。県派遣職員の定数は、令和元年度に県営住宅の管理代行移行に伴う業務量の増加に対応するため18名から19名に変更され、令和３年度にこれをプロパー職員に振り替えたことにより18名に変更されている。

定数の変更については、指導要綱の第７条11項において、「職員数の変更」については所管部長と協議・報告をすることとされている。

人事評価については、プロパー職員と契約職員については、公社の人事評価マニュアルに基づき、県派遣職員については県の人事評価マニュアルに基づき実施されている。

令和５年４月１日現在において職員数 105 名のうちプロパー職員 31 名、県派遣職員 17 名、契約職員 57 名という状況で概ね定数に準じた職員の構成比率となっている。

県派遣職員 17 名については、全職員 105 名に対しての比率としては 16.2%、契約社員を除いた職員 48 名に対しての比率としては 35.4%となっている。

また、公社は、県営住宅の管理代行業務を請け負っており令和４年度の収益ベースにおいて全体収益 77.5 億円に対して管理代行業務収益が 32.6 億円と収益の 42%の比率となっている。

プロパー職員の管理職登用もおこなわれており、人事評価についても特に記載すべき事項はないと考える。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

①　【意見 40】監事監査の重要性について

福岡県住宅供給公社定款によれば、（役員の職務及び権限）第７条第４項において、「監事はこの地方公社の業務を監査する。」と規定されている。また、（財務諸表及び業務報告書）第 27 条第１項において、「この地方公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後すみやかに財務諸表を作成し、監事の監査を経て福岡県知事に提出する。」。第２項において、「この地方公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、建設省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添付し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつける。」と規定されている。

令和５年度福岡県住宅供給公社財務諸表及び業務報告書に関する意見として、令和５年６月29日に監事２名より、「財務諸表及び業務報告書について監査した結果、法令、定款及び諸規程に従い、損益及び財産の状況を正しく示しており、適正であることを認めます。」と意見が出されている。

一方、「令和４年度調査報告書」として令和５年６月７日に監査法人から財務諸表の調査結果が理事長あてに提出されている。この調査報告書は公社との「委嘱契約書」により主な調査実施事項として、①帳簿突合の実施、②開示の検討、③その他の相談対応をおこなったものである。

令和４年度末において、当公社は、資産総額 565 億 9,200 万円、負債総額 334 億 2,000 万円、事業収入 775 億 8,000 万円、事業利益５億 5,000 万円、経常利益５億 3,800 万円、当期純利益８億 6,300 万円の規模である。

地方住宅供給公社法においては、この規模の公社であっても法律上は会計監査人



の選任を規定しておらず、会計監査については監事が担当することになっている。

実際に、当公社は、監査法人との委嘱契約に基づき、期中に４日間、期末に３日間、３名の公認会計士による調査、指導、相談対応が行われており、ここに監事１名が同席しているが、調査報告書の位置づけが、監事監査の補助的な役割によるものか、監査に準じて行われているのかが明確ではない。

例えば、規模の大きな東京都住宅供給公社、神奈川県住宅供給公社、大阪府住宅供給公社及び愛知県住宅供給公社においては監査法人と監査契約を締結し、それぞれ「独立監査人の監査報告書」を入手しております。上記の４公社の監査契約は監査報告書に監査の根拠が記載されていないことより任意監査で監査契約をされていると推察される。

当公社においては、既に監査法人と委嘱契約を締結しており、継続的に調査が実施されているので、監事監査の補助業務としての契約か任意監査契約に変更して、委嘱契約の位置付けを明確にされることが望ましいと考える。

②　【意見 41】評議員会運営について

令和４年 11 月 29 日に開催された、令和４年度第一回評議員会議事録によれば、評議員 14 名に対して出席した評議員が６名、代理出席が２名、欠席した評議員が６名となっている。

評議員の代理出席は本来認められるものではなく、第 20 条第３項に示された評議員会開催の要件である評議員の過半数の出席は満たされていないと考える。

定款第 18 条（評議員の委嘱）に際して、「評議員は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。」とあることから、個人的な能力や資質に着目して委嘱を受けたものであり、代理権行使は認められていないものと考える。よって代理出席者２名については評議員会の出席義務者ではないと考えられ評議員会の開催の要件を満たしていなかったことになると考える。

評議員会は理事長が招集することになっており、実際には事務局が綿密に日程の調整をおこない、評議員本人が過半数以上確実に出席できる日に評議員会を開催していると思われる。現地参加での調整がつかない場合には、評議員全員が議論に参加できる環境が整うのであれば Web によるオンライン開催や、現地参加と Web でのハイブリッド開催により評議員会を開催すべきであると考える。

③　【意見 42】評議員会における諮問事項と開催状況について

令和４年度は、前年（令和３年度）に公社を被監査主体とした福岡県包括外部監査が行われていたことから、令和４年 11 月 29 日にその結果について審議事項として評議員会が開催されている。

平成 30 年度、令和２年度、令和４年度と、２年に１回開催されているが、令和

元年度及び令和３年度には審議事項がなかったとのことで評議員会は開催されていない。令和５年度も現時点では評議員会は開催されていない。

評議員会は、地方住宅供給公社法等の法律で定められた機関ではなく、定款第17条において、第１項に、「この地方公社の適正な運営を図るため、評議員会を置く」とされ、同条第２項に「理事長がこの地方公社の運営上重要と認める事項について諮問に応じ、審議するものとする。」として設置された機関である。

ただ、諮問事項について明確に列挙されておらず、あくまでも「理事長がこの地方公社の運営上重要と認める事項」に限られている。よって令和３年度の包括外部監査の報告のみを運営上重要と認める事項として判断し、それ以外の事項については特に諮問事項と判断していないこと等によりここ数年、２年に１回の開催となっているものと思われる。

理事会の議決事項として第16条に列挙されている事項で少なくとも次の事項については、評議員会の諮問事項とすることにより、評議員会を有効に活用することが望ましいと考える。

(1) 定款又は業務方法書の変更
(2) 基本財産たる財産の変更
(3) 毎年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び決算
(4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき福岡県知事に提出する事業計画、資金計画、財務諸表及び業務報告書

オ．会計処理及び資産管理等について

建築都市部に対する質問及び関連資料の閲覧、福岡県住宅供給公社を訪問し、質問及び関連資料の閲覧を行ったが、特に記載すべき事項はなかった。

カ．過年度（令和３年度）に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について

令和３年度に実施された包括外部監査で指摘されていた指摘事項12項目（指摘事項２、３、４、５、６、７、11、12、13、14、15、16）の改善状況を確認した結果、改善状況に関して、特に記載すべき事項は見られなかった。



**１４．（公財）福岡県教育文化奨学財団**

（１）外郭団体の概要

ア．団体の概要

（令和４年４月１日時点）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 団体名 | 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 | | | |
| 所管部署 | 教育庁教育振興部社会教育課 | | | |
| 所在地 | 久留米市東櫛原町1713番地 | | | |
| 設立年月日 | 昭和47年５月11日 | | | |
| 出資（出えん）状況 | 出資総額 | 1,801,000千円 | 県出資額（率） | 1,775,000千円（98.6%） |
| | 他の出資者及び出資額 | 久留米市：25,000千円<br>財団法人福岡県講和記念奨学会：1,000千円 | | |
| 職員数 | 役員19名（うち非常勤17名）　職員58名（うち非常勤29名） | | | |
| 設立目的 | 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものに対する奨学事業及び教育文化に関する普及振興事業等を行うことにより、知性豊かで創造性に満ち、社会に貢献しうる人材の育成及び教育文化の向上発展に寄与する。 | | | |

【福岡県青少年科学館の概要について】

当財団が運営している福岡県青少年科学館は平成２年５月、水と緑のまち、久留米市において「地球」をテーマとして開館し、今年で34年目を迎える教育施設である。

①設置の目的

県民への科学教育の普及・振興、特に青少年の科学への興味と関心を高め科学する心を培うことにより、科学技術に対する正しい理解と認識を深めるとともに、知性豊かな創造性に満ちた人材を育成することを目的とする。

②基本的な機能

・科学教育センターとしての機能

科学の原理や科学技術を実感する体験を通して科学知識の普及啓発を行うとともに、小･中学校及び高等学校等の教育活動の支援を行うなど科学教育の振興に寄与する。

・科学情報センターとしての機能

最新の科学技術に関する情報を収集し、広く県民に提供するとともに、科学に関するレファレンスサービス（学習相談）を行うなど県民の生涯学習活動を支援する。

③具体的な活動

・展示活動

ア　自然の事物・現象、科学の基本原理とその応用及び最新の科学技術に関する資料を、参加・体験型の実物、模型、実験等を用いて常設展示を行う。

イ　特定のテーマに即した特別展を行うとともに、調査研究に基づく独自の企画展、小･中学生や高校生の研究成果を紹介する作品展などを行う。

・コスモシアター運営

ア　小・中学校理科の天文分野の理解を深めるために、学習指導要領に準拠した内容の学習番組の投映を行う。

イ　天文分野に関する知識･理解を深めるとともに、科学に関する興味･関心を高めるために、プラネタリウム番組及び全天周映画の投映（上映）を行う。

・科学教育普及活動

ア　広く県民を対象に、科学に関する各種の講座やイベント、講演会等を実施するとともに、特に青少年に対して実験・観察、科学工作、天体観察等の学習の機会と場を提供する。

イ　学校や地域、県立社会教育施設等との連携を図り、指導者の資質向上のための指導者支援事業、当館職員が外に出向いて教室等を行うネットワーク推進事業、科学館ボランティアの活動の推進、職場体験やインターンシップ等の研修生の受入れなどを行う。

・調査研究・広報活動

ア　科学に関する資料の調査・収集を行うとともに、ホームページや定期刊行物による情報提供を行う。また、利用促進のための積極的な広報周知活動に努める。

イ　ライブラリーにおいて、科学分野の図書を提供するとともに、科学に関するレファレンスサービス等を行う。

④施設の概要

・設置場所　福岡県久留米市東櫛原町1713番地（中央公園内）

・敷地面積　10,311.47㎡（久留米市有地を無償借地）

・延床面積　8,039.61㎡

（鉄筋コンクリート構造、地下１階、地上４階[一部５階]）



・総工事費　4,573,036千円

＜施設設備等＞

| | 室　名 |
|---|---|
| 地下１階 | 機械室 |
| １階 | 館長室　副館長室　事務室　総合案内（ロビー）　特別展示室　常設展示場　郷土展示コーナー　ライブラリー　売店　喫茶　救護室　更衣室　給湯室 委託関係室　保安室等 |
| ２階 | 理事長室　常設展示場　実験室　工作室　調査研究室　放電実験室　多目的室 |
| ３階 | 常設展示場　集会室 |
| ４階 | 天体観測広場 |
| ５階 | 天体観測室（口径20cmクーデ式屈折望遠鏡設置） |

コスモシアター

・ドーム　直径23m、傾斜角30度

・形　式　ハイブリッドプラネタリウム
全天デジタル映像システム
光学式プラネタリウム(投映恒星数　約1,000万個)

・座席数　246席＋車椅子用２席分

常設展示

・テーマ　「地球」
科学の基本原理及び最新の科学技術に関するものを参加型手法を用いて展示（展示数　150点）

＜部門別面積＞

| 区　分 | 主　な　室　等 | 面積（㎡） |
|---|---|---|
| 管理部門 | 理事長室　館長室　事務室　機械室　委託室　廊下・階段等 | 3,466 |
| 交流部門 | 総合案内（ロビー）　喫茶　売店 | 550 |
| 展示部門 | 常設展示場　特別展示室　収蔵庫 | 2,691 |
| 教育活動部門 | 実験室 工作室 コスモシアター 天体観測室等 | 1,173 |
| 情報部門 | ライブラリー　調査研究室 | 179 |
| 合　計 | | 8,039 |

（出所：福岡県青少年科学館　令和５年度　要覧）

【福岡県学生会館の概要について】

福岡県学生会館とは

当財団が運営している福岡県学生会館は、東京都またはその近郊の大学等に学ぶ本県出身学生の経済的負担を軽減し、修学の便を図るとともに、寮生活（共同生活）を通して社会性や協調性を醸成し、寮生同士が友情を育むことを通じて、有為な人材を育成することを目的として設立されたものです。

①所在地等

〒225-0014　神奈川県横浜市青葉区荏田西１丁目14-２

②建物の概要

（構 造）鉄筋コンクリート５階建

（延床面積）3,988.4㎡

（定 員）150名以内(英彦寮(男子)：100名、筑紫寮(女子)：50名

（出所：公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所HP）



イ．事業内容

【教育文化事業】

県内の教育文化団体等が実施する県民の教育文化活動を促進するための事業に対し、経費の一部を助成する「教育文化助成事業」を実施している。 併せて、財団が自主的に県民の教育文化活動を振興するために、教育文化団体等と共催で行う事業の経費の一部又は全部を負担し、当該団体等に執行させる「教育文化振興事業」を実施している。

【科学教育事業】

福岡県が実施する指定管理者制度に基づき、久留米市中央公園内に設置された福岡県青少年科学館の管理・運営を行っている。

【奨学事業】

奨学金等貸与事業及び福岡県学生会館の管理運営を行っている。

ウ．県の財政的・人的支援の状況

①財政的支援

（単位：千円）

| | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 委託料 | 204,011 | 214,824 | 208,711 |
| （うち随意契約） | 0 | 0 | 0 |
| 補助金 | 279,484 | 257,176 | 256,831 |
| 交付金・負担金・出資金 | 1,775,000 | 1,775,000 | 1,775,000 |
| 県借入金残高 | 32,778,064 | 31,016,761 | 29,125,697 |
| 県の損失補償契約等に基づく債務残高 | 492,973 | 422,548 | 352,123 |
| 県職員人件費 | 69,374 | 73,143 | 74,352 |
| （うち県支給分） | 69,374 | 73,143 | 74,352 |

②県有財産の無償（または減額）による貸付（または使用）について（令和４年度）

| 財産種別 | 使用目的 | 使用面積（㎡） | 算定基準額（千円） | 減免額（千円） | 支払額（千円） | 減免理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通財産 | | | | | | |
| 行政財産 | 青少年科学館の管理運営 | 8,039.61 | 2,612,967 | 2,612,967 | 0 | 協定書で無償貸与を定めているため |
| 行政財産 | 奨学金貸与事業及び学生会館運営事業 | 133 | 1,853 | 1,853 | 0 | 使用料減免基準に該当のため |

③県の人的支援の状況

| | | 令和２年度 | | | 令和３年度 | | | 令和４年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 | | うち県職員 | うち県退職者 |
| 役員 | 常勤 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| | 非常勤 | 17 | 2 | 1 | 17 | 1 | 2 | 17 | 2 | 1 |
| 職員 | 常勤 | 29 | 12 | 1 | 29 | 13 | 1 | 29 | 13 | 1 |
| | 非常勤 | 30 | 0 | 1 | 29 | 0 | 1 | 29 | 0 | 1 |

エ．財務諸表の期間比較

①貸借対照表

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,922,329 | 2,117,000 | 2,110,201 |
| 固定資産 | 34,630,638 | 32,296,687 | 30,172,248 |
| 資産合計 | 36,552,967 | 34,413,687 | 32,282,449 |
| 流動負債 | 122,049 | 114,663 | 107,310 |
| 固定負債 | 33,164,669 | 31,343,369 | 29,390,838 |
| 負債合計 | 33,286,718 | 31,458,032 | 29,498,148 |
| 指定正味財産 | 5,385,018 | 5,385,206 | 5,381,436 |
| 一般正味財産 | −2,118,769 | −2,429,552 | −2,597,135 |
| 正味財産合計 | 3,266,249 | 2,955,654 | 2,784,301 |

②正味財産増減計算書

（単位：千円）

| 科目 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 |
|---|---|---|---|
| 経常収益 | 595,489 | 596,059 | 596,023 |
| 経常費用 | 594,782 | 906,096 | 763,104 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 707 | −310,037 | −167,081 |
| 評価損益等 | −493 | −746 | −501 |
| 当期経常増減額 | 214 | −310,783 | −167,582 |
| 経常外収益 | 243,995 | 0 | 0 |
| 経常外費用 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 243,995 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 244,209 | −310,783 | −167,582 |



オ．事業の活動指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 学生会館入館率 | 在館者人数÷定員（%） | 96.0 | 86.7 | 88.0 | 73.3 |
| 入館者数 | 各月の合計（人） | 318,700 | 124,228 | 146,600 | 179,581 |
| 利用料金収入 | 各月の合計（千円） | 49,271 | 22,521 | 25,021 | 31,612 |
| 指導者支援事業等参加人数 | 事業参加者数の計（人） | 2,637 | 986 | 2,922 | 2,153 |

カ．事業の財務指標

| 指標名 | 算式（単位） | 令和３年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標値 | 実績値 | 目標値 | 実績値 |
| 長期借入金総額（一年以内返済予定長期借入金を含む） | 一年以内返済予定長期借入金+長期借入金（千円） | 36,455,550 | 31,403,022 | 29,452,369 | 29,452,305 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 61,467+29,390,838＝29,452,305（千円） | | | | |
| 奨学金等返還回収率（現年）（返還期限が当該年度中にある返還義務額に対する返還額の割合） | 現年の返還回収額÷現年の返還義務額×100（%） | − | 90.5 | 90.9 | 90.9 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 3,195,872千円÷3,517,593千円×100＝90.9（%） | | | | |
| 返還者率 | 返還収入者÷返還義務者×100（%） | − | 91.5 | 91.6 | 90.8 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 79,260÷87,245×100＝90.8（%） | | | | |
| 福岡県青少年科学館利用者１人当たり県費コスト | 委託料÷入館者数（円） | 598.9 | 1,729.3 | 1,423.7 | 1,162.2 |
| 令和４年度の実績値の算式 | 208,710,628÷179,581＝1,162.2（円） | | | | |
| 人件費負担率 | 人件費÷経常収益×100（%） | 33.2 | 31.7 | 31.5 | 33.8 |
| 令和４年度の実績値の算式 | （192,761,785+8,628,954）÷596,022,834×100＝33.8（%） | | | | |
| 県財政支出率 | 県財政支出額÷経常収益×100（%） | 72.7 | 79.2 | 76.9 | 78.1 |
| 令和４年度の実績値の算式 | （256,831,250+208,710,628）÷596,022,834×100＝78.1（%） | | | | |

（２）監査の結果及び意見

ア．県の指導、監督、助言等について

団体への指導、監督、助言等について、各種資料閲覧およびヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

イ．県の人的支援・財政支出等について

県からの派遣職員及び退職者による人的支援について、ヒアリングを実施したが特に記載すべき事項はなかった。財政支出についても、特に記載すべき事項はなかった。

ウ．監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について

委託料及び補助金につき、各種資料閲覧及び県や団体職員へのヒアリングを実施したが記載すべき事項はなかった。

エ．公社等外郭団体におけるガバナンスについて

①　【意見 43】高等学校奨学金（在学募集）の広報について

高等学校奨学金の募集（概略）は、次の通りである。

| | 時期 | 経済的な資格 |
|---|---|---|
| 予約募集 | 中学校在学中 | 収入合計が生活保護基準の 1.5 倍以下 |
| 在学募集 | 高校入学から５月 | 収入合計が生活保護基準の 2.4 倍以下 |
| 緊急募集 | 高校入学後随時 | 収入合計が生活保護基準の 2.4 倍以下 |

予約募集と在学募集には、経済的な資格に差異がある。それぞれの募集案内には、それぞれの経済的な資格条件が記載してあるが、両者が異なる旨の記載はない。そのため両者の選考基準の差異に気付かず、予約募集の選考に漏れたものは、在学募集で選考されることはないと考えるのではなかろうか。その結果、在学募集に応募しないことが考えられる。

したがって、このような誤解を生じさせぬよう、特に予約募集の案内には、予約募集で選考されなくとも在学募集では選考される可能性がある旨をわかりやすく広報するのが望ましいと考える。

②　【指摘事項５】会計監査人の登記について

会計監査人の変更手続きについて、評議員会における会計監査人の選解任の手続きを経て、登記の書き換えを行うべきところを、書き換え手続きが適切に行われていなかった。

登記は法人の存在を公的に証明するうえで重要なものであり、記載内容に変更が生じた場合、変更手続きに整合したものとすべきものである。



ついては、漏れなく適切に手続きが行われるよう、関係機関と調整を図りながら事務を遂行していただきたいと考える。

（登記の効力）
第二百九十九条　この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。
２　（略）
（一般財団法人の設立の登記）
第三百二条　一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。
一・二　（略）
２　前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
一～六　（略）
七　会計監査人設置一般財団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名
称
八～十三　（略）
（変更の登記）
第三百三条　一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（出所：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）

③　【意見 44】会計監査人との監査契約について

会計監査人との監査契約にあたり、会計監査人との監査契約書を取り交わしていなかった。しかしながら、監査契約書は実務上取り交わすことが通例であり、かつ本件が財団の会計規則但し書きで示す契約の性質又は目的により契約書の作成が必要としない事項には該当しないため、監査契約書を取り交わすべきである。

（契約書の作成）
第 32 条　契約をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものは、これを添付しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要としない事項についてはこの限りではない。
（1）～（12）　（略）

（出所：公益財団法人福岡県教育文化奨学財団会計規則）

オ．会計処理及び資産管理等について

①　【意見 45】勘定科目の相違について

会計監査人への監査報酬について、当財団は、役員報酬として処理している。しかしながら、会計監査人は役員ではない。よって、諸謝金など管理費の適切な科目を使用するのが望ましいと考える。

②　【意見 46】改正後の公益法人会計基準を適用していないことについて

現状では、令和２年５月 15 日に改正された「公益法人会計基準」が最新のものとなり、当会計基準を適用する必要がある。しかし、財団は、改正前の会計基準を適用しており、次のような適合しない箇所が生じている。

（ｉ）財務諸表の名称について

正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、キャッシュ・フロー計算書総括表と表記している。平成 16 年改正基準においては、様式 5-1 貸借対照表総括表、様式 5-2 正味財産増減計算書総括表の記載があるが、これらの総括表は現在の「公益法人会計基準」の運用指針の（様式 1-3）貸借対照表内訳表、（様式 2-3）正味財産増減計算書内訳表に近いものである。

財務諸表の名称は、基準に従い適切な名称を使用するのが望ましいと考える。

（ⅱ）継続組織の前提に関する注記について

公益法人会計基準上、「継続組織の前提に関する注記」の記載が要求されている。しかしながら、当財団の注記は、「継続事業の前提に関する注記」と表記されている。この誤りが生じた原因は、公益法人会計基準が令和２年５月 15 日に「継続事業の前提に関する注記」から「継続組織の前提に関する注記」に改正された情報を得ることができなかったためであると推量される。毎年度会計基準の改正の有無を確認し、最新の基準を遵守して財務諸表等を作成するのが望ましいと考える。

（ⅲ）重要な会計方針の注記について

当財団は、重要な会計方針の中で、「平成 23 年度から『公益法人会計基準』（平成 20 年４月 11 日、改正平成 21 年 10 月 16 日内閣府公益認定等委員会）を採用している。」としている。しかしながら、上記のように、公益法人会計基準は令和２年５月 15 日に改正されている。したがって、改正後の公益法人会計基準を採用するのが望ましいと考える。

③　【意見 47】共通に発生している経費等の配布について

事業費、管理費で共通に発生している事項に関しては、本来、各々の使用等による発生状況を適切に把握し、事実に従った配賦計算が必要となる。



（ｉ）減価償却費の配賦について

科学館所在固定資産の管理資料を閲覧したところ、館長室エアコン、副館長室エアコン等の固定資産管理を行っている。福岡県青少年科学館館長は当財団の専務理事であり、副館長は当財団の事務局長であるため、減価償却費は事業費のみではなく、管理費としても計上することが望ましいと考える。現在は、金額的重要性が乏しいことから管理費としての計上は行っていないとのことである。そこで今後重要性が増した場合、法人会計として計上すべき減価償却費は、管理費として計上するのが望ましいと考える。

（ⅱ）事業費と管理費の配賦処理について

上述の減価償却のほか、光熱水費、備品購入費についても事業費のみにて計上し、管理費としての計上は行っていない。光熱水費については、科学館にて財団事務を行っていることから管理費としても計上することが望ましい。また、備品購入費についても管理費として計上すべきものがあると考えられる。現在は、金額的重要性が乏しいことを不計上の理由としているが、今後重要性が増した場合、現状の計上方法でよいのかにつき、再度検討することが望ましいと考える。

④　【指摘事項６】本部における小口現金出納帳の記載について

本部における小口現金の増減については、毎日、手書きで小口現金出納帳の記入を行っている。しかしながら、事業年度末に一度、小口現金を普通預金に預け入れる支出についての記載は行われていない。

そのため、小口現金出納帳には、当該入金取引が計上されておらず、小口現金の手許残高と帳簿残高の照合も行われていないことになる。

小口現金出納帳には、生じる取引について、漏れなく記載し、手元有高と残高を照合する必要がある。

| |
|---|
| （小口現金の記帳及び照合）<br>第７条　出納責任者は、小口現金の受払を小口現金出納帳に記帳し、日々の小口現金出納業務終了後、小口現金の手元有高と帳簿残高との照合をしなければならない。 |

（出所：公益財団法人福岡県教育文化奨学財団小口現金取扱要領）

⑤　【意見 48】福岡支所における固定資産管理について

福岡支所でも台帳を備え、その保全状況及び異動について記載している。しかしながら、固定資産の番号管理及び台帳と現物との照合は行っていない。

台帳の正確性を担保するため、定期的に「固定資産台帳」と現物との照合を行うことが望ましいと考える。

（固定資産の管理）
第 37 条　固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記載し、異動、毀損又は消失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

（出所：公益財団法人福岡県教育文化奨学財団会計規則）

⑥　【意見 49】本部における固定資産管理資料について

本部における固定資産管理は、エクセルで行っている。科学館の管理業務の執行に供する施設、設備及び備品は福岡県より貸与されるため、科学館所在の財団所有固定資産の数はそれほど多くはない。そのため現状は管理が容易であるものの、将来的には番号管理を行うことが望ましいと考える。

また同様の理由から、什器備品とリース資産の科目を明示することなく同一の表で管理している。こちらについては貸借対照表との一致確認作業の効率化のため、科目を明示し、科目ごとの小計表示を行うことが望ましいと考える。

⑦　【意見 50】本部における貯蔵品の現物確認について

本部では、収入印紙は「収入印紙管理簿」で、切手は「郵便切手等出納整理簿」で増減管理を行い、増減ごとの事務局長の承認を得ている。また、管理簿（整理簿）と現物との確認を適宜行っていると伺っているが、管理簿上その記載がなく、承認もない。

管理簿には実施作業をわかりやすく記載し、承認を得る必要があるので、管理簿の残高の箇所に承認印、承認日等を記載するのが望ましいと考える。